

令和5年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和5年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（9月5日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第8号～報告第13号及び議案第40号～議案第49号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	16

第2号（9月7日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

10番 寺門 厚 君

広域避難計画について	20
2040年までの那珂市財政見とおしについて	28
国道118号線バイパス計画について	33

3番 小池 正 夫 君

那珂市の学童保育について	3 7
地域計画策定に向けた取組みについて	4 3
基盤整備事業の進捗について	4 7
1 2 番 古 川 洋 一 君	
学童保育所における長期休業期間の昼食の提供について	5 0
学校特別教室等へのエアコン設置について	5 4
給食費の管理について	5 6
街灯電気代の契約等について	6 1
イベントの創設について	6 3
7 番 大和田 和 男 君	
市内の人材育成・人材発掘について	6 7
都市基盤整備の取組みについて	7 8
9 番 花 島 進 君	
ふるさと納税制度について	8 5
聴覚障害について	8 7
ひばりが丘交差点近くの廃屋処理の総括について	9 0
教育向上策について	9 1
下水道会計の見通しについて	9 5
市内駅の自転車置き場について	9 7
地籍調査の現状について	9 8
東海第2原発の再稼働問題について	9 9
病気・怪我の時の障害認定について	1 0 1
池上団地近くの地盤などの状況について	1 0 2
1 番 寺 門 勲 君	
マイナンバーカードについて	1 0 3
教育環境の推進について	1 0 6
安全・安心のための助成について	1 0 8
○散会の宣告	1 1 0

第 3 号 (9月8日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 2
○欠席議員	1 1 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 1 2

○議会事務局職員	1 1 2
○開議の宣告	1 1 3
○諸般の報告	1 1 3
○一般質問	1 1 3
8番 富山 豪 君	
消防団について	1 1 4
保育・幼児教育行政について	1 1 9
学習支援について	1 2 2
14番 武藤 博光 君	
中核都市圏ビジョンについて	1 2 7
額田城周辺の状況について	1 3 2
18番 福田 耕四郎 君	
農業用水路、排水路の整備、維持管理について	1 3 7
儲かる農業について	1 4 2
2番 原田 陽子 君	
公共施設のトイレ整備について	1 4 4
事務事業評価について	1 4 8
16番 君嶋 寿男 君	
子ども達の支援について	1 5 3
市内の小中学校施設の現状について	1 5 8
17番 遠藤 実 君	
買い物弱者支援について	1 6 2
少子化対策のさらなる充実について	1 6 4
行政評価制度について	1 6 6
道の駅について	1 6 8
11番 木野 広宣 君	
公務員の働き方改革について	1 7 6
防災について	1 8 3
○議案等の質疑	1 8 7
○議案の委員会付託	1 8 7
○請願の委員会付託	1 8 8
○散会の宣告	1 8 8

第 4 号 (9月22日)

○議事日程	1 8 9
-------	-------

○本日の会議に付した事件	189
○出席議員	189
○欠席議員	190
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	190
○議会事務局職員	190
○開議の宣告	191
○諸般の報告	191
○議案第40号～議案第49号及び請願第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、 採決	191
○議員派遣について	194
○委員会の閉会中の継続調査申出について	195
○閉会の宣告	195
○署名議員	197

那珂市告示第 1 1 9 号

令和 5 年第 3 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 2 9 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 5 年 9 月 5 日 (火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和5年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月5日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月6日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月7日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(寺門厚、小池、古川、大和田、花島、寺門勲)
第4日	9月8日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(富山、武藤、福田、原田、君嶋、遠藤、木野) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月9日	土		休会	
第6日	9月10日	日		休会	
第7日	9月11日	月	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第8日	9月12日	火	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第9日	9月13日	水	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	9月14日	木	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第11日	9月15日	金		休会	(議事整理)
第12日	9月16日	土		休会	
第13日	9月17日	日		休会	
第14日	9月18日	月		休会	
第15日	9月19日	火		休会	(議事整理)
第16日	9月20日	水		休会	(議事整理)
第17日	9月21日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 2 2 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	寺門	勲君	2番	原田	陽子君
3番	小池	正夫君	4番	萩谷	俊行君
5番	石川	義光君	6番	關	守君
7番	大和田	和男君	8番	富山	豪君
9番	花島	進君	10番	寺門	厚君
11番	木野	広宣君	12番	古川	洋一君
13番	勝村	晃夫君	14番	武藤	博光君
15番	笹島	猛君	16番	君嶋	寿男君
17番	遠藤	実君	18番	福田	耕四郎君

不応招議員（なし）

令和5年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月5日）

令和5年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月5日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明
- 報告第 8号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 9号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第10号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第11号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第12号 令和4年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第13号 令和4年度那珂市下水道事業会計継続費精算報告書について
- 議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和4年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 議案第49号 令和4年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1 番	寺 門 勲 君	2 番	原 田 陽 子 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	勝 村 晃 夫 君	14 番	武 藤 博 光 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君	総 務 部 長	玉 川 一 雄 君
市民生活部長	平 野 敦 史 君	保 健 福 祉 部 長	生 田 目 奈 若 子 君
産 業 部 長	浅 野 和 好 君	建 設 部 長	今 瀬 博 之 君
上 下 水 道 部 長	渡 邊 勝 巳 君	教 育 部 長	小 橋 聡 子 君
消 防 長	小 田 部 茂 生 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	澤 畠 克 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付をしております。

また、本市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、監査委員から提出がありました令和5年6月から8月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しております。タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、寺門 厚議員、11番、木野広宣議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第8号～報告第13号及び議案第40号～議案第49号の一括

上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、報告第8号から第13号及び議案第40号から第49号までの以上16件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、先月26日でございますが、なかLuckyFM公園において「なかひまわりフェスティバル」が盛大に開催されました。今回は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に行う初めての開催であり、天候にも恵まれた当日は、市内外から家族連れをはじめ大勢の来場者でにぎわいました。演奏やダンスなど多彩なステージ発表が会場を大いに盛り上げたほか、青空の下、咲き誇るひまわり畑や大盛況の花火大会など、活気あふれる夏の日となったことは大変喜ばしい限りでございます。

今後も、月見の会や文化祭、さらには産業祭と、本市を盛り上げる各種イベントの開催が予定されております。また、ここ数年は見合わせていたお祭りや敬老会など、地域コミュニティの大切な行事についても、再開していく旨のお話を多々伺っております。

新型コロナウイルス感染症に注意が必要なことに変わりありませんが、引き続き、地域活力の向上とまちのにぎわい創出に積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれ

ましては、今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、令和5年第3回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が6件、条例の一部改正が4件、令和5年度補正予算が2件、その他が4件の計16件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第8号をお開き願います。

報告第8号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年5月30日に那珂市立瓜連中学校敷地内で発生した、学校用務員が除草作業をしていたところ、刈り払い機の飛び石により相手方車両の後方部ガラスを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したため、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第9号をお開き願います。

報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年7月28日に飯田地内で発生した、市職員が運転する消防車両が、予防査察のため相手方駐車場に駐車したところ、設置されている浄化槽の蓋及びその土台を破損した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したため、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第10号をお開き願います。

報告第10号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について報告するものでございます。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の令和3年度及び令和4年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。

早期健全化基準は、言わば財政の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和4年度は4.0%となり、前年度と比べ0.1ポイント増加しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは市債現在高等の減少により、令和4年度は表示はございません。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和4年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの令和4年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、報告第11号をお開き願います。

報告第11号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率について報告するものでございます。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に、対象となる公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計がございましたが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちら国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和4年度におきましても健全な状態であることを示しております。

次のページに、監査委員からの令和4年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、報告第12号をお開き願います。

報告第12号 令和4年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について。

令和4年度那珂市の水道事業会計継続費については、次のとおり精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告するものでございます。

木崎浄水場浄水施設更新工事監理業務委託、木崎浄水場電気計装監視制御設備更新工事監理業務委託、木崎浄水場浄水施設更新工事、木崎浄水場電気計装監視制御設備更新工事に係る継続費について精算が完了し、実績額合計は、それぞれ781万円、319万円、8億4,869万4,000円、4億2,460万円でございます。

続いて、報告第13号をお開き願います。

報告第13号 令和4年度那珂市下水道事業会計継続費精算報告書について。

令和4年度那珂市の下水道事業会計継続費については、次のとおり精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告するものでございます。

経営戦略策定支援業務委託に係る継続費について精算が完了し、実績額合計は1,753万4,000円でございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第40号をお開き願います。

議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第41号をお開き願います。

議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

国においては、令和5年5月8日限り新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類相当に引き下げられたことに伴い、防疫作業手当の特例が廃止されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要としては、新型コロナウイルス感染症に対する防疫作業手当の特例を廃止し、新たな変異株等に対応するため、国と同様に新型インフルエンザ等に対する防疫作業手当の特例を講じるものでございます。

続いて、議案第42号をお開き願います。

議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により項が繰り上がったため、本条例においても必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第43号をお開き願います。

議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第44号をお開き願います。

議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,236万円を追加し、237億6,848万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、支所庁舎管理事業において、空調設備の改修に係る工事請負費等を計上するものでございます。

民生費及び衛生費については、昨年度創設された国の出産・子育て応援交付金の継続実施に伴い、出産・子育て応援給付事業及び子育て世代包括支援センター事業において、令和5年度下半期に必要な経費等を計上するものでございます。

農林水産業費については、担い手育成支援事業において、県による国産麦等の生産拡大に

係る補助金を、農業者緊急応援事業において、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区に対し電気料金高騰分を支援するための補助金等を、農業集落排水整備事業費において、下水道事業会計の電気料金の負担軽減を図るための補助金をそれぞれ計上するものでございます。

商工費については、複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業において、道の駅の経営及び運営企画に関するアドバイザー業務に係る委託料等を計上するものでございます。

教育費については、小学校施設整備事業において、瓜連小学校の空調設備の改修に係る工事請負費を、小学校及び中学校の感染症臨時対策事業において、低所得者世帯への就学奨励特別支援金支給に係る扶助費をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、額の確定により普通地方交付税を増額するとともに、繰入金及び市債を減額するものです。その他歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、議案第45号をお開き願います。

議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ9,895万4,000円を追加し、48億4,895万4,000円とするものでございます。

歳出の内容として、地域支援事業費において、高額医療合算介護予防・生活支援サービス費の見込額に伴う負担金を、諸支出金において、前年度の精算による国県負担金等返納金及び一般会計繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第46号をお開き願います。

議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について。

那珂聖苑の管理については、現在の指定管理者の代表団体が令和5年10月1日付で会社法第749条の規定に基づく会社合併及び商号変更することから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第47号をお開き願います。

議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額241億5,057万4,000円、歳出総額227億1,906万7,000円、歳入歳出差引額は14億3,150万7,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源8,021万2,000円を差し引いた実質収支額は、13億5,129万5,000円でございます。

概要としましては、歳入で約9億円、歳出で8億円程度、前年度より減少となっております。

す。

歳入は、繰越金や市税などが増額となった一方で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の皆減により県支出金が大幅に減額となったほか、国庫支出金や市債が減額になり、全体としては減額となっております。

また、歳出は、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）の増などにより土木費が増額になったほか、国県負担金等返納金の増などにより諸支出金が増額となりました。一方で、担い手育成支援事業の減により農林水産事業費が大幅に減額となったほか、子育て世帯への臨時特別給付金事業の減などにより民生費が、基金積立事業の減などにより総務費が減額となり、全体としては減額となっております。

令和3年度と比較しますと、歳入総額が3.8%の減、歳出総額が3.6%の減となっております。

次に、特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額52億3,799万8,000円、歳出総額51億9,151万1,000円、歳入歳出差引額は4,648万7,000円でございます。国民健康保険加入世帯数・被保険者数が減少しており、歳出決算額も減少傾向にございます。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,354万9,000円、歳出総額1,011万3,000円、歳入歳出差引額は343万6,000円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額51億2,478万5,000円、歳出総額49億577万9,000円、歳入歳出差引額は2億1,900万6,000円でございます。令和4年度のサービス給付事業につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額7億9,313万4,000円、歳出総額7億9,099万円、歳入歳出差引額は214万4,000円でございます。

那珂地方公平委員会特別会計につきましては、歳入総額78万5,000円、歳出総額9万1,000円、歳入歳出差引額は69万4,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続いて、議案第48号をお開き願います。

議案第48号 令和4年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和4年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収益13億8,715万1,000円に対し、総費用は11億1,114万3,000円となり、差引き2億7,600万8,000円の当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入12億6,886万6,000円に対し、支出17億9,735万1,000円となり、差引き5億2,848万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

続いて、議案第49号をお開き願います。

議案第49号 令和4年度那珂市下水道事業会計決算の認定について。

令和4年度那珂市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、消費税及び地方消費税込みで総収益17億2,267万8,000円に対し、総費用は16億3,035万円となり、差引き9,232万8,000円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入11億2,127万7,000円に対し、支出17億7,522万2,000円となり、差引き6億5,394万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

以上、企業会計決算の概要説明でございました。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

令和4年度那珂市歳入歳出決算審査意見書、令和4年度定額運用基金運用状況審査意見書及び令和4年度那珂市公営企業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

城宝信保監査委員、登壇願います。

監査委員。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第47号、第48号、第49号、併せて審査結果についてご報告申し上げます。

令和4年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

1ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和4年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間、令和5年6月15日から令和5年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、令和4年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿及び証書類が法令に準拠して作成されているか、併せて予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された関係諸帳簿及び証書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても、適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和5年8月21日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

以上でございます。

引き続き、令和4年度定額運用基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

18ページをご覧ください。

審査の種類、地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和4年度那珂市土地開発基金、令和4年度那珂市印紙等購買基金について審査いたしました。

審査期間、令和5年6月15日から令和5年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査結果、審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和5年8月21日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。

引き続き、令和4年度那珂市公営企業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

19ページをご覧ください。

審査の種類、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査いたしました。

審査の対象、令和4年度那珂市水道事業会計決算、令和4年度那珂市下水道事業会計決算について審査いたしました。

審査期間、令和5年6月15日から令和5年8月16日まで行いました。

審査の着眼点及び実施内容、審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、決算諸表及び附属書類等が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されているか、併せて事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

審査結果、審査に付された決算諸表及び附属書類等は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和5年8月21日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 木野広宣。
以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時36分

令和5年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月7日）

令和5年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月7日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 莊一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局長	澤 畠 克彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は通告7番から13番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

また、帽子については脱帽をお願いいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 広域避難計画について。 2. 2040年までの那珂市財政見とおしについて。
3. 国道118号線バイパス計画について。
寺門 厚議員、登壇願います。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） おはようございます。

議席番号10番、市民とつくる未来の会の寺門 厚でございます。
通告に従いまして一般質問をいたします。
執行部におかれましては簡潔明瞭なる答弁をお願いいたします。
最初の質問は、広域避難計画についてです。

広域避難計画は、いかなる場合でも最悪の事態を想定しつつ、住民の生命、財産を確実に守れる計画を策定しなければならないものである。避難してから避難所を経て、避難解除後地元へ戻り、基の生活に戻るまでが広域避難計画であると私は考えています。

前回、令和5年第1回定例会での一般質問において広域避難計画について聞いており、今回はその続きを、特に避難行動要支援者の避難計画について、広域避難先の確保状況についてお聞きをします。

1番目ですが、避難行動要支援者の個別避難計画について、前回の一般質問で本市の避難行動要支援者は今年の1月現在1,228名の方がいらっしゃったと聞いております。この方々の原子力災害時において、在宅の要支援者の個別避難計画の策定状況について、どのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

避難行動要支援者の個別避難計画の作成につきましては、内閣府より指針等が示されており、現在作成作業を進めているところです。

内容としましては、PAZの避難行動要支援者の再スクリーニングを実施し、原子力災害時に避難に必要な情報の聞き取りなどを行っています。今後はこの情報を基に個別避難計画の作成を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在PAZの対象者からスクリーニング、あるいは聞き取り調査を始めており、これから個別計画作成を進めていく段階だということでございますね。

では、避難行動要支援者は一時集合場所や避難先への移動は困難であり、移動に使用するバスや福祉車両、運転手が絶対的に不足する状況にあります。対応策はどのように考えてい

るのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

広域避難の際に使用するバスや福祉車両については、茨城県が確保することとなっており、災害時にはバスオペレーションシステムにより、必要な台数を茨城県に要請することになっています。

茨城県では、今後の人手不足の問題なども念頭に入れて、福祉車両を保有する事業所や県バス協会、県ハイヤー・タクシー協会など様々な機関と調整を行っている状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 県での調整が行われているというのは分かりました。

次は、避難した先の状況ですが、避難先の受入れ態勢はできているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

医療機関及び入所型社会福祉施設においては、茨城県が主体となり各施設の策定する避難計画で受入れ施設を定めているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、医療施設や入所型社会福祉施設の避難計画作成状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

市内の医療機関及び入所型社会福祉施設のうち、原子力災害時の避難計画の策定が必要となる施設数につきましては、県に確認したところ、医療機関が9施設、社会福祉施設が20施設になります。そのうち、避難計画の策定が済んでいる施設の数は、医療機関が4施設、社会福祉施設が18施設となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 令和3年12月に一般質問で確認した際は、医療機関は3施設、社会福祉施設は18施設作成済みでございました。2年たっても医療機関が1つ増えただけということでは、状況はあまり進んでいないというふうに思いますけれども、今後はどのようにこの計画作成を推進していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

医療機関や入所型社会福祉施設の避難計画の策定については、茨城県が主体となり進めて

いるところです。県では、引き続き未策定の事業所に対して、説明会や個別協議の実施などにより計画策定を促進していくとしていますが、市としましても各施設から策定についての相談などがあれば、可能な限り県と連携を図り、支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 相談があればフォローをするよというお話ですけれども、現状進んでいないということはフォローがされていない。相談がないということなんでしょうけれども、やはり別件で用事があるときとか、それとなく状況を伺うとか、県の範疇を越えない程度でできるだけ配慮はしていただきたいなというふうに要望しておきます。

また、計画作成した施設でも職員や入所者共に高齢化が進み、動ける方が減少しています。ドライバーも不足している。重症者含め要支援者の増加などがあり、実効性に問題が出ているなど、様々な変化があります。やはりこれは見直しが必要というところも出てきております。

避難計画策定済みの福祉施設等では、計画作成して終わりではなく、実効性のある避難計画にするため、避難先の福祉施設等との情報交換や避難訓練などの実施が必要であると考えますが、どのように考えていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年11月に実施した原子力防災訓練においては、県のバスオペレーションシステムの訓練に市内の14機関が参加し、車両の配車について訓練を行っています。

訓練の主体は事業所であることから、訓練の実施については事業所の判断となるところでありますが、市としましては事業所から訓練の実施について相談などがあれば、避難計画の策定と同様、可能な限り県と連携を図り、支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 実際に訓練して課題の抽出とその解決を図りながら、実効性を高めていくことは大変重要なことでもあります。今後も継続して支援のほどをよろしくお願いいたします。

県が手配、確保することになっております避難用バス、福祉車両の必要台数はどれくらいあるのか。現在準備できている避難用バス、福祉車両の各台数と運転者数はどれくらい確保できているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市において必要となる避難バスの台数につきましては、令和2年に実施した原子力災害時の避難等に関する市民アンケート、この結果から、バス1台当たり40人と仮定して108台

と見込んでおります。福祉車両についても60台程度が必要になると見込んでおります。

先ほど答弁申しましたが、車両や運転手の準備状況につきましては、茨城県が福祉車両を保有する事業所や県バス協会、県ハイヤー・タクシー協会などと調整を行っている状況となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 車両やドライバーの確保は県で調整中ということで、この状況では何も変わってはいないということですよ。2年前から何も進んでいないという状況だと思います。

今後は個別計画策定をしますと、もっと必要なバスの台数とか福祉車両が必要になりますので、その辺も見直しをして要請をしていただきたいと思います。

次は、広域避難所の避難所面積の適正化についてでございます。

今年3月定例会での広域避難所の1人当たり面積3平米で見直すと避難所の確保はできるのかという問いに、現在県が検証しておりますが、本市の避難先でも不足が予測されるので、関係市町村と協議、調整を進めていると回答がありました。

その後、筑西市や桜川市の広域避難所面積を適正化すると、収容人数がどれほど足りないのか。また、割り振りの見直しはできているのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

避難所における1人当たりの居住面積につきましては、昨年度茨城県が地域防災計画を修正したことにより、当市におきましても3月に地域防災計画を修正しました。これまでの面積2平米から3平米以上としたところです。これに伴いまして、避難所の居住面積を再計算したところ、約1万9,000人分の不足が見込まれます。

現在不足分の収容先について茨城県と協議を行っている状況であり、避難先の割り振りにつきましては、新たな避難先が確定した後に改めて調整を行う予定となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 見直しをして1万9,000人も不足するというので、ちょっと驚きますけれども、これも見直せば見直すほど、2019年以来見直しをしていますけれども、不足数がどんどん増えていくという状況であります。

今回は、体育館などステージを含む居住スペースで見ている。また、教室についても使える教室、居住スペースになるところは含めて単純に3平米で割っているということなんですね。

これで、昨年11月20日に実施しております原子力災害避難訓練、筑西では関城西小学校体育館を使って行われております。この関城西小学校の体育館のスペースというのは1,260

平米、これを2平米で割ると630人、3平米で割ると417名しか入りません。しかしながら、この3平米の計算は417人ですけれども、実際に訓練を見学した方が現場で確認した限りでは、パーティションを使って設営した場合、72人までが限度だというふうに確認をしております。実際に避難して避難生活が可能なのは、やはり72名ではないかというふうに私も考えます。そういうふうに思います。この点についても今後検証して見直しをしてほしいと思います。

議長、ちょっと後ろがうるさいですが。

○議長（萩谷俊行君） 議員、静粛に。

○10番（寺門 厚君） 確認ですが、広域避難先では避難行動要支援者の受入れ態勢はできているのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

要支援者についても、まずは一般の避難所に避難していただきます。それぞれの市においては別に福祉避難所を設置しますので、一般の避難所での生活が困難な方については福祉避難所での受入れを実施いたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） それぞれの市において別に別枠で避難所を設けているということは分かりました。

先ほど触れました1万9,000人、これはどこへ行けばいいのかということになるんですけども、1次広域避難所で充足しきれない場合は、2次避難所の確保ができていますのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

茨城県では、第1の避難先が使用できない場合に備えて、第2の避難先の受入れについて調整をしております。その候補地は福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、宮城県、県内の市町村となっています。

しかしながら、避難所における1人当たりの面積の見直しに伴い、現在第2の避難先の候補地である自治体も今後は新たに第1の避難先として割り当てられることが想定されます。その場合の第2の避難先につきましては、改めて県が調整していくことになると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今お聞きしますと、やはり不足しています1万9,000人は第2次避難先へも行けないし、さらに2次避難先は白紙の状態だということだろうと思います。これ

何としてでも避難先の確保には努力をしていただきたいと思います。

2次避難先の候補地に千葉県が今出ておりました。この千葉県では、広域避難場所には1人当たり4平米を割り当て、長期避難が続く場合には8平米を用意するという条件をつけております。避難受入れ者数については受入れ自治体の人口の1%から5%が限度だというふうにも言っております。

これについて、避難先の桜川市や筑西市に置き換えますと、桜川市は何と人口の35%、桜川は4万人ですね。ですから、に相当する。筑西市は人口10万人ですので、那珂市からは4割の4万人強が避難していくという状況であります。

こういった一気に増えた場合に、この避難した方々が新たに生活をしていくわけで、生活というのは食料や水、医薬品、電気、あるいは避難所への職員配置等々を勘案しますと、これはもうスペースの問題もさることながら、現行の避難先で避難できたとしても、実際には避難生活が送れないということになります。こちらの課題も解決をしていく必要がありますので、実効性を高める意味でもぜひとも解決へ努力をお願いしたいと思います。

次は、日本原子力発電東海第二発電所安全対策首長会議が8月21日に開催されました。東海第二原発での過酷事故発生時の放射性物質の放出量予測シミュレーションが提示されたと報道をされております。内容はどのようなものだったのかお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

今回の会議では、まず初めに国のエネルギー政策について資源エネルギー庁より説明がありました。続いて、茨城県より東海第二発電所に係る拡散シミュレーションについて説明がありました。これは昨年の12月に日本原子力発電が茨城県に提出したものとなります。

シミュレーションの概要ですが、原子力事業所で事故が発生した際、新規制基準による安全対策が十分に機能した場合、それと全ての安全対策が機能しない場合の放射性物質の拡散状況を示したものとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 東海第二発電所での過酷事故が起きた場合の事故レベルと放射性物質の拡散シミュレーションは、避難を判断する際に大変重要な要素だと考えます。

首長会議終わった後、水戸市長は、広域避難計画の策定に活用すべきかは疑問点があるとし、今後各自自治体で意見の一致に向けて作業に入ると述べています。県側は、市町村の納得を得た段階で公表すると述べています。このことについて先崎市長はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員の質問にお答えいたします。

広域避難計画の策定において、シミュレーション結果をどのように扱うか。また、公表に

より市民に対して過度な不安を与えないかといった点を県と協議し、整理された段階で公表すべきと考えております。

拡散シミュレーションの内容は、実際には起こる可能性が極めて低い過酷な条件下を想定していると聞いており、複雑な気象条件も付与されております。県の実施した第三者委員会の見解では、この結果は妥当である一方、別の条件下での評価も行っておくことなどが望ましいとされております。このことから、今回のシミュレーション結果はあくまでも被害想定の一例と捉えております。

市としましては、現在策定中の避難計画の実効性を確認する上では参考になると考えておりますが、いずれにしましてもまだ市内の拡散状況など詳細な部分が見えていないことから、引き続き県と調整を図り、詳しい内容が見えた上で内容を精査し、結果の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

今聞きましたら、やっぱり今回は被害想定の一例のみの報告ということで、実際には水戸市長もおっしゃっていましたが、すぐ活用というわけにはいかない内容だったということだと、そういうふうに思います。

では、今後については市内の拡散状況など、未公開事項を確認の上、そして内容精査を十分に行い、結果を広域避難計画見直しに反映をしていただきたいというふうに思います。それから、屋内退避の十分な安全性の確保や、福島原発事故時にもあった避難先で再被曝してしまうということがないように、住民の安心安全を最優先に考え、活用して欲しいと思います。次回の会合のときにでも、やっぱりそういう内容をぜひ確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、会議では国からのエネルギー政策についても説明があったと報道がされておりました。どのような内容だったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

国からは、GX基本方針、GXとはグリーントランスフォーメーション、こちらの略称になりますが、この方針を踏まえた今後のエネルギー政策について説明がありました。エネルギーを取り巻く状況と今後の方向性、GX実現に向けた基本方針の概要、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの取組や原子力を加えたエネルギーミックスの展望など、国内のエネルギー問題全般について説明を受けました。

原子力に関することとしては、新規制基準に関する安全対策や運転期間の取扱い、最終処分への取組、原子力政策の今後の進め方や政府の再稼働方針などについて説明がありました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、国からのエネルギー政策の説明を受けて、先崎市長はどう感じられたのか伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

長引くウクライナ情勢や電気代の高騰などエネルギー事情が目まぐるしく変化する中で、脱炭素社会の必要性に向けて国が進めるGX基本方針は、安全性の確保を大前提として十分な議論による結果であるものと捉えており、方針の趣旨は理解をいたすところでございます。

このような背景の中、原子力の活用については、国は従来原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら原子力発電所の再稼働を進める方針としており、安全性を最優先にその活用が示されているところでございます。

国の方針には、東海第二発電所の再稼働も含まれておりますが、国の動向を注視しつつ、原電の工事スケジュールに左右されることなく、市民の安心安全を最優先して各課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今答弁いただきましたけれども、国は40年の老朽化原発の東海第二原発をさらに20年稼働延長し、再稼働させるということ。原電の工事スケジュールに左右されることなく、市民の安全を最優先に課題解決に当たると答弁をいただきました。このことについて、東海第二原発立地周辺6市村自治体の安全協定の中で、原電は1自治体でも再稼働に反対すれば再稼働しないとの確認をしておりますが、この判断については変わりありませんか。

さらに、その反対の1自治体となってもよいという意思はお持ちなんでしょうか。先崎市長にお伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

東海第二発電所が立地する地域の6市村長で構成する原子力所在地域首長懇談会では、日本原子力発電の社長が再稼働を目指していきたいとの意思表示をした際に、1自治体でも同意できなければ再稼働できないと伝えており、現在もこの方針に変更はありません。東海第二発電所の再稼働については、これまでもお答えしているとおおり、議会や市民の皆さんのご意見を十分に考慮しながら、安全安心を最優先に考え慎重に判断をすることといたしております。

今後の6市村の協議の場においては、時機を見て新安全協定に基づく協議会が設置をされますが、6市村での連携を強化しながら、安全対策の追求をするとともに様々な協議事項に

対して那珂市としての意見をしっかりと述べてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今答弁いただきました。東海第二原発の再稼働は、6市村のうち1自治体でも同意できなければ同意できないということに変わりはないということを改めて確認できました。

さらに、再稼働に反対の1自治体になってもよいという意思は持っていますかということについては、新安全協定に基づく協議会の場において那珂市としての意見をしっかりと述べていくと答弁されたことに、市長はその意思をお持ちになっていると私は理解をいたしました。表情は全然変えないですけども。

令和6年、来年ですね。9月には東海第二原発の安全対策工事が終了となり、周辺自治体6市村の再稼働についての判断の時期となります。その際に、実効性ある広域避難計画が策定途中であっても、先崎市長には東海第二原発の再稼働の可否判断時において、市民や議会の意見を十分考慮し、那珂市5万3,000人の安全安心を最優先に熟慮の上ご判断いただけますよう切にお願いいたしまして、この項の質問を終わります。

次は、2040年、令和22年までの那珂市財政見通しについてでございます。

現在、本市是那珂インター付近活性化、道の駅、産業団地の開発、バードライン4車線化、茨城県植物園、県民の森リニューアル、常陸大宮環境整備組合大規模補修等が計画及び予定されておりますが、令和5年から令和22年までの大型開発事業の予定、予算ですね。費用、それから市の負担額についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

3月定例会において報告いたしました那珂IC周辺地域における複合型交流拠点施設「道の駅」整備基本計画におきましては、概算事業費が約26億円、その財源内訳は補助金等が約8億円、地方債が約16億円、一般財源が約2億円でございます。

また、大宮地方環境整備組合におけるゴミ焼却施設大規模改修事業につきましては、概算事業費が約55億円、その財源内訳は交付金等が約14億円、地方債が約30億円、構成市が負担する一般財源が約11億円となっており、うち那珂市の負担が約6億円、加えて、当該地方債に係る元利償還金につきましても後年度構成市の負担となることが見込まれております。

この2つの事業につきましては、例外的なビッグプロジェクトでございますので、補助金等や地方債を有効活用するとともに、なお不足する財源につきましては特定目的基金を積極的に活用するなど、通常事業とは別枠で財源確保を図る必要があると考えております。

そのほか、バードライン4車線化を進める菅谷飯田線道路整備事業につきましては、令和3年度から総事業費約20億円の事業として、令和11年度完了を目標に計画的に事業を進めているところでございます。

なお、この事業費については、現在公表されている事業費でございますので、今後の物価等により変動することが想定されております。

よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 3つの事業を合わせますと、総額96億円、かなりの大事業になるわけで、そのうち那珂市負担は道の駅18億円、ゴミ焼却場大規模改修については21億円、これは推定値でございます。バードライン4車線化20億円、合計約59億円ということになります。この額は、令和5年度の予算が238億円でございますので、その4分の1に相当するということになります。

道の駅とゴミ焼却場の改修は大型開発事業につき、通常事業とは別枠で財源確保を図るとありました。特定目的基金ということも考えておるといことでございますけれども、この大型開発事業費が集中した場合、一般行政事業やサービスの実行ができない懸念があります。さらに、2025年問題の対応、地域包括ケア事業ですね。それから、本市の最大の魅力であります教育や子育て環境の事業、この充実に大きな影響が出ないか心配であります。

さらに、この大型開発事業の開始時期から工事完了、営業開始後の事業運営はもちろん、該当事業市債の元利償還時期ピークはどうなるのか。さらに、一般地方債の元利償還時期と償還額の検討もしておく必要があります。そこで、令和10年、これ2028年、それから5年刻みで15年、20年、25年、2040年までの財政見通しについて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

本市におきましては、令和22年までといった長期的な財政見通しは作成しておりません。しかしながら、総合計画に基づく3か年の実施計画を中期的な財政見通しにより策定しているところでございます。

本市の財政的な特徴の一つとして、法人市民税の割合が低いことから、市税収入については景気変動に大きく左右されにくい特徴があり、加えて、現在の社会経済情勢を踏まえた中で、令和6年度実施計画策定方針においては、令和5年度当初予算における一般財源額を超えないことを要求基準とし、事業内容の精査や実施時期の調整を図るなど、計画的な財政運営に取り組んでおります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 長期的な財政見通しは作成していないということですね。

では、当該大型開発事業費の歳出ピークはいつになるのか。また、地方債元利償還時期のピークはいつになるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

当該大型事業につきましては、事業費や事業スケジュールが未確定でございます。現時点では令和8年度から令和10年度あたりが歳出のピークになるというふうに想定しております。

また、公債費のピークにつきましては事業内容が未確定であるため、一概には言えませんが、公債費としては中期的には増加する傾向で行くというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 歳出のピークは令和8年から10年というのと、もう5年度ですからもう間もなくですよ。償還時期は断定が難しいが、中期的には増加傾向と見ているということでございます。

さらに、一般会計の地方債償還との時期の重複、これも見ておく必要がありますので、現在の地方債残高、一般会計で173億円、企業会計が195億円、合計368億円あります。今後の償還や償還時期のピークが来ますので、その解消対策について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

一般会計の地方債残高につきましては、当該大型事業のほか、現在計画的に進めている普通建設事業に伴いまして増加が見込まれております。当然のことながら、地方債につきましては実施計画において事業内容の精査に努め、適切に借入れを行ってまいります。

また、地方公共団体の財政状況を客観的に判断する指標としまして、健全化判断比率というのがございます。現在は健全な状態となっておりますが、公債費に係る実質公債費負担比率や将来負担比率をより注視いたしまして、早期健全化基準を超えることがないよう適正な範囲で推移するよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 公債費に関わる実質公債費比率、あるいは将来負担比率をより注視していくということですが、当然大型開発事業を実施すれば、この2つの比率は上がってまいります。

ここで、議長の許可を得まして資料を配付させていただいておりますので、その資料をご覧ください。資料1でございます。

こちらを見ていただきますと、3、他自治体令和3年度主要財政指標ということで、近隣の市、それから下妻市、常総市もピックアップしております。

水戸市を見ていただきますと、今言いました実質公債費比率、これは9.3、将来負担比率が123.1というふうになっています。同様に、常総市、下妻市を見ていくと、常総市は9.2、58.9、下妻市は実質公債費比率が7.6、将来負担比率が68.5というふうになっています。これをご覧くださいと、当然大型事業をやっているところはこの2つの比率が上がっているということになります。

どの辺までというのは、今お話がありましたように、限度ぎりぎりまでと実質公債費比率や将来負担比率も上げてもいいということではありません。私は実質公債費比率は10を超えちゃいかん。1桁台に抑えるというのが望ましいというふうにも考えております。ということであれば、返済時期が重複しないようやっぱり返済の平準化に努め、適切な借入れと返済に当たってほしいと思います。

先ほどの長期的な財政見通しの答弁の中で、令和6年度実施計画策定方針においては、令和5年度当初予算における一般財源総額を超えないことを要求基準とし、事業内容の精査や実施時期の調整を図るなど、計画的な財政運営に既に取り組んでいるというふうにありました。

では、令和5年予算の一般財源総額はいくらになるのか。その範囲内で今後ずっと予算に制限を設けていくということは、新規事業は取り組めないのではないかという心配があります。課題と対策について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

令和5年度当初予算におきます一般財源総額は約148億円になります。今後、人口減少や少子高齢化が加速していくことも予想される中、新たな行政需要も生まれてくることを見込まれております。加えまして、市の一般財源が大きく増加、増えていくということも見込めないことから、事業のスクラップ・アンド・ビルドが重要となってまいります。財源に限りがある以上、とりわけスクラップの部分をしっかり取り組むことが大きな課題であり、この点に関しましても引き続き行政評価等の取組を着実に進めまして、新規事業にも取り組むことが必要であるというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） スクラップ・アンド・ビルドということで、スクラップにしっかりと取り組むということで、当然行政評価を行って継続がもう必要ないと、今後はやめてもいいんじゃないかというのははっきりとやっていただきたいと思います。ちゅうちょなく切っていくないと、この財源は生み出せないというふうに思います。

それから、歳入増の方法としては、国・県、企業等のあらゆる交付金や補助金を利用すべきと考えますが、どのように対応していきますか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

歳入増を図ることは大変重要であると考えております。市長自らトップセールスによりまして国・県等に強く働きかけることで事業推進に取り組んでおりますので、引き続き市として積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市長自らのトップセールスをよろしくお願ひしたいと思います。そ

のほか、市オールでしっかりと事業資金の取組に取り組んでいただきたいと思います。

なお、今後の行政サービスは、人口減少に伴う労働人口の減少の影響も大きく、現行の一般税収は安定していますが、今後については減少してくると予想されます。そうしますと、本市の市民の負担なく無償での行政サービスが難しくなる。当然受益者応分の負担事業が増えてくると思われます。PFIなど民間力の活用による事業展開、あるいは最終的には市民税の値上げ等も検討せざるを得ない状況も考慮しておかねばならないと私は考えています。やはり、歳入という身の丈に合った歳出を図ることが一番の対応、手法であるというふうに思います。

それから、事業推進する上で、財政バランスは取れているのかどうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

本市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、現在は健全な数値であるというふうに考えております。

将来的には扶助費等の社会保障費の増加によりまして、投資的経費の財源確保が厳しくなることも見込まれるところでございますが、健全化判断比率の推移を注視した上で、地方債や基金等を有効活用することで、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 令和4年度決算については資料1をご覧くださいと思います。

こちらに財政指標、財政力指数は0.62、経常収支比率90.4、実質公債費比率が4.0と、将来負担比率はゼロということですね。ということで、これは決算の資料を見ましても決算審査意見書にもあったとおり、令和4年度は健全な財政運営に取り組んだということでございます。4年度までは私も健全な経営であるというふうに思います。

将来的には、投資的経費の財源確保が厳しくなるとの予測がされております。特に、道の駅については将来経営悪化による市税投入だけは絶対に避けなければならないというふうに考えています。ぜひそうしていただきたいと思います。

今年度中に道の駅の整備基本計画書が提出され、議会で審査という予定ですが、きちっとした財政見通しの上に立った経営計画策定をしていただくよう要望をしておきます。

この項の最後の質問になりますが、那珂インター周辺の開発については、道の駅を核とした複合施設、産業団地とそれぞれ個々の開発で建物、道路、販売施設等ハード面だけの理解が先行しております。従来にはない進化した市民の交流の場、市民の利活用が7割を超える魅力ある拠点する、そういったソフト面の充実を図る必要があると考えます。

そこで、大型開発事業を実施することで本市は何を目指すのか。市民へ分かりやすいイメージやランドデザインは市長はどのように描いているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

現在、道の駅や産業用地、バードライン4車線化など那珂インター周辺の開発を進めております。これは議員のご地元ということもあって、様々なご意見いただいております。

これらは可能性への挑戦、活力あふれる那珂市を目指すため、未来への投資だと考えております。道の駅は人のにぎわいや交流、産業の活性化など、産業用地は企業による雇用、地域経済の活性化、市の財源確保など、幹線道路は人の移動や物流の要、災害時の避難道路などにつながります。これらの那珂インター周辺開発の全体像を図などを示して市民に分かりやすくお伝えし、理解をしていただくことは大変重要なことと認識いたしております。

今後詳細が決まり次第、広報なかや市公式ホームページ等で市民に分かりやすく説明をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） どうしても地元もそうなんですけれども、市長が描くイメージが分かりにくいという声を聞いておりますので、一体どういうまちになるのかということで、どういうにぎわいができるのか、これがやっぱり必要だろうと思います。

道の駅については、やはり南房総市の道の駅がこれ優良の道の駅ですけれども、こちらについてはやっぱり地元の方が利用できる施設であること、これを第一優先に考えて設計がされていると。それがうまくいって、その周辺にいろんなお店ができたりというふうに展開をされております。ということは、道の駅だけの利用客は3割という考えなんですね。ですから、そこをきちんと分かるように説明をしていただきたいし、経営計画、これから審査するわけですけれども、計画の中には盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つお願いしたいのは、やはり市内外から、市外、県外から来ていただく方については、どうしても那珂市を通り越してよそへ行ってしまふ。ですから、那珂市内でくまなく回っていただいて、お土産やら飲食やらいろいろと消費をしていただいて、やっぱりお金を落としていただくシステムを仕組みをつくっておかないといけないと思うんですね。それも併せて今年度出される計画にぜひとも盛り込んでいただきたいなというふうに要望をしておきます。

以上でこの項については終わります。

次は、国道118号線那珂大宮バイパス整備計画、中里から飯田大洞交差点、この進捗状況についてお聞きをします。

国道118号線4車線化については、中里地区まで現在完了し、供用がされております。中里から飯田大洞ため池までの区間については、令和4年度に測量が終わり、地元地権者への説明会が終了したと聞いております。国道118号線バイパス整備計画の現在の進捗状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

国道118号線につきましては、那珂大宮バイパスのうち未整備区間である中里地区から飯田大洞池までの約3.6キロメートルの地元説明会を本年3月に実施しております。その説明会で出ました要望や意見を集約しまして、今年度は最終的な調整を行い、再度説明会を実施する予定となっております。

なお、関係地権者の同意が得られましたら、次の段階としまして用地測量に着手すると伺っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 説明会を受けた方からは、いろいろと要望等も聞いてはおるんですけども、主なものということで、現在の国道には戸崎十字路を含め2か所の信号があります。新規のバイパスへこの信号が移設になるんだよという話もありました。現行信号機で横断して通学している児童生徒たちの安全の確保が心配であります。というのがこの今言った道路を横断しているわけで、また戸崎十字路についても植物園、県民の森利用者の東西の交通量は変わらないですし、今後が増えるというふうに予測しますと、やはりここにも信号機は必要であるという話があります。

現在の国道の信号機及び通学路はどのようになるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

通学路につきましては、年度当初に通学班や地区住民から各学校へ届出をしてもらいまして、それぞれの実情に合わせて決定しております。

現時点では詳細な通学路を確定することはできませんが、新設の国道118号の交差点には横断歩道、さらには車道の両側に歩道を整備する計画ですので、新設された歩道を通学路として利用していただくこととなります。

また、現行の信号機につきましては、原則交通管理者との協議が必要となりますので、既存の位置に残せるようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 通学路については毎年度当初に各学校で決定されるというのはそのとおりですけども、新設の国道については工事中の横断の安全確保、完成後の抜け道となる危険性もあり、変化の状況があれば早めに小中学校、保護者、地域を守る会を含めた自治会等関係各位へ情報提供と対応策を用意していただきたいというふうに思います。

それから、信号機については現行ある信号はそのまま残るということで、そちらの方向で進めてもらっているの、ぜひそのまま残るようにご尽力のほどよろしくお願ひしたいと思

います。

この3月には地権者への説明会は実施されましたが、それ以外の地元住民には説明の機会はありませんでした。新設された国道は住民全体が利用するわけですから、これは1度くらいあってもいいというふうに私は考えています。

では、地元、中里、戸崎、飯田地区住民への説明、告知はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

用地に関わる地権者につきましては、3月の説明会に続き今年度も再度説明会を行った後に用地測量を実施する予定でございます。

用地関係者以外の方に対しての地区ごとの説明会を実施する予定はございませんが、各地区へお知らせするための事業主体である茨城県常陸大宮土木事務所及び地元自治会などと調整していきたいと考えております。

なお、事業に対する問合せ等につきましては、常陸大宮土木事務所までご連絡くださいとのことでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地区ごとの説明会は開催しないということですが、せめて各地区へのお知らせは是非実行していただきたいと要望をしておきます。

それから、事業に対する問合せは直接常陸大宮土木事務所へということでございますけれども、なかなか一般の方が独りで大宮土木へ行って何とかしてくれと言うのはこれちょっとハードルが高い部分もありますので、ぜひとも土木課さんには事前相談に応じていただくなど、側面フォローのほどよろしくお願いしたいと思います。

次は、新しい道路ができて利便性は向上しますが、完成供用後に起こる様々な不具合が想定されます。町内会、組合内の分断、農地の交換の必要性、排水、抜け道としての渋滞、事故の危険性、騒音、振動、旧道となる市道の維持管理等、このような不具合に悩まされるのは、地権者と道路際の住民含め地域の住民であります。市としてどう対応していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

本市としましては、現在国道118号線の4車線化に向け整備促進に取り組んでおるところですが、供用開始後につきましては、排水路や市道の取付け、補修など、市として対応すべきところは関係各課と協力し、問題の解消を図ってまいります。

また、国道118号線に関わる維持補修につきましては、管理者である常陸大宮土木事務所と連携しまして、道路の維持管理に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 供用後におきます様々な不具合については、あらかじめ計画段階から予測できるものが多いと思います。従来から本来市で実施する部分については土木課はじめ関係各課との連携をしっかりと行って、対処のほうをお願いしておきます。また、旧道となる国道118号線に関わる維持補修については、大宮土木事務所と連絡して取り組んでいただきたいと思います。

それから、中里、飯田大洞交差点までのバイパス整備や、これは最短でも今後8年から9年がかかるだろうと推測しております。その間、現行の国道118号線の大洞交差点から西木倉入り口まで、特に県立農業大学入り口まで、この間の騒音や振動がひどい状況であります。亀裂が数十か所以上あるなど、傷みがひどい状況であります。バイパスが新設されますので、そちらのほうに費用が回って、旧道、今現状使っている道路ですので、そこまで手が回らないというのは大宮土木からも聞いておりますけれども、やっぱり騒音や振動に悩まされているのは住民であります。住民が直接訴えてもなかなか聞いてくれないという状況がありまして、今後については直接住民の訴えについては真摯に受け止めていただいて、対応、行動をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時16分

○副議長（大和田和男君） 議員の皆様申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

再開いたします。

議席を議長に代わりまして議事を進行いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○副議長（大和田和男君） 通告2番、小池正夫議員。

質問事項 1. 那珂市の学童保育について。 2. 地域計画策定に向けた取組みについて。

3. 基盤整備事業の進捗について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

最初の質問は、那珂市の学童保育の今後についての質問です。

学童保育とは、共稼ぎ世帯やひとり親世帯などにおいて、保護者が働いており、帰宅する時間が遅い場合の子供たちを学校が終わった後や長期休みの間に預かり、遊びや生活の場を提供する事業のことをいい、その施設のことを学童保育施設といいます。学童クラブ、放課後児童クラブなど地域によって名称は様々ですが、放課後に小学生を保育することに総じて学童保育と呼んでおります。多くの場合が小学生を対象としており、学童保育施設も小学校からほど遠い場所や学校内にある場所が多いようです。学童保育は昔からそのような形態のものがありましたが、法制化されたのは1997年になります。

厚生労働省が運営に必要な基本事項の説明と望ましい方向の指針として、放課後児童クラブガイドラインを発表し、2014年に子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営についての基準を踏まえ、自治体が条例で基準を定めております。

学童保育施設は年々施設が増えておりますが、比例するように利用者希望も増えており、その結果、希望の施設に入ることができない待機児童も全国的に増えている傾向になっております。

厚生労働省が行った調査では、2019年5月時点での学童保育数は2万5,881か所、入所児童数は129万9,307人となっており、いずれも過去最多であり、2020年には少し減少していましたが、これはコロナ禍で保護者の自宅勤務が増えたことによるもので、根本的な解決には至っておりません。よって、学童保育という保育施設はまだまだ発展途上であり、様々な課題を抱えております。

学童保育の役割の一つとして、共稼ぎやひとり親の家庭などで自宅に一人になりがちな子供たちに生活の場を与えるということがあります。ほかの子供たちと遊ぶ、大人と話をする、ほかの人がいる中で宿題をする、ほかの人と一緒にテレビを見るというような一人ではできないことで、他者とのコミュニケーションを通じて社会性を学んだり、孤立しないようにしたりする働きなどがあります。

放課後自宅に直帰をし、保護者が帰宅するまでの一人の時間が多くなると、様々な問題が起きる可能性が高くなります。家庭内での事故もそうですが、直帰をせずに寄り道をしたり、帰る途中で交通事故や誘拐、不審者と接触をしたりといった事故に巻き込まれる可能性も高くなります。学童によっては帰宅の時間や自宅の方向が同じ子供たちと一緒に帰宅させたり、低学年のうちは保護者が迎えに来る場合もあります。そのため、極力子供たちが一人きりになる時間を減らし、望まぬ事態にならないようする役割も併せて担っています。

共稼ぎやひとり親の家庭の場合、自宅に保護者が帰宅する時間がどうしても遅くなる場合が多くなります。部活動などで帰宅時間が遅くなる中高生とは異なり、小学校も低学年の生徒は、お昼過ぎや夕方前には授業が終わることは少なくありません。そのため、子供を一人にしておくということがないよう、不慮の事故が起こらないようななどの理由で子供を預ける必要性ができたのです。

また、近年では、学童保育事業の多様化に伴い、運営方法に融通が利く民間の学童保育施設では、放課後から帰宅までの隙間時間を有効に活用すべく小学校では教えてくれない高度な学習やレッスンカリキュラムなどを組んで、子供たちを保護しつつ効率的に学習をさせるといった形態も行っている施設もあります。特にそのような民間の学童施設に関しては、子供を長い時間預かってくれる場所であり、保護者が帰宅後教えることができない難しい習い事や宿題をこなすことができる場所として、学びという点でも注目を集めております。

さらに、食事や自宅までの送迎なども担っていることもあるなど、費用が高いことを除けば、保護者のライフスタイルに極力寄り添ってくれる運営であることも需要の多いポイントだと思っております。

以上のことから、学童保育は、公営から民間企業が運営している民営まで様々な運営形態があります。公立は厚生労働省の基準に基づき定められた費用で運営されているため、決してぜいたくな施設ではありません。しかしながら、那珂市においても老朽化や学校の敷地内にはない公立の学童もあることから、安全面や運営面で課題も見受けられます。対して、民間の場合は、基準のガイドラインはありますが、運営方針は事業主に一任されており、学童保育所では、児童福祉法で、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な学び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうと規定をされております。ただし、放課後児童健全育成事業実施要綱の留意点として、放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾などその他の公共性に係る事業を実施するものについては、本事業の対象とはならないと定めております。

よって、自治体で運営する公立の学童保育所は、学習指導を制限されております。放課後や夏休み、冬休みの長期間中など、長時間学童保育所で過ごす中、安心・安全に子供過ごせる場所として、働く保護者の代わりに見守る施設ではありますが、お弁当持参など保護者の負担やそこでの時間をどのように有効活用できるかも保護者にとって重要な要素となってきています。

次に、市町村での学童運営の中で、大きな問題の一つとして待機児童の問題があります。学童保育施設に入りたい待機児童を減らすためには、受入れ数を増やすことが一番大切なことです。厚生労働省では、2018年に発表した新・放課後子ども総合プランの中で、2023年度末までに学童保育施設の児童受入れ人数を今より30万人増やすということを目指しています。また、子供が安心して利用できるように、新しく開設する公営の学童保育施設、学校、

放課後児童クラブは80%以上を小学校内に設置できるように働きかけております。

以上を踏まえていくつか質問させていただきます。

初めに、待機児童についての質問になります。

那珂市において学童保育の待機児童数についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の学童保育所における待機者数は令和5年8月1日現在5人となっております。内訳としましては、菅谷東学童保育所が1人、五台学童保育所が4人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、待機児童の対策はどのようなことを実施しているのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

待機児童対策ですが、まず、公立学童保育所においては、保育施設において、利用希望者と児童1人につきおおむね必要となる床面積の基準を照らし合わせて定員を増やせるか検討し、必要に応じて規則改正を行うなど待機者数の解消を行ってきたところです。

また、児童数が多い菅谷地区につきましては、平成28年にプレハブを設置し、定員を見直しながら待機者数の解消に努めております。

民間学童保育所においては、国による支援員の人件費等必要経費を補助する運営費補助金を交付することで定員を増やすなど対応をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 日本の放課後児童支援員は、平日から夕方からの仕事で勤務時間が短い一方で、夏休みは朝から晩まで働かなくてはならない状況にあります。勤務時間が短いため、給料は安くなりますし、働き方としてもそういう仕事、時間の合間を縫って人材を確保するのはなかなか難しいところだと思います。

スウェーデンにおいては、学校の教員と学童保育の職員の養成課程の一部を共通化することで、処遇格差の縮小を図っております。また、日中から学校に行って他の先生たちと同じように、例えば音楽などの教科の授業をやったり、放課後に学童保育を見るというようにフルタイムの仕事になっている仕事をしている方もいらっしゃいます。

支援員は、実際は非常に専門的な仕事なんですけれども、子供に寄り添いながら、いろいろな状況に対応してはいけません。子供だけでなく、学校や保護者との関係も良好に築く必要がある。そこがうまくいかないと、子供たちに大きな影響が出る仕事でもあります。

仕事の重要性を改めて見直し、それに見合った処遇に改善することにより、学童保育の支

援員を若者が目指したくなる仕事にするにはどうしたらいいのか、検討が今後必要かと思っております。

以上を踏まえて何点か質問をいたします。

公立学童保育の職員について常勤、非常勤の配置状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

公立学童保育所の支援員ですが、令和5年8月1日時点において、常勤職員10人、非常勤職員45人の配置となっております。

支援員の配置状況につきましては、現在の支援員数は、配置基準を満たしてはいるものの、保育の状況から必要であるとする支援員数は配置できていない状況となっております。

支援員が不足している学童保育所につきましては、勤務時間や勤務日数を調整して対応しているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 厚生労働省白書、これ、令和4年版なんですけれども、2021年5月時点で、常勤、非常勤を含めて17万5,583人、2015年度と比較して1.5倍に増加しましたが、その65%が非常勤職員であり、職員1人当たりの給与年額は2016年3月時点で、月給制の方が手当、一時金込みで270万3,000円、時給制の方で76万2,000円となっております。

国においても勤続年数や研修実績などに応じた賃金を改善するように費用を補助する放課後児童支援キャリアアップ処遇改善事業などの補助を行っております。月額1万円から3万円の処遇改善をしていますが、まだ十分とは言えない状態にあります。

続きまして、那珂市の学童保育での処遇改善による賃金改善の実施状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の公立学童保育支援員の処遇改善の状況ですが、平成27年度及び平成29年度に他の市町村を参考に月額給与の改善を行っており、平成27年度は、月額2,400円のアップ、平成29年度は月額4,000円のアップとなっております。

また、令和2年度に雇用形態が月額臨時職員から会計年度任用職員となり、その制度の中で勤務経験に応じた給料決定や期末手当が支給されることとなりました。給与につきましては、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することとなっております。

民間学童保育所につきましては、子ども・子育て支援交付金のメニューの中で、議員がおっしゃっていた経験年数や研修・実績に応じた段階的な賃金改定の仕組みを設け、支援員の処遇改善を行っている事業者に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業や賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%（月額9,000

円) 引き上げるための措置を実施した場合に補助する放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、支援員に対する賃金改善を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 国の事業においても処遇改善についてそれらを活用しながら賃金改善を図るということで、雇用の確保、支援員の士気向上を促すために改善を行う必要があると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、那珂市内の学童保育施設状況についてお聞きいたします。

市内の学童保育施設の課題として考えられるものとしては、施設の老朽化と場所をめぐる問題です。

市内の公立の学童保育の多くは、学校の敷地内に建物を設置しておりますが、特に民間学童保育については、距離や環境にもよりますけれども、毎日学校から移動しなければならず、送迎があるかどうかも運営団体によるので、保護者の負担になっているケースが多々あります。市の学童保育所においても人材不足から近隣自治体で民間事業者に運営を委託するところも多いと聞いております。委託を検討する背景としては、近年の公立学童保育所における支援員の確保が困難であること、また、個別に対応が必要となる児童が増えているあたりが理由になっているのかと思います。

質問いたします。

那珂市の公立、民間学童保育所の設置状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の公立、民間学童保育所の設置状況ですが、令和5年8月1日現在、公立学童保育所9か所、それから、民間学童保育所7か所を設置し、事業を実施しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続く質問に移ります。

木崎学童保育所については、旧木崎幼稚園を利用しているが、老朽化も目立ち、建て替えや修繕などの予定はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

木崎学童保育施設の旧木崎幼稚園舎につきましては、築50年となっており、老朽化している状況でございます。

木崎学童保育所に限らず、公立学童保育所につきましては、必要に応じて軽微な修繕等を行っております。

また、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、国において新・放課後子ども総合プランが

平成30年に示され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業について、令和5年度末までに約30万人分の受皿を整備する目標が掲げられております。

この両事業を整備する場合には、学校施設の余裕教室等を活用することが推奨されております。

今後木崎学童保育所を含め、公立学童保育所で老朽化等により整備が必要な場合は、既存施設の活用ができないかを検討しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 先日木崎学童のほうから、ちょっとエアコンの効きが悪いというので、市の職員と一緒に見てまいったんですけれども、日中今年は特別気温が高いということもありまして、30度以上を超えてしまうんですね。中の温度計もやっぱり30度以上超えてしまって、先生方がいる奥のほうはやはり窓もない、壁も多いせいか、温度は20度台、29度、8度ぐらいまでは下がっていたんですけれども、どうしてもやっぱり開口部の多い窓の多いところとエアコン2台あったんですけれども、やはり年数もたっているということで、市のほうの仕組みに対しまして、一応電気屋さんには話しして、クリーナーですか、そこをきれいにさせていただいたり、あとは割れている部分のところの窓の亚克力板をはめていただいたりというので、早急にちょっとやっていただきまして、3度温度が下がったという報告を受けております。確かにこの暑い中、3度違うということは、子供たちにとって、中に見に行っても汗が出るほどだったものですから、非常によい対応を進めていただいております。

続きまして、瓜連学童保育所について、総合センターらぼーるに設置をした経緯についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

瓜連学童保育所を総合センターらぼーるに設置した経緯でございますが、旧瓜連町において平成10年度施政方針に、新規事業として、放課後児童健全育成事業等の実施が示されました。

総合センターらぼーるは、平成10年5月1日に開館し、高齢者や障がい者、児童をはじめ全ての町民が生きがいを持ち、安心して生活できるよう保健、福祉、生涯学習の活動拠点となる複合的な機能を備えた施設とするとしたことから、らぼーる1階の児童遊戯室を利用し、瓜連学童保育所を開始いたしました。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 瓜連学童保育所については、総合センターらぼーる内にあり、不特定多数の出入りもあるんですけれども、安全面についての問題はないのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

総合センターらぼーる内にある瓜連学童保育所の安全面についてでございますが、学童保育所が設置されている場所は、基本的に一般の方が出入りする場所ではないこと、また、総合センターらぼーるの事務室が近くに設置されていることもあり、現在までのところ、瓜連学童保育所において不審者等に関する情報は受けてございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 老朽化や他の施設に間借りしているなど、多くの課題がありますが、民間委託も含め、今後の学童運営方針について市長にお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

学童保育等につきまして様々なご意見をいただきました。

先ほど担当部長から本市における公立学童保育所の運営等について答弁がありましたが、議員ご指摘のとおり、本市においても年々学童保育の利用者が増加していることや公立学童保育施設が老朽化していること、利用児童やその保護者のニーズが多様化していること、さらには、配慮を必要とする児童が増えている現状がございます。

また、近年、公立学童保育所においては、支援員の安定的な人材確保が困難であることなどの課題も生じてきております。

これらの課題解決のために、公立学童保育所の運営について、民間委託を検討する必要があると考えております。民間に委託することで、公立学童保育所の安定的な運営につながり、配慮を必要とする児童への十分な対応が可能になると考えております。

さらに、民設民営で運営している民間学童保育所は、学校まで対象児童の迎えを行っており、公立学童保育所への児童集中の緩和に寄与していることから、今後も民間学童保育所との連携を図りながら、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 市長からも答弁いただきましたが、学童保育にも待機問題、支援員の雇用問題、施設の運営に関する問題など多くの問題を抱えておりますが、子育て支援の中でも学童保育はかなり重要な施策となっております。今後も改善を進めながら、那珂市で子育てをしたい若い世代のためにも執行部におかれましては、問題の改善を進めていただければと思ひまして、この項の質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に入ります。

地域計画策定事業の質問に移ります。

地域計画とは、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の

姿を明確化した設計図です。おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて話し合うことが重要です。特に今後地域で営農、または生活していく後継者など若い方や女性の参加が大切です。人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき地域農民における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成30年度1,583市町村において1万5,444の区域で作成されておりますが、この中では、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものも中にはございます。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて、自治による現状調査、現状把握、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図り、令和3年度現在1,434市町村において実質化され、人・農地プランが作成されたところでございます。

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成、実行していただきましたが、今後高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるように、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する。それを実現すべく地域内外から農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進める基盤整備法等の法制化が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されております。

農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、話し合いに基づき地域の計画策定はいつまでに行う必要があるのかと、これは地域計画一部改正法の施行日令和5年4月1日から2年を経過する令和7年3月31日までを定めていく必要があるというものです。計画の策定に向け、地域で十分に話し合っていたきたいとあります。

それでは、これを踏まえて質問に入らせていただきます。

これまで人・農地プランとして取組を進めてきましたが、その内容についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

平成24年から人・農地プランが始まり、地域における農業の将来の在り方などについて話し合いやアンケートなどを通しまして、こちらを作成し、随時見直しなどを図ってまいりました。

昨年度は、地区まちづくり単位での座談会を開催したところでございます。農業の大きな課題の一つとなっております担い手不足について考えるため、中心的な担い手への支援というテーマを設定しまして、ワークショップ方式での話し合いを実施いたしました。

今年度以降は、人・農地プランから地域計画という名称になり、盛り込む内容も追加しまして計画をつくっていくこととなりました。そのため、令和5年3月には、地域計画の考え方や地域ごとの進め方などについて理解を深めるための研修会を開催したところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） これまでの取組の成果と課題についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年の各地区での座談会では、行政関係者を含め1地区当たり20人から34人の参加をいただきまして、意見を出し合いました。

その成果としましては、将来の農業や農地を守るためのアイデアが出されまして、今後の地域計画策定に向けたスタートできたことが挙げられます。

出された意見の主なものとして、農地の集約化を図る農地の基盤整備、農作物の農産物のブランド化などでの販路拡大、後継者育成などでの労働力の確保などがございます。

一方、課題としましては、過去のアンケートでは、農業者及び担い手の後継者不足、高齢化、耕作放棄地の増加といった回答が多く挙げられました。

昨年の座談会におきましては、担い手の不足、集積・集約した農地への担い手への振り分け方法、また、改良区など話合いの母体となる組織がない、畑地における地域計画策定の進め方などが出されました。

また、座談会を開催する場合に、いかに多くの方に参加してもらおうかという点についても課題の一つであると考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今後は、人・農地プランから地域計画に変わり、策定を進めることになるということですが、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

これまで地域の農業の将来の在り方について人・農地プランの策定を進めてきたところですが、本年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、農業を取り巻く全国的な課題を解決するため、この人・農地プランを法定化し、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することとされたところでございます。

地域計画に向けた進め方としましては、土地改良区や多面的機能の活動組織など一定の地域を単位としました協議体を設置し、座談会形式での話合いを行います。話合いでは目指すべき将来の農地の利用の姿や農地の受け手の確保、農地の集約化などについて意見を出し合

いながら、10年後の農地をどの担い手に集積・集約するかを表した農地利用の将来図となる目標地図の作成などを行います。

これらの話合いは、各地区3回から4回程度重ねまして、計画を作成してまいります。

市内全ての地区を同時に進めることは難しいため、まずは取組可能な地域から順次話合いを進めていくこととしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 地域計画を策定することでどんなメリットがあるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

計画を策定するメリットでございますが、大きく4つ挙げられます。

1つ目としまして、10年後の地域内の個々の農地を誰が耕作するのかの見通しをつけることができます。

2つ目としまして、何をどんな栽培方法で行っていくかなど地域内の農業の方向性を定めることができます。

3つ目としまして、今後、農業をしていく人が耕作しやすいような集約化など効率的な営農環境に変えていくことができます。

4つ目としまして、基盤整備の採択、農地の集積・集約に対する補助などの支援が受けやすくなります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今年度の策定見込みについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど取組が可能な地域から順次話合いを進めていくとお答えいたしましたけれども、今年度先駆的に進めていただくモデル地域の地域選定のため、農業委員、土地改良区、多面的機能活動組織等を対象としまして、モデル地区の募集アンケートを実施し、5つの地域から申出をいただきました。

今年度はこの5つの地域をモデル地区としまして、地域計画策定をスタートすることとし、7月にモデル地区説明会を開催したところでございます。

今後は、それぞれの地域での話合いを重ねまして、目標地図を含め、地域計画の策定を目指してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 私もこの集まりに多面的な作業をしておいて2回ほど出ましたけれども、この間も出ましたけれども、集約・集積が図れて、遊休農地が減ることが目標で、空かない農地、そして、活気のある地区を目指して、私どもも頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、基盤整備事業の質問に移ります。

農業基盤整備事業の概要、老朽化への進行や災害への弱体や顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編、強靱化、高度化など農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進するとあります。田畑、水路、農道などの農業生産の基礎となる土地や施設の農業生産基盤と呼んでおります。

農林局地域整備課では、作物に適して農作物が行いやすい農地になるように、地域や農家の要望を踏まえて農業生産基盤の整備を進めているとあります。

また、日本の国土は狭く、山がちのため、農業の区画も一つ一つが小さく、形もいびつとなっております。基盤整備はこのような農地の区画を整形するとともに、農道や農業用排水路を整備することにより、生産性の高い農地を造り上げるものです。また、農業・農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮の実現を図るための施策となっております。

農業・農村整備事業は、国民の食料自給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と都市にも開かれた水、土、緑、豊かな生き生きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備及び農地や施設等の保全管理を行います。国民に対する食料の安全供給や農業生産の向上、需要の動向に即した農業生産の再編、経営規模拡大と農業構造の改善に資する農業用排水施設や農業の設備等を行い、農村を活性化させるための事業と聞いております。

これを踏まえ、現在事業に取り組んでいる地区についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、茨城県営事業としまして事業採択を受け、基盤整備に取り組んでいる地区でございますけれども、新木崎地区、瓜連地区、柳河中部地区となっております。

また、県営事業として事業採択に向けて、寄居地区、額田北郷地区の2地区の調査を実施しており、各地区で地元推進協議会や関係機関との協議を進めているところです。

さらには、今年度から開始しました地域計画の目標地図作成に係る地域での話し合いによっては、今後新たに基盤整備を検討する地域も出てくるものと考えてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それぞれの地区の進捗状況及び今後のスケジュールについてお伺いを

いたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

新木崎地区、瓜連地区につきましては、地元推進協議会の皆様をはじめ関係者や地権者のご尽力、ご協力によりまして、今年度、関係者全員から換地計画原案への同意をいただくことができました。

両地区は、今年度の稲刈り終了後から、県営経営体育成基盤整備事業としまして、順次工事に着手し、早いところでは令和7年4月から大区画化されたほ場で、担い手を中心とした営農が開始される予定です。両地区ともできる限り早期に完了ができるよう関係機関一丸となりまして事業を進めてまいります。

柳河中部地区については、現在、地元推進協議会において換地計画原案の作成作業を進めているところです。今後換地計画原案に対しまして、関係者全員の同意が取得でき次第、県営経営体育成整備事業により工事を行う予定となっております。

寄居地区につきましては、地元推進協議会におきまして、基盤整備計画案への同意取得及び地域営農ビジョンの作成を進めておりまして、関係者全員の同意が取得でき次第、県営農地中間管理機構関連農地整備事業によります事業の採択を目指します。

額田北郷地区におきましては、国土交通省が実施しております久慈川緊急治水対策プロジェクトによる霞提築提計画というものがあります。県営基盤整備計画とこちらの計画が重複することから、それぞれの整備計画案について、国・県、市及び額田北郷土地改良区との間で調整を行っております。今後事業採択に向けて地元推進協議会と調整をしながら基盤整備の計画案を作成してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

私も新木崎事業の換地委員をやっております、なかなか地区をまとめていく事業というのは非常に大変だと思っております。

最初の1回から10年近くの歳月が流れてやっと工事にこぎ着くといったような大変な事業でございます。ですので、こういう事業は皆さんの協力をもって、スムーズに進むことを私も希望いたします。

それでは、最後の質問でございます。

担い手の集約の見込みについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

今年度より工事に着手する新木崎地区、瓜連地区では、事業計画に基づきまして、今後大規模経営農家、農業法人、新規就農者など今後の地域の中心となる経営体が継続して営農を

しやすいよう農地の集積・集約について詳細な協議を進めてまいります。

具体的には、新木崎地区については8中心経営体、瓜連地区については4中心経営体に対して、地区内の農地の大部分を集積するため、地元協議会での話し合いを進めております。

また、県営事業で進めています他の地区におきましても、各地区の事業進捗に応じて、今後具体的な協議を実施してまいります。

今後基盤整備の話し合いを始める地区については、まずは、今年度より開始しました地域計画の作成において、地域が主体となって10年後の農地をどの担い手に集積・集約するかを表した農地利用の将来図となる目標地図を作成していただくこととなります。この目標地図を基本としまして、地域での話し合いを継続しながら、地域関係者の合意に基づいた基盤整備の実施、農地バンクの制度の活用などによりまして、さらなる農地の集積・集約を目指してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

これで、私の質問を終わりにいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古川 洋 一 君

○議長（萩谷俊行君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 学童保育所における長期休業期間の昼食の提供について。2. 学校特別教室等へのエアコン設置について。3. 給食費の管理について。4. 街灯電気代の契約等について。5. イベントの創設について。

古川議員、登壇願います。

[12番 古川洋一君 登壇]

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、市民とつくる未来の会、古川洋一でございます。

議員当選以来、何のために誰のために議員になったのかを常に念頭に置き、欠かすことな

く続けてまいりました一般質問も今回で49回目となりました。今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、学童保育所における長期休業期間の昼食の提供についてお伺いをしてまいります。特に、共働きご家庭のお子さんは、夏休みをはじめ春休み、冬休みといった学校の長期休業期間に、終日、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を利用するケースが多いと思います。ところが、小学校のような給食がない学童がほとんどであり、昼食については大半が弁当持参を求めているのが現状ではないかというふうに思います。親御さんにとって毎日早起きしてお弁当を作る負担は大きく、食中毒の危険といった課題もあり、多くの親御さんから改善を求める声が上がっております。

そこで、まずは確認ですが、本市の公立学童保育所における夏休みの昼食提供の現状をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

学童保育所の夏休みの昼食提供の現状についてですが、本市の公立学童保育所におきましては、現在、夏休み期間の昼食提供は行ってございません。各自家庭からお弁当をご持参いただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） やはりご家庭から弁当を持参いただいているというのが現状のようであります。

先ほど申し上げましたように、毎日の親御さんの負担や食中毒などの心配を考えると、学童保育所が昼食を提供できれば、ありがたいというふうに思われる方は間違いなく多いと思うのですが、昼食提供の必要性をどうお考えになるかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

学童保育所の昼食提供につきましては、保護者の作る手間を考えるとお弁当持参ではなく、提供できるのが望ましいと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 毎日、お弁当を持参していただいている現状に対して、市としても昼食提供の必要性を感じているということであれば、早速お願いをしたいんですけどもいかがでしょうか。もし、難しいということであれば、その理由、課題についても併せてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

学童保育所における昼食提供の課題といたしましては、食物アレルギーの問題がございます。学童保育所に通う児童の中には、食物アレルギーの子もいるため一律の食事提供は難しいと考えております。

また、児童数も多いことや児童の休みの状況で日々注文数が変わることから、請け負ってくれる業者を見つけることも課題であると考えてございます。

さらに、公立学童保育所においては、現在、必要と考えている支援員数を配置できていない状況から、昼食を提供するとなると、日々、お弁当の数をチェックするなどの業務が増えるため昼食提供は困難であると考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 食物アレルギーの問題、また必要とされる支援員が配置できていない現状において、これ以上業務が増やせない、さらには請け負ってくれる業者を見つけることも課題だということで、現時点では昼食の提供は難しいということであります。

では、これは夏休みだけではなく、春休み、冬休みでも同じでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

夏休みに限らず、春休み、冬休みの長期休業期間につきましても、昼食提供については保護者の要望があると考えております。しかし、先ほどの答弁で述べましたとおり、まとまった昼食数を食物アレルギーに配慮し、請け負ってくれる業者がないのではないかとこの点や、支援員が十分な配置となっていないことから、現時点では昼食提供は困難であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 夏休みだけではなく、春休み、冬休みであっても学童保育所から直接業者等に対して弁当を手配することは困難だということなんですが、では、教育委員会にお伺いしますけれども、学童保育所は保健福祉部の所管でありますけれども、子供たちに昼食を提供するという点においては、市の給食センターという存在がございます。給食センターの持つノウハウや人員配置、また、給食を作る必要のない学校の休業期間中の話であるということをお考えますと、給食センターが調理し、学童保育所に提供するという点も可能なのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学童保育の児童に対して、学校給食センターから給食を提供することは難しいと認識しております。

理由の1つは、施設の維持管理上の問題です。

長期休業期間中は調理業務を停止し、設備の修繕や備品の更新のほか、調理場内の清掃、調理機器、コンテナ等の洗浄消毒や点検といった作業を実施しております。特に夏休みは、工期の確保が必要となる規模の大きい修繕を例年計画的に実施しております。

理由の2つ目は、調理食数の規模です。

センターの設備は千人単位を想定しており、公立の学童保育の児童数は数百人程度と聞いておりますので、設備の熱量が大き過ぎて適切な調理ができない状況が想定されます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まず、施設の維持管理上、長期休業期間にしかできないことがあると、これについては理解できなくはありません。ただ、2つ目の理由なんです、その給食センターは千人単位の調理をするための設備なので、数百人程度では適切な調理ができないかもしれないということなんです、極端に言えば、家庭で作る料理を千人鍋で大熱量で作れるのかというと確かにそうかもしれませんが、大は小を兼ねるとも言いますから、何とか頑張れませんかね、というような気もいたします。ただ、数人分を作るんじゃないかと、今ご答弁にもありましたとおり、数百人ということですから、どうなのかな、できないのかなという気もいたします。

先ほどの保健福祉部長、ただいまの教育部長のご答弁を受けまして、本当にできないのか、ここで全国の自治体の取組の一部をご紹介しますと思います。

新聞報道によるデータでございますが、まず全国の学童保育所の22.8%が長期休業期間中に昼食を提供しているそうであります。ただ、この22.8%という数値につきましては、はっきり書かれていないので不明なんですけれども、民間の学童保育所での提供も含まれているような気がいたしますので、公立の学童保育所でのデータとは言い切れないところはございます。とはいえ、自治体が公立の学童保育所で昼食を提供している事例というものを、こども家庭庁が幾つも紹介しております。

奈良県奈良市では、複数の事業者と契約し、宅配弁当を提供しています。各家庭は献立表を確認し、前日までに申し込む。つまり、献立によって必要な日に注文しているということだと思います。

次に、茨城県内。境町では、学校給食センターが調理した昼食を学童保育所に提供しています。管理栄養士が献立表を作成し、希望する家庭が申し込む。各家庭は1食当たり250円を負担し、学童の月額利用料と一緒に口座から引き落としされる。通う子供の9割以上が昼食の提供を受けているそうであります。

これらの事例を見ますと、宅配弁当もやはり、境町での給食センターからの提供について

も、那珂市の給食センターではできないという先ほどのご答弁のあった理由、課題が境町にはなかったのか、いや、そんなはずはないと思うんですよね。先進地の事例は、できるかできないかではなく、やるためにはどうすればよいかを一生懸命考えたであろうということでもあります。また、どちらの事例も共通しているのは、食物アレルギーの問題については、保護者が献立表を確認して希望があれば注文するというやり方に行っているという点であります。本市でも必要性は感じていらっしゃるのですから、そういった先進事例を調査研究をしていただき、実現に向けて鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

それを踏まえまして、今後どう対応していくのか、子育て支援の観点からも前向きにご検討をお願いしたいのですが、改めてお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

学童保育所の昼食提供につきましては、保護者からの要望があることや、今年6月に子ども家庭庁から地域の実情に応じた対応を求める通知もあったことから、市においては必要性を十分に認識しているところです。

今後、先ほど答弁しました課題の解消と実現可能な方法を模索しながら、なるべく早い時期に昼食提供できるよう、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

前向きにご検討いただけるということですので、親御さんもありがたいだろうなというふうに思います。今、なるべく早い時期に提供できるようにということですが、具体的な方法、手段については何か現時点でお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、公立学童保育所について、公設公営から運営を民間に委託する公設民営とすることを検討しております。その際、長期休業期間中における給食提供につきましても考慮しながら、事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

食事の提供につきましては、アレルギー等の問題もあることから、毎日の提供が困難な場合は、週1回程度の提供だったら可能かどうか視野に入れながら進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現在の公立学童保育所を公設民営にすることを検討しているということですが、食物アレルギーの問題とか、宅配弁当の業者が見つかるのかということについては、民営化すれば解決するとは思えないんですね。ただ、一番の課題であるであろう昼食提供の業務も担える人員を配置できる、そういった民間事業者に委託するということ

になるんだと思います。いずれにいたしましても、公設民営の是非につきましては、私個人ではなく、議会、教育厚生常任委員会でもしっかり議論をすべき案件だと思いますので、改めてご提案をいただきたいというふうに思います。

私の要望は、子育て支援の観点からも、親御さん、子供さんたちのために学童保育所で昼食を提供していただきたいということでもあります。今ご答弁の中に、毎日が無理なら週1回でもというようなこともございましたけれども、例え100%でなくても、少しでも理想に近づけるにはどうすべきかというものを本気で考えていただき、早期に実現されるよう切にお願いをいたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

次に、学校特別教室等へのエアコン設置についてお伺いをしてまいります。

今年は、今年もですか、暑い夏です。夏といえば7月、8月というイメージでしたけれども、地球温暖化もあってか、もう今では5月ぐらいから30度を超える日が多くなってまいりました。9月に入ってもなおこの暑さであります。本当に暑いのは学校の夏休み期間なんだから学校にエアコンなど必要ないよと、そんな時代もありました。ただ、今やそんなことを言っていたら人災だというふうにも言われます。そのような中、学校の普通教室にエアコンを設置していただいたのは、記憶に新しく感謝もしているところであります。

しかしながら、学校の中で子供たちが、先生方も含めて過ごす場所というのは、普通教室だけではなく、理科室、図工室、音楽室、美術室などの特別教室、そして体育館もございませぬ。その授業1コマであっても1時間近くはその場で過ごしますし、例えば音楽室を吹奏楽部が部活動で使用しているのであれば、それ以上の時間になるかと思えます。猛暑の中、熱中症になっても不思議ではありませんし、事実、熱中症は屋外よりも屋内で起きている件数が多いという報道もされております。

そこで今日は、体育館も含めて特別教室等にエアコンを設置すべき、設置してほしいという要望をさせていただきますが、この件は教育現場からも強い要望があるということを教育委員会はご承知のほうであります。

そこで、まずは確認ですが、本市の小中学校におけるエアコン設置の現状について、どこに設置されていてどこに設置されていないのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在、小中学校の普通教室、図書室、校長室、職員室、保健室につきましては、令和元年7月までに設置を完了しております。

一方、先ほど議員からご紹介がありましたとおり、繰り返しになりますが、理科室、図工室、音楽室、美術室などの特別教室や体育館には設置してございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 体育館も含めて特別教室にはエアコンは設置されていないというこ

とであります。それら特別教室等へのエアコン設置は先ほども申し上げましたとおり、私も教育現場も必要だと思っておりますし、緊急性もあると考えますが、その必要性について教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

近年は猛暑日の発生が日常的となり、今年の7月は熱中症警戒アラートが4日連続で発出される状況となったところです。児童生徒が活動を行う上で、熱中症は命に関わる重大な課題となっております。児童生徒の健康と安全を守るため、エアコンの設置は喫緊の課題であり、その必要性は十分認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） エアコン設置は喫緊の課題であり、その必要性は十分に認識しているということでもあります。であれば、話は早いですね、やりましょう。もちろんだれだけの費用がかかるのか、財源はどうするのか、一度に全てできなければ優先順位を決めて、どの教室から設置するのかなど、課題が多いことも分かります。その辺も含めて特別教室等にエアコンを設置するお考えがあるのか、あるのであればどのように進めていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

可能な限り早期にエアコンが設置できるよう、本年度の実施計画への計上に向けて準備を進めているところです。体育館よりも理科室や音楽室といった特別教室の方が優先度が高いと考えており、年次計画の作成や国庫補助金等の財源確保も含め、企画・財政部署と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

早期に設置できるよう、本年度の実施計画にも計上する予定だということでもあります。大変前向きなお考えに感謝いたしますとともに、1日も早い設置を期待しております。

ちなみに、優先順位から考えて体育館への設置は後になるということですが、あれだけ広く、かつ天井も高い体育館を冷やすエアコンとなるとどれだけ費用がかかるのか心配ですが、話によると億単位だというような話も聞いております。ので、心配ではありますが、低コストでコンセントに差すだけの移動式のエアコンというものもあるようでございます。千葉県のいすみ市など実際に導入した自治体もあり、災害時の避難所としても活用が期待されているということでもあります。この質問の打合せの際に、学校教育課の職員の方にもご紹介してありますので、ぜひ時期が来ましたら、そういったものも併せてご検討をいただ

ければというふうに思います。ではこの項の質問は終わりにいたします。

次の項、給食費の管理についてお伺いをしてまいります。

早速ですが、小中学校の給食費についてどのように徴収し、誰が管理をされているのか、基本的な流れを教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

給食費徴収の基本的な流れですが、まず、毎月の給食費は保護者の口座から自動引き落としで学校が管理する口座へ振り込まれます。そこから各学校が学校給食センター発行の納付書により、市の口座へ納付をいたします。

保護者の口座から引き落としができなかった場合は、未納通知を各学校から保護者に対して送付し、学校口座への振込を依頼いたします。学校において納付を確認した時点で、学校口座から市へ納付となります。

納付がない場合は、学校給食センターから保護者に対し督促状や催告書により納付を促しております。これは卒業後も同様です。

以上が、給食費の徴収と管理に係る基本的な流れとなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 簡単に言えば、学校が保護者の方から徴収をし、それを市に納付していると、つまり、保護者が給食費を支払う相手は市であって、学校は一時的に預かっているだけだと、ですよね。銀行引き落としができなかった場合も、未納通知を送付し、徴収するのも学校ということですから、学校の手間と負担はかなりのものだと思います。であれば、保護者と市との間に学校を介する必要があるのだろうか、給食費は市が保護者から直接徴収するなど、行政が一括で管理すべきではないかと思いますので、今日はそのお話を伺ってまいります。

まず、給食費を学校が介することの問題点や疑問点を考えてみますと、先ほど申し上げましたとおり、学校教職員の手間と負担はかなりのものであります。また、一時的とはいえ、大金を扱わざるを得ないことから、事故や不祥事につながるリスクもごございます。実際に給食費を私的流用したという事案はよく耳にするところであります。ほかにももっと思いつくんですけれども、教育委員会のご認識も確認したいと思いますので、ほかにもどのような課題があると考えられるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のように、学校によっては徴収金を現金として扱う場面がございます。学校という公的な機関において現金を取り扱うことは、ご指摘のあったとおり事故や不祥事といったリスクにつながるため、危機管理面からも課題と考えます。

また、先ほど答弁したような学校給食費の徴収に係る一連の業務は、教職員にとりましては心理面も含め負担は小さくないと私どもも捉えております。給食費に係る業務負担の軽減は、学校における働き方改革の推進項目の一つとなっており、教育委員会として具体的な対応が求められているところです。

給食費の徴収に係る問題の本質は、本来この業務は学校が担うものではないということであり、市役所が取り扱っている各種徴収金と同様、市が担う業務として整理する必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 給食費の徴収における問題の本質が、本来この業務は学校が担うものではないことにあるというふうに認識されているということですね。であれば、業務負担をいかに軽減するかを考えなければならない中、この業務を引き続き行わせるとなれば、働き方改革には全くの逆行であります。

ここで、給食費を学校に徴収させることについて、つい先日8月30日の茨城新聞にタイムリーな記事が出ていましたので、ご紹介をいたします。

給食を提供している公立学校を設置する全国の教育委員会のうち、給食費の徴収、管理を学校に担わせている教育委員会が6割を超えることが文部科学省の調査で分かりました。地方自治体の会計に組み入れ、自治体が徴収、管理する公会計化を導入しているのは34.8%にとどまっています。ちなみに、茨城県においては、全国平均を8ポイント上回る42.9%が公会計化を導入済みのものであります。

公会計化の導入により、徴収義務や滞納者への督促が自治体の役割となり、教職員の負担軽減につながることから、文科省は近く、公会計化を早急に進めるよう各教育委員会に通知をするということでもあります。

先ほどご答弁がありましたように、給食費の徴収管理が学校の本来の業務ではないとご認識していることに加え、教職員の働き方改革の観点からも、さらには文科省からも公会計化を進めるようにとの通知が来ることを考えますと、どう考えても公会計化を導入し、行政が一括管理すべきだというふうに思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりです。税金などと同様に、担当課である学校教育課が、直接給食費の徴収と管理を行う公会計化を進めることが、最も有効な解決策であると考えております。

市役所では、住民情報システムや市税情報システムといった自治体の事務を処理するための基幹系のシステムを導入しております。この中に、給食費徴収管理のメニューを新たに加えることが必要となります。実は、昨年度はこのシステム導入費用を実施計画に計上する準備を進めておりました。

しかしながら、その時期に、国においては地方自治体における情報システムの標準化、つまり、現在自治体ごとに別々となっているシステムを同一のものにすると、そういう方針が出されてしまいました。そのため、一度計上を見送ったという経緯がございます。

現在も標準化に向けたスケジュールが不透明です。引き続き、国の動向を注視しながら、時期を逃すことなくシステムの導入、ひいては給食費の公会計化が図られるよう尽力してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市では公会計化に向けて給食費徴収管理のメニューを新たに加えるため、昨年度の実施計画に導入費用を計上する準備を進めていただいていた。ところが、国において自治体ごとに別々となっている情報システムを同一のものにする、いわゆる標準化の方針が出されたため一旦ストップしたということであります。

市が公会計化の必要性を十分に認識され、それを進める準備に入っているということですから、安心をいたしました。ただ、国の標準化スケジュールの動向待ちということですが、既に導入している自治体が全国では30%、県内でも40%を超えている現状において、システムを標準化することは容易なことではないというような気がいたしますし、文科省が早急に進めるようにと言っていることには若干ちょっと矛盾があるのではないかとこのふうにも思います。いずれにいたしましても、給食費の徴収管理業務が1日も早く学校の手から離れることを切に願っております。

最後に教育長にお伺いをいたします。

今日質問させていただきました、特別教室等へのエアコン設置も給食費の徴収管理の公会計化も全ては子供たちを取り巻く教育環境を改善することで、子供たちに対する本来の教育を充実させてほしいという思いからであります。時代の流れもあって要望はほかにもたくさんあり、その分多額の予算も必要となることは私も十分に理解をしているつもりでございますが、教育には金をかけろとも言われますし、私の持論でもあります。ですから、優先順位を決めて、少しずつでも教育環境を改善していただきたいというふうに思いますが、今後の本市における教育の取組の展望についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 議員には、これまでも何年にわたり教育の課題について様々なご提言をいただいております。

今回ご指摘の特別教室、あるいは体育館へのエアコンの設置、これは子供の命を守るための、そしてまた、給食費の公会計化の問題につきましては、働き方改革を通して教職員が子供たちと向き合う時間の確保といったように、子供たちに直結する大きな問題であるというふうには認識をしております。

ここ数年でトイレの洋式化、あるいは普通教室へのエアコンの設置、さらにはタブレット

の配備などハード面の整備は一気に進んだ感がございます。一方で、近年、子供たちへの指導が複雑・多様化している。教育現場ではまだまだ対応しなければならない課題が山積しております。中でも、特別支援教育における支援員、あるいはタブレット活用推進のためのICT支援員、さらには相談支援や不登校に対応する教育センターの相談員やカウンセラー、そういったマンパワーの充実、これが最近は特に重要になってきております。

これまでも、議会の皆様をはじめしっかりと予算付けをしていただいております。感謝の念に堪えないところではございますけれども、ご存じのように、教育はこれで十分というゴールはございません。最終的にはやはり教育は「人」、ここに尽きるんじゃないかなというふうに私自身考えております。予算をお願いすることも必要ですが、県費負担教職員の適正配置、あるいは常勤・非常勤講師の人材確保、さらには教職員をサポートする教員業務支援員の配置、こういったものについては学力向上に資するための教育の根幹であり、まさにこれは我々教育委員会がしっかりと担うべき責務であるというふうに捉えております。

ハード面からソフト面まで、多岐にわたる課題に対しましては、優先性、緊急性これを見極めつつ、本市の教育には今何が必要なのか、何が求められているのか、常に原点に戻りつつ、本市の教育の充実、推進に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

課題が山積する中、やはり何よりも人、マンパワーということになりますね。しかし、このマンパワーの問題というのは、那珂市の教育委員会だけで解決する問題ではなく、国や県はもちろんのこと、市長のお考えも含めて、日本、茨城県、那珂市の教育をどうするんだという議論が真剣になされないと、解決は難しい問題なのかなと考えるところであります。

教育長にもう一つお伺いしたいんですが、本市における学校教育、教育環境、教育関連の取組につきましては、まだまだ改善の余地はあると思いますが、それでも市長、教育長をはじめとする行政の関係各位、そして教育現場の先生方のおかげで他市町村にも負けない自慢してもよいものだと私は思っております。事実、多くの教員が那珂市の学校で働きたいと異動希望を出されているというお話も聞くことができます。

ですが、それなのに、それら取組の成果が市民に届いていないように感じるんです。「広報なか」やホームページには載せていますよとおっしゃるんですけども、それは当たり前でありますし、どこの自治体でもやっていると思います。それだけでなく、教育委員会をもっと自信を持って市内外に、那珂市の教育について情報発信していただきたい、もっとPRすべきだというふうに思いますが、この点について教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 情報発信ですけれども、これは保護者の皆様をはじめ市民の皆様には我々の教育のこの取組を理解していただく上では、特に重要な手段であるというふうには

認識しております。しかしながら、那珂市だけの内向きの発信で満足してはいけないという思いは、常々私自身も持っております。本市におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、また、シティプロモーション推進室におきましては、いわゆる専門官を中心にそれぞれ本市の魅力発信に取り組んでいるところです。

私は、以前から教育こそが本市の魅力発信に役立つものと、このように自負してまいりました。これから結婚し、子育てしようとする方が、何を重視するのか、私は教育の中身である、このように思っております。例えば、那珂市内のどの幼児教育施設であっても、保幼小中連携の理念の基、保育・教育が行われ、小学校への円滑な入学、接続につながる。さらには、現在、学園制というものを強く押し出している小中一貫教育が待っている。そのような本市の教育の魅力、強みを拡散力のあるメディアを通して発信を強化するよう、学校長はもちろんのこと教育委員会事務局職員にも常々指示をしているところです。

しかしながら、本日、まだまだ不十分ではないかという議員のご指摘は重く受け止めたところです。発信を強化するには、対象や目的に応じた効果的な媒体を選択すること、これはもちろんのこと、それ以上に、いつもどこかしらで那珂市の教育の話題が出ている、そういう切れ目のない頻繁な発信が重要であると考えております。

広報紙やホームページ、新聞といった限られた媒体であっても、タイムリーさであるとか、きめ細やかさであるとか、そういったもので発信力を上げる。そして、那珂市で教育を受けさせたい、子供を育てたい、そして、移住定住の「決め手」となる、これこそ本市の教育の存在感を示せる重要な一面である、このように考えております。

うまずたゆまずという言葉は、まさにこの情報発信に合致したものと思います。今後とも職員共々学校長会と併せて、発信力の強化に尽力してまいります所存です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。意欲は十分に感じられました。

例えばですが、お隣の常陸太田市がJR常陸太田駅前や道の駅で、「子育て上手 常陸太田」とか、「住みたい田舎ランキング北関東エリアで3冠達成」などの横断幕を掲げているのをご存じでしょうか。常陸太田市さんにお聞きしましたところ、これは各課から上がってくるタイムリーな取組を基に、広報広聴課がデザインし掲示をされているそうであります。

ただいまご答弁にもございましたけれども、市がまち・ひと・しごと創生の総合戦略の中で、シティプロモーション推進室を設けて本市の魅力の発信に力を入れているわけでありますから、そういった力も借りない手はないと思います。

それと、9月1日のNHKのニュースで芳野小学校でのリモート始業式の様子が放映されました。これはNHK側からのお話だったと思いますけれども、テレビであろうが新聞であろうが、手前味噌であってもこちらからぜひ取材に来てくださいといった依頼といいますか、積極的な働きかけがほしいんです。ぜひとも那珂市の教育のよさに、市内外に強力にPR、

情報発信していただくことをお願いをいたしまして、この項の質問を終わりにいたします。

次に、街灯電気代の契約等についてお伺いをしてまいります。

街灯とは、街の灯りと書きますが、市内に設置されている街の灯りには、いろいろな種類があって、その総称であるとのことであります。

そこで、まず確認ですが、街灯にはどういったものがあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

一般的に街灯と言われるものの種類ですが、夜間の犯罪防止と通行の安全を図るために設置する防犯灯、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握するために設置する道路照明灯、公共用地などを照らすために設置する照明灯がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

では、それら街灯の契約や電気代の支払いはだれが行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

市内に設置された防犯灯については、基本的に自治会が契約者となり、支払いも行っております。

道路照明灯及び照明灯については、設置・管理している県や市が契約者で、支払いも行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

今回はその中で、自治会が契約し支払いも行っているという防犯灯についてお伺いをしてまいります。

前回の一般質問で、昨今の電気代の高騰を受け、市の施設もLED化を進めるべきだという要望をさせていただきました。各自治会が契約支払いをしている防犯灯のLED化については、ほぼ完了に近づきつつありますから、市の庁舎や各施設、学校等の電気も当然LED化すべきですね、というお話でありました。

ところが、安心していただいていた自治会契約の防犯灯がLED化をしたにもかかわらず、電気代が下がらないというお声を耳にいたしました。その自治会の役員さんが、東京電力に確認しましたところ、LED電球に交換しただけでは電気代には反映されないんですよ、契約種別や区分の変更を申請して初めて電気代に反映されるんですという回答があったとのことであります。これを聞いた自治会役員さんは慌てて契約を変更したそうですが、LED灯にしてから数年間無駄な電気代を払っていたことを悔やんだと同時に、契約変更が必要だなんて知らな

かったというふうにおっしゃっていました。

質問ですが、こういった問題があることは市は把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

市などが管理している照明灯については、蛍光灯からLED灯に交換する際に、電力会社へ契約種別や区分の変更申請を実施しております。しかし、防犯灯については、各自治会と電力会社が直接契約しております。LED灯に交換した際に、電気料金が下がったかは把握してございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市で契約している照明灯については市のほうで契約変更しているが、自治会が契約している防犯灯については変更申請をしているかどうかも含めて問題が起きていることは把握していないということですね。

これ、どう思われますか、皆さん。防犯灯の電気代について、市から各自治会に補助金交付されていますよね。その交付金が、さらには自治会加入者の貴重な会費が、契約変更まで無駄に使われていたんですよ。自治会の運営には無関心なんではないでしょうか。自治会からの信頼を損ない、加入者の減少に拍車をかける可能性すらある問題だというご認識はございませんか。契約変更が必要だということをいまだ分かっていない自治会はございませんか。今すぐにでも自治会に周知連絡をしていただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、速やかに各自治会に対して、交換にかかる変更申請の必要性を周知してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では、直ちにお願いをいたします。

こういうお話をお聞きしてしまいますと、防犯灯の設置から、電力会社との契約、維持管理、支払いまで市でやってほしい、やるべきだというふうに思ってしまう。防犯灯の電気代1つをとっても自治会運営には影響がございます。防犯灯は犯罪抑止のために設置しているものと理解しておりますが、自治会加入者だけが恩恵を受けているわけではなく、未加入者に電気代のご負担をお願いできないことを考えましても、防犯灯の設置、維持管理は自治会ではなく市で行うべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

防犯灯については、各地域の実情に合わせ、生徒児童の通学路などに多く設置されております。自治会によってその設置灯数などに違いがございます。

現在、防犯灯におけるLED化の費用については、市の補助制度を設けて自治会に対して支援しており、LED化が終了している自治会、そうではない自治会がございます。

まずは、自治会とともに、市内の防犯灯のLED化100%を目指します。その上で負担を解消するために引き続き自治会と意見交換をしながら、防犯灯の設置及び維持管理についての体制づくりができればと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 役所といたしましてもその意思はおありのようですが、LED化が完了しているところと、そうでない自治会があるため、まずは足並みをそろえた上で、防犯灯の設置と維持管理について、自治会とともに体制づくりを考えていきたいということですね。いずれにいたしましても、自治会の負担を軽減する方向で検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、この項の質問は終わりにいたします。

では、最後の質問事項、イベントの創設についてとなります。

先崎市長は、公約に「住みよきプラス活力あふれるまち」を挙げておられます。その「活力」とはどういうことか、市長には最後にお伺いいたしますが、私はどう考えているのかを先にお話をさせていただきますと、私の考える活力と活性化というのは、一言で申しますと、輝く人をたくさんつくることでもあります。

人というのは、市民はもちろんですが、市の職員もそうで、輝いている職員が多いと、市役所の中も明るくなりますし、市民にも大きな影響を与えると信じております。今回、那珂市の活性化の一環としてイベントの創設をご提案させていただきますが、私はこれまで、行政視察等でほかの自治体の様々な取組を拝見させていただいてまいりましたが、素晴らしいと感じた取組、特にイベントにおいては、企画、運営に携わっている方が本当に輝いて見えましたし、市民も誇りに思っているに違いないというふうに感じました。といったことを踏まえ、活性化の一環としてイベントを創設することの必要性についてどうお考えかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

ここ数年につきましては、コロナ禍で十分なイベントが開催できず、昨年度からひまわりフェスティバルをはじめ、様々なイベントが少しずつ開催されるようになりました。多くの人たちがにぎやかに、笑顔で楽しんでいる様子は、大変素晴らしいなというふうに感じております。

様々なイベントには、たくさんの効果があると思います。人々に感動や笑顔、幸福感を与えると同時に交流の場となり、コミュニティや連帯感、お互いを支える協力関係が生まれます。

また、地域固有の伝統や文化を守り、次世代に継承する手段となり、交流人口を増やし、地域の商業などプラスの経済効果や活気を与えます。

それらをソーシャルメディアなどで拡散することによりまして、その地域が注目され、新たな訪問者などが増加するというような期待が持てます。

また、新たなアイデアやプロジェクトなどを発表する場となれば、人々に多様性また創造性の促進など期待がされます。

イベントには、このようなたくさんの効果が期待され、必要なものであると感じております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） イベントには様々な効果もあり、その必要性は感じていらっしゃるということでもあります。

私がずっとお願いしてきたのが、市民マラソン大会の実施なんですけれども、それにつきましては、スタッフの人員確保や交通規制など、課題が多過ぎるということで、ご検討はいただいたようですが実現はいたしませんでした。とはいえ、まだ諦めたわけではございません。一昨日、日立市が、フルマラソン大会を来年11月に開催することを発表いたしました。名称は「ひたちシーサイドマラソン」。海の上を通る国道6号バイパスや国道245号などを通るコースであります。毎年4月に開催している「さくらロードレース」と併せて地域の活性化につなげたいそうであります。日立市ができて那珂市ができないのはなぜなのか、私には分かりません。

話は戻りますが、今回イベントの創設について具体的にこれという提案はいたしませんけれども、例えばということで申し上げますと、友好都市の横手市では、「全日本元祖たらいこぎ選手権大会」というものが開催されており、那珂市の職員の中にも参加された方がいらっしゃると伺いしております。これを一の関ため池親水公園を会場として、新たらいこぎ世界選手権那珂大会を開催するというのはいかがでしょうか。外国人も含めた国際的でオープンな、かつ市民が手軽に参加できる競技大会であります。とんでもなく大きなことを言い出したと思われるかもしれませんが、何万人も集めるなど大規模である必要はなく、参加のため、また参加する家族を応援するために、那珂市に来訪するのを楽しみにしていただき、那珂市を知っていただける方を一人でも増やしたいというほのぼのとした大会を私はイメージしております。

那珂市には、ひまわりフェスティバルや八重桜まつりなど多くのイベントがございますが、そのほとんどが、参加するというよりは見に行くものであるように思います。市民の多くが、

魅力があっかつ楽しいイベントと感ずるのは、斬新で市民も参加ができて、おいしい食も味わえる、そういうイベントではないのかなと私は考えております。

今のたらいこぎ世界選手権は例えはの話ですが、そのようなイベントを創設することについてはどう思われますでしょうか、お伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） イベントを開催して成功させるためには、官民にこだわらず、企画、資金、場所、PR、運営、接遇、安全性など、十分な準備や、また多くのスタッフが必要と考えております。ましてや、外国人も参加するイベントとなりますと、英語スタッフ、外国語スタッフなどの対応も必要となると思います。しかも、新たなイベントとなれば、通常のイベント以上に多くの準備が必要となることが想定されます。

イベントの効果や必要性につきましては認識しているところでございますが、市が新規のイベントを企画する場合には、市民の機運醸成、またはご意見であるとか、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 予想どおりのご答弁なんですね。これ私だけかもしれないけれども、今のご答弁を聞きますと、必要性はあるかもしれないけれどもやるつもりはないよというふう聞こえるんですね、ごめんなさい、違っていたら申し訳ございません。

加えて、ものすごく気になる言葉が含まれているんですね。それは、市民の機運の醸成という言葉なんですね。機運の醸成というのは、事をなすためによいタイミングやチャンスを得られるように、少しずつ状況をつくり上げていくことが機運の醸成なんですけれども、もしそれを、これも違ったらごめんなさい、イベントは市民がやることだとか、市民の気持ちが高まれば的に、そのような意味でお使いになっているのであればそれは違うと思ひます。仮に行政が直接できないにしても、市がそのチャンスをつくって、市民に与えることが市の役割であつて、それが機運を醸成するというこではないでしょうか。市が、市民が考え企画して自分たちでやるならどうぞという考えでは、那珂市が活性化するどころか、輝く人など生まれな思ひます。

最後に、先崎市長にお伺いをいたします。

冒頭に申し上げましたけれども、市長は、「住みよさプラス活力あふれるまち」を公約にされておりますが、その「活力」とはどういうことなのか、また、今回ご提案させていただいた「イベントの創設」については、その「活力」と結びつくのかつかないのか、市長のご所見をお伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 古川議員さんの質問にお答えをいたします。

かつてマラソン大会の提案とか、いろいろなものを那珂市活性化のためにご提案をいただき

ました、ありがとうございました。今回もそういう気持ちが伝わってまいります。

私は就任以来、那珂市が持つ可能性を生かし、要するに市民が生き生きと明るく元気に楽しく生活できる、活力あふれる那珂市にするために、次世代への担い手育成、住みよさを支えるための支援、未来への投資、この3つが必要であると考え、「住みよさプラス活力あふれるまち」をスローガンに市政運営を進めてまいりました。

イベントは、まさに活力を生み出すための手段の一つと考えております。新たなイベントの創設というご提案でございます。

私は、新たなイベントの創設も大切と感じておりますが、現在実施しているイベントのブラッシュアップも必要だと考えております。例えば、今度の12月の「カミスガ」は、これまで市で行ってきた「産業祭」と合同で開催をするようであります。これも新たなチャレンジと考えます。

そのほかにも、これまでのイベントに、例えばギネスにチャレンジするとか、新たな企画を盛り込むことでその魅力ある新しいイベントに変わっていく、そういった可能性もたくさんあると思います。もちろん新たなイベントの発想や企画は大切と思いますので、実施につきましては十分に検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） イベントも活力を生み出す手段の一つだというふうなご答弁をいただきました。新たな創設でなくても既存のイベントに、今市長がおっしゃったようにギネスにチャレンジなどを盛り込むことは私も賛成であります。マンネリ化によって素晴らしいイベントも飽きられるような事態だけは避けたいところであります。

ついでで恐縮ですが、先月開催したひまわりフェスティバルについて一言。市内外から訪れる多くの方々に対するおもてなしの精神が若干欠けているのではと感じております。具体的には、猛暑の中、休憩する場所も食事をする場所もなく、来場者に対しては椅子、シート禁止の貼り紙がされ、多くの方が縁石や地べたに座って食事をされておりました。

聞くとところによりますと、体育館と出店者テントのちょうど間、あの遊具があるところですけれども、あそこが食事をするスペースなんだというような説明が主催者からあったようですが、そういう話は私は初めて聞きましたし、実際に来場者に対してそのような案内や貼り紙などがあったのか、休憩や食事場所は、席の多い少ないはあっても、スペースの許す限りのものがあってしかるべきですし、ほかのほとんどのイベント会場にも大体設置されております。ぜひとも次回以降はおもてなし精神を形にさせていただきたいというふうに思いますが、市長ご自身も現場でベンチが必要ななんておっしゃっておられましたので、ご認識いただいているものとして期待をさせていただきたいと思います。

イベントの創設に限らずとも、市民や職員の多くが輝けるような取組により、那珂市が活力あふれるまちになることを心からご期待を申し上げ、以上で私の一般質問を閉じます。あ

りがとうございました。

- 議長（萩谷俊行君） 以上で通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

- 議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

- 議長（萩谷俊行君） 通告4番、大和田和男議員。

質問事項 1. 市内の人材育成・人材発掘について。2. 都市基盤整備の取り組みについて。

大和田和男議員、登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

- 7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男でございます。

通告に従いまして質問いたします。

8月も終わり、各町内ではお祭り、また、那珂市ではひまわりフェスティバルが盛大に開催をされました。関係者の皆様、ご尽力、誠にありがとうございます。

その菅谷のお祭りですが、各町内でコロナのお祭りクラスターが出たなんていう地区もございまして、まだまだコロナ感染予防は引き続き各自で心がけていただきたいこと、この場を借りて申し上げる次第でございます。

しかしながら、この夏は、各自治会でもイベントが復活し、私も様々な地域の活動に参加をさせていただきました。そこで耳にする共通の話題を、今回取り上げてみたいと思います。皆様も聞いたことがあろうかと思いますが、自治会を含む多くの団体が、担い手がいないと嘆いております。そこで、人材育成・人材発掘に向けて、いま一度掘り下げ、問いただしたいと思います。

まずは、自治会について伺っていきます。

そもそも自治会と市の関係はどのようになっているのか伺います。

- 議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

- 市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民自治組織である自治会は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例において「市民自ら

の意思により、地域の発展及び課題解決について考え行動する多様な組織」として位置づけています。

自治会と市は、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するため、市とともに協働のまちづくりを推進するパートナーとして対等の関係です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） パートナーで対等の関係なのに、そう感じられない声が多く出ているのも実情でございます。

区長制度からまちづくり・自治会制度へ移行して12年、時間も経過し、市民の考え、ライフスタイルも変化してきました。総括する時期ではなかろうかと思えます。区長制度がよかったという意見も根強い。区長制度と自治会制度を比較すると、経費面、権限面などどのように変わったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

本市は、平成23年に区長制度から自治会組織制度に移行しました。市、市民、市民自治組織及び市民活動団体などが、一緒に地域の課題解決に協力連携して取り組む協働のまちづくりを推進してきました。

経費面については、区長制度と自治会制度において、市からの交付金など、大きな違いはございません。

区長制度では、市長が委嘱した区長等を役員とした組織で、市の機関の一部という位置づけでしたので、特定の役員の責任と負担が集中しておりました。自治会制度では、地域の皆様が参加・参画し、自らの創意工夫により地域の課題解決に取り組んでいるというところが違いでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） まとめますと、市からの交付金の違いはそう変わらない。区長制度では、特定の役員に責任と負担が集中していたと。今の自治会制度でもそうです。いつも同じ人、もう一回やってくれ、誰もいない、このままでは自治会解散だという地区もあると伺っております。区長制度時代より責任や事務負担が多いのが実情だと思います。

現状のまちづくり委員さん、自治会役員さん、非常に頑張っている。しかし、自治会を抜ける、もしくは班ごと抜ける、入らないという課題に加え、やはり高齢により迷惑がかかるからと脱会する。パソコンを自費で買って、慣れない事務作業、書類作成をする役員さん。本来ならそのような弱者を助けることこそが協働のまちづくりではなかろうか。こういう現状を踏まえ、自治会制度をどう分析し評価しているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

自治組織制度に移行して12年がたちました。近年はライフスタイルの変化により地域のつながりが薄れ、会員の高齢化、若年層の加入率の低下、担い手不足など、様々な課題も浮き彫りになっております。新型コロナウイルス感染症による社会全体に及ぶ行動制限は、この自治会活動に大きな影響がございました。

自治組織制度になって、地域が主体となった催しやイベントでの世代間交流、清掃や防犯パトロール、防災訓練、災害時の支え合いなど、絆が生まれたのも確かです。地域の多くの住民が自らの地域の課題に関わり、解決に向けて取り組んでいることは、良好なコミュニティの形成につながっていると考えております。

今後も市と自治会が協働して、様々な課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） またまとめますと、加入率の減少、高齢化、成り手不足の課題があり、コロナにより深刻になったと。しかし、様々な自治会自身の活動により、良好な地域コミュニティができたという評価だと思います。

果たして、パートナーの市は何をやっていたのでしょうか。交付金を渡していますよでは、パートナーではなく、封建制度、地主と小作の関係ではなかろうかと。これが果たして協働のまちづくりでしょうか。しかしながら、担当の職員も頭を悩ませているのは知っています。

そこで、6月に自治会長研修会を開いたと聞いております。どのような内容で、どのような意見が出たのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

この研修会では、自治会の活動や運営が、役員が交代しても停滞することなく円滑に進められるよう設けたもので、行政との連絡・調整や事務の手續など、自治会運営に関する内容で実施をいたしました。

参加者からの意見としては、自治会への加入促進の方策についてや、市から依頼業務の見直し、市との協力体制の強化などがございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 研修会のご意見で、市からの依頼業務の見直しと協力体制の強化等があったということで、依頼業務の見直しをどのように見直していくのか。また、どのような協力体制を強化していくのか、意見に対しての考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

市から自治会へ依頼している業務については、自治会へ依頼しなくてはならない業務なのか、また、依頼方法は適切なのかなど、少しでも自治会の負担が軽減されるよう、これまでも逐次チェックをしてまいりました。

今後も市と自治会は協働のパートナーであることを常に認識し、自治会の負担となる依頼業務の削減に努めるとともに、協働のまちづくりにおける自治会との協力体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 依頼業務の削減と協力体制の強化、お願いするところがございますが、もしかしたらこういった研修に出席すること自体が、これから内容によっては、このご時世、もしかしたら負担かもしれません。困っている自治会には市の職員を派遣したり、出前講座でも結構です。一緒に汗を流すのもいいんじゃないのかと思います。それがパートナーのあるべき姿だと思います。そうやって人材発掘をしていかなければならないと思います。協力体制についていま一度再考していただきたいと思います。

それでは、今度は保健福祉部長に聞いていくわけですが、これも困っている成り手不足の民生委員・児童委員の人材不足についてです。

民生委員・児童委員は、こういった過程を経て選任されているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

民生委員・児童委員がどのように選任されるかについてでございますが、市に設置している民生委員推薦会において、推薦会の委員から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を、厳正かつ公平に審査し、県に推薦をしております。

県では、地方社会福祉審議会の意見を聞いた後に国に推薦し、厚生労働大臣から委嘱される流れとなっております。

候補者を民生委員推薦会に推薦するまでの過程を申しますと、任期満了となる年度に、現民生委員・児童委員に再任の希望の有無を確認いたします。その後、希望しない民生委員・児童委員がいる地区につきましては、推薦会の委員が当該地区の自治会長などの協力を得ながら候補者を選考し、推薦会に推薦をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 最後に、またこれも自治会長等の協力を経てということで、自治会にも人がいないと言っているのに、今度は民生委員も探してくれと。果たしてこのままでいいのかと。こちらの成り手不足の解消の施策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

成り手不足解消のための本市の取組につきましては、行政との重要な橋渡し役である児童委員・民生委員に欠員が生じないように、まちづくり委員会や自治会と連携し、地域における人材の情報収集と把握、候補者宅へ同行しての制度説明などを行っております。

また、市のホームページや広報紙などを活用し、民生委員・児童委員の重要性を発信するとともに、活動につきましては、委員の声を伺い、改善できるところについて取り組むなど、負担の軽減が図れるよう努めております。

活動支援費につきましても、一昨年12月に福祉事務所長会において、本年6月には茨城県市長会に対して、現状に見合った額の見直しの要望を行っております。

さらに、後継者育成の一つの手法である民生委員協力員制度につきましては、本年6月、本制度を実施している埼玉県川口市を視察し、8月には民生委員・児童委員の全体定例会におきまして制度説明を実施したところでございます。

今後も、民生委員児童委員協議会と意見交換を図りながら、本市において本制度の導入が必要か否かについて、継続して検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 協力員という制度もいいのかもしれませんが、やっぱり本来の民生委員さんに、それに見合った報酬、そして負担軽減、そこしかないと思っております。これまでも多くの議員が、民生委員・児童委員について問いただしております。私も重ねてお願いいたします。

それでは、次は教育部長にお伺いしていくわけですが子ども会について伺っていきます。

子ども会の数、加入者数、加入率はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

いずれも、本年度8月1日時点の数値で申し上げます。

まず、単位子ども会の数です。

那珂市子ども会育成連合会に、29団体が登録されております。

会員である小学生の数は680人、市内小学校の児童数に対する加入率は26.8%です。

単位子ども会の数、会員数、加入率ともに、年々減少傾向にございます。令和元年度と比較しますと、子ども会の数は41団体から29団体に、会員数は1,085人から680人と、いずれも30%前後減少しております。

特に加入率は、40.7%だったものが、令和5年度は26.8%まで低下をしております。児童数そのものは2,668人から2,541人と5%程度しか減少していない中、子ども会に関する数値がいずれも顕著な減少傾向を示している状況が見られます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ただいまの数字を聞いてびっくりいたしました。令和元年から41団体から29団体、加入率は40.7%から26.8%、子供の数が5%しか減少していないのに、これまで減少していると。ここまでとは思いませんでした。

今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回の議員からのご質問で、改めて子ども会の課題が明らかになったものと思います。先ほど申し上げた推移を見ますと、少子化の進行だけが原因ではないことが分かります。

原因の一つとして考えられるのが保護者の負担感です。

令和3年度に那珂市子ども会育成連合会の役員から取りましたアンケートによると、役員に対する印象について、「負担が大きい」「面倒で大変そう」「何をするのが分からない」といった回答が出されております。

このような負担感の軽減を図るための対策の一つとして、子ども会の役員を保護者だけに限定するのではなく、地域の人材、例えば、自分の子供は成長してしまったけれども子供たちと関わってほしい、子ども会活動を応援したいといった大人たちに積極的に役員を担ってもらうことも有効な手だてと考えます。

既に、市内の一部の単位子ども会では、規約を改正して、地域の方々と連携して運営している先行事例がございます。このような情報を、連合会の役員の皆さんが自発的に発信・共有して、地元の子ども会に情報を拡散してくださっています。

そのほか、会員数の減少で活動停止を考えている単位子ども会には、近隣の子ども会との合併を提案するなど、子ども会運営の柔軟性や流動性を高める対応について、連合会と事務局である生涯学習課が一丸となって、引き続き取り組んでいく所存です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） もう既にここまで減ってしまうと、情報の発信・共有というのはちょっと小さな身内だけにとどまっちゃう。ですが、子ども会の役員を保護者だけに限定するのではなく、地域の人材、子供、成長してしまったけれども子供たちと関わっていききたい、応援したいという地域の方々と連携して運営している先行事例があるということで、本当に非常に素晴らしいものだなと思います。

本当にこれから市も積極的に、今ある子ども会には役員の負担軽減のレクチャーをしたり、逆に子ども会を再結成させる、または合併するときなんかにも、お金というか交付金なんかも少し活用できるような制度にするのもいいかなと思っております。

また、生涯学習課が、それぞれ地域に出向いて企画をしたり、出向く仕組みづくりなんていうのもして、地域の実情をより把握して手助けをしていく。これが本当に生涯学習課の大きな役目ではないかと思っておりますので、考えていただきたいと思っております。

このような中、市民生活部長に聞いてまいりたいと思うんですけれども、人材発掘の施策の一つとして、自治会デジタル推進事業の提案をしたいと思います。

各自治会に必要な機材の貸与、もしくは整備交付金、補助金を用意し、自治会負担軽減を図りながら、例えば、賛否ありますが回覧だってLINEでできるという話もあります。そして、この分野の新しい人材の発掘も促せると思いますが、いかかでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

私の地域を見渡しますと、パソコンやスマートフォンは苦手、デジタル化には抵抗感があるという方も少なからずはおられます。

しかしながら、回覧物などの電子化、会議、協議事項の電子決裁など、デジタル技術を活用した自治会運営は、役員事務などの業務負担、事務負担の軽減と効率化、自治会活動の活性化が期待できるものと思います。その分野にたけており、力を発揮する人材の発掘にもつながるものと思います。

これら新たな支援も含めて、今後は自治会と一緒にデジタル技術の活用を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 確かに、抵抗がある、苦手だという方もまだまだ多いかもしれませんが、もしかしたら仕事をしている人なんか、仕事の合間にパソコンで自治会のやつをできちゃうなんていうことも可能かもしれません。このデジタルというのはちょうど過渡期で、嫌がる方も多いのですが、やってみると、教えながらも意外といけちゃうものです。皆様も多分お孫さんの写真をLINEでもらったなんていう方々もいらっしやると思います。LINEぐらいならできるのかなとも思います。全戸配布の市の広報なんかは、選択制にしてみれば経費削減になる、そういったものができるはずだと思います。先進事例があると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、デジタルを使った地域通貨の発行を提案したいと思います。

自治会役員さんにはポイントをつける、子ども会さんにもポイントがつくなどして、成り手不足の解消とともに地域経済の活性化にもつながると思います。実は、日立市議会今定例会の補正予算にこの事業が提案されるということで、私が通告した後に新聞に載っていてちょっとびっくりしたのですが、この事業をデジタルでやれば、水戸市でやっている自治会ポイントカードなんかよりも全然安価でできちゃうと思うんです。導入を検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

デジタル地域通貨は、特定の地域内で使える電子通貨で、協賛する店舗等で使うことがで

きるといったものになります。この仕組みが自治会運営とコミュニティの活性につながるかを、先ほどご紹介されました先行事例の動向を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） このデジタルの地域通貨、近隣市町村でもやっている、検討しているところもあるというのを聞いております。そんなに難しくはないのかなと、検討されるんですから難しくはないのかなとっております。検討ではなく、ぜひ那珂市でもすぐにやっていただきたいと思います。

そして、総務部長、このDX、デジタルDXを推進するために、デジタル田園都市国家構想交付金を活用することができようかと思っております。また、企業とDXの推進に関して協定を締結している近隣市町村もあります。那珂市においても、市民や地域のためになるDXを推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市民生活の質の向上や地域社会の課題解決のためには、デジタル技術を活用したDXの推進が必要であると考えております。

本市におきましては、本年3月に那珂市デジタル化推進指針を定め、4月からは民間の知識と経験を有する外部の人材を情報化統括責任者補佐官として配置し、DXの推進に取り組んでいるところです。

そのうち行政事務につきましては、市民の利便性の向上を図るため、国で定めた自治体DX推進計画に沿って、自治体の情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などを進めているところです。

また、議員のおっしゃる市民及び地域社会のためになるDXの推進につきましては、本市には何が必要なのか、どのようなことができるのかなど、地域の現状と先進事例などを調査しているところでございます。

今後実施していく事業につきましては、交付金の活用と本市の実情に合った持続可能なものにしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） これまでも多くのヒントを与えたのかなとっております。即刻調査を完了して着手をしていただきたいと思います。

続けて、総務部長に質問なんですけど、市の職員さんの人材育成・人材発掘・人材確保も必要だと考えます。

市役所も離職もあると、残業も結構多いと、このままでは人材が、貴重な人材が流出してしまうと。やはり人材確保のため、ベースアップはもちろんしていただきたい。人事院は8

月7日、国家公務員の給与に関して、国会と内閣に勧告をいたしました。月例給、初任給をはじめ、全世代のベースアップ、ボーナスの引上げ、在宅勤務の手当、フレックスタイム制の活用など、多岐にわたる勧告となりました。那珂市もそれに伴いベースアップなどがされることを望むとともに、人材確保のため、それを上回る大幅な改定をお願いしたいなと思います。

そして、ここからが質問です。人材確保といえば、新たな政策や多様化する行政の中、業務が複雑かつ面倒なものが多くなってきています。社会人経験者を含めた専門職員の登用をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、多様化する事務に対応するためには、様々な経験やスキルを持った人材を確保することが重要であると認識しております。技術職や保健師などの免許資格職は、ほかの自治体や民間でも必要性が高まっており、これらの職員の確保がここ数年難しくなってきました。

こうした状況の中、様々な行政課題に対応するための人材を幅広く受け入れるため、社会人経験者枠を設けた採用について検討をしているところでございます。社会人経験者のこれまで培ってきた知識と経験と、個々の職員の資質向上を併せ、職員体制の充実を図り、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 本当、結局取り合いですから、給与の見直し、負担軽減をしっかりと考えていただきたいと。そして、社会人経験者を含めた有能な人材を、どんどん那珂市に引っ張っていただきたいと思っております。

また、会計年度任用職員さんも市にとっては貴重な人材だと思います。働き方の見直しや給与の見直しを求めるが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、会計年度任用職員も行政サービスの提供主体として貴重な人材でございます。

働き方の見直しにつきましては、昨年度実施した妊娠・出産・育児に関する休暇制度の見直しに加え、今年度も夏季休暇の取得単位を見直し、勤務形態に沿って1時間単位での取得を可能としております。

給与の見直しにつきましては、本年5月に総務省から出された通知を踏まえ、常勤職員の取扱いに準じて改定することを基本的な考えとするとともに、8月に出されました人事院勧告及び県に対する最低賃金の答申を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 会計年度任用職員さんも引き続き、もう貴重な人材です。大切にしてください。よろしく願いいたします。

次に、女性参画について伺っていきます。

自治会、民生委員・児童委員、子ども会育成会役員、市管理職の女性の比率はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和5年度における各団体や市職員における女性の割合ですが、自治会役員については6.1%、民生委員・児童委員については46.7%、子ども会については55.6%、市管理職については17.3%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 民生委員・児童委員とか子ども会は、やっぱり女性の方が多いというのとはなんとなく分かるんですけども、自治会役員さんについては6.1%。今日も自治会とか地域で頑張っている女性の方がいらっしゃるようなんですけれども、まだまだ6.1%ということで数字が伸びていないなと感じるところでございます。

現代社会においては、男性だから、女性だからで役割を分担するのではなく、性別にかかわらず、あらゆる場面で活躍できる人材育成・人材発掘が必要ではないかと考えます。

私も昨年11月から、市の審議会や委員会の委員に女性が参画できる女性人材バンクへの登録を、いろいろな女性にお声かけをしております。女性が活動しやすいまちづくりを推進することが時代のニーズです。女性参画を進める施策は何かございますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

男女共同参画社会の実現に一番必要なことは、人々が無意識に持っている性別による固定的役割分担意識、これをなくすことであると考えます。

本市は、令和5年度から第2次那珂市男女共同参画プラン後期実施計画において、あらゆる分野での男女共同参画の推進、これを基本方針の一つに掲げました。

その指標として、市民自治組織等の役員に占める女性の割合を令和9年度に9%、地域活動の場における男女の立場が平等であると答えた人の割合、これを67%と設定し、男女共同参画に関する出前講座や公民館講座などの各種講座の充実、関心を高めるための講演会、研修会を開催してまいります。

先ほど議員の説明にもありましたが、市政に多様な意見を取り入れることを目的に設立し

た那珂市女性人材バンクを活用し、市の審議会や委員会への女性が参画する環境づくりを進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 考え方も男性と違った切り口があったりしていいと思うんですよ。本当に女性の生き方そのものが、この地域の在り方そのものだと、近年、私は考えます。男女共同参画社会のさらなる実現に向けて發揮していただきたいと思います。

女性参画の質問ですが、今や男性にも積極的な育児休業の取得が推奨されており、男女共同参画社会の実現には必要なことであると考えます。例えば育児休業中の方の住民税の免除など、これから子供を産み育てる人が、安心して育児休業を取れる環境づくりが男女共同参画社会の実現につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

厚生労働省の調査では、昨年度、企業などで働く男性の育児休業の取得率は、約17%と過去最高になったことが分かりました。女性の取得率に比べるとまだまだ低いのが現状です。

本市としては、男性も安心して育児休業を取れる環境づくりのため、性別にかかわらず、一人一人が仕事と生活の調和が取れるワーク・ライフ・バランス、この実現に向け、広報紙やインターネットで啓発を行い、事業主に対しても育児休業の取得率を上げるよう働きかけを行っております。

市の職員に対しても、子育てや介護と仕事の両立を支援する制度や、職場における周囲の職員などが配慮する事項を紹介した両立支援ガイドブックを作成するなど、性別にかかわらず育児休業を取りやすい環境づくりに努めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 周知だけではなく、斬新な支援もお願いいたします。

そして、市長、新たなニーズに対して那珂市はまだまだ目立ったものはありません。活力あるまちづくりが、市長公約の一丁目一番地だったと思います。しかしながら、地域から聞こえてくるその声は、活力どころか、地域で汗をかいている方々の不満のほうが大きい気がします。現状とこれからの協働のまちづくり及び市内の人材育成・発掘について、市長の思いを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 大和田議員さんから人材育成の必要性、様々なご提案をいただきました。ありがとうございました。

安心で安全な住みよいまちづくりの実現には、地域の活性化は不可欠であると思います。その鍵となるのは、やはり地域の人と人をつなぎ、時代に合った交流などを実施できる人材

が大きな役割を果たすと考えております。人材の育成や発掘のために、協働のまちづくり推進フォーラムやまちづくり人材育成カリキュラムなどに取り組みました。

今後、協働のまちづくりを推進するためには、自治会加入率の低下や新たな担い手の確保など、様々な課題を一つ一つ解決できる環境をつくることが、行政に与えられた責務だと考えております。そのためにも、市民の皆様と真摯に向き合いながら、今までの施策だけでなく、必要な施策を模索検討し、住みよきプラス活力あふれるまちの実現に向けて、市民の皆様と市が一丸となって全力で取り組む所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 市民の皆様と市が一丸となって全力で取り組むということですが、どの業界もどの地域も人材不足、それをカバーするには公の助けが必要な時期だと思います。先ほど答弁していただいた真摯に向き合いというところと、時代の流れ、ニーズも把握して、先手先手で人材の育成・発掘に力を入れていただきたい。よろしくお願いいたします。

それでは、次の項目、質問に移ります。

都市基盤整備の取り組みについてです。

先日の市議会全員協議会で、都市計画マスタープランの一部改定素案が報告されました。ほぼ道の駅整備に伴う那珂インターチェンジ周辺開発の追加でありました。

ではまず、それら周辺の道路整備について合わせて3点と、周辺地区の土地利用について1点伺います。

1つ目は、新たな産業用地のインターチェンジの出入口付近、いわゆる進入道路の整備はどのようにしていくのか。

2つ目は、皆さんももう延々言っているやつですけども、駒潜から飯田の4車線化をどうするのか。

3つ目は、植物園のリニューアルがどこまで進んでいるのか分かりませんが、今の118号、大洞交差点から北側に延びる植物園までです、今度は、植物園までのバードラインの整備はどのようにしていくのか。

そして、土地利用については、せつかく118号を4車線にしても、その沿道が市街化調整区域となり、にぎわいどころか地域を分断し、ただ通り過ぎるだけのバイパスになってしまうんじゃないか。岩盤規制を打破し、瓜連から飯田までの118号4車線化沿道を活用していただきたいが、併せて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、那珂インターチェンジ北側で計画をしております産業用地への進入道路につきましては、企業立地を進めるに当たり必要性はあると認識しております。現在検討を進めているところでございます。

また、バードラインの常磐道から南側の後台駒潜交差点までにつきましては、現在あらゆ

る機会を通じまして、県道昇格における4車線化について、県に対して積極的に要望活動を行っているところでございます。

それから、あわせてバードラインの国道118号線との交差点から北側、植物園のほうなんですけれども、現時点では未定であります。茨城県植物園のリニューアルの進捗も確認しながら、引き続き検討していく必要があるというふうに認識しております。

最後に、国道118号の4車線化に伴う沿道開発につきましてですが、法的な土地の利用の規制もあることから、開発の意向がある場合には、開発の可能性などについて課題を整理していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 駒潜のところの4車線は、もう誰が聞いても同じ答弁で、もうずっと同じなんですけれども、もう市でやるしかないんじゃないかなと思っているんですが、それには市の税収を上げていかなければならないと。道の駅ばかりじゃなく、その周辺に目を向けて、そして岩盤規制にとらわれず、目に見える聖域なき政策を実現していただきたいです。そして、何度も申し上げていますが、水戸、ひたちなかのベットタウンとして、市の税収を上げる政策を推進していただきたい。

そこで、ベットタウンとして、ただいま新築家屋が増えて税収が伸びている下菅谷地区のまちづくり事業について伺っていきます。

下菅谷地区の区画整理事業が頓挫して19年、今のまちづくり事業になった経緯を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

下菅谷地区の土地区画整理事業につきましては、その当時、住民合意に至らなかったことから、区画整理事業に代わります新たな整備の手法としまして、街区を形成する6メートル道路の配置を位置づけた下菅谷地区計画を、平成16年に都市計画決定し、現在のまちづくり事業として整備しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 19年ということで、その後の整備に地価や税収の伸びを踏まえた費用対効果はどのくらいになったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

整備後の地価や税収の伸びを踏まえた費用対効果につきましては、計画されました全ての道路がまだ完了しておりませんので、現時点で数値として算出するには難しいところではございますが、整備効果を図る一つの目安となる下菅谷地区計画の建築行為等の届出数で見ますと、平成17年から令和4年まで、新築件数が278件、改築件数が12件となっております。また、民間業者による開発行為許可面積が約4万8,000平方メートルに上っております。

整備効果による宅地化が進んでいると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 約20年で278件、そして、民間業者による開発行為の許可面積が4万8,000平方メートル、大分でかい、一つの自治会ぐらいのものが出来上がったということで、区画整理は頓挫しましたが、この事業は、はっきり言って大成功と、素晴らしい仕事をさせていただいたと、税収の効果も出ていると思っております。そして、この流れを決して止めてはいけないと思います。駅近でまだまだ伸び代がある地域です。

そこで、上菅谷下菅谷線や下菅谷停車場線を含む下菅谷地区まちづくり事業の今後のスケジュールはどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

都市計画道路、上菅谷下菅谷線、下菅谷停車場線につきましては、現在、用地買収に着手しまして、早期の供用開始に向け事業を進めているところでございます。

また、下菅谷地区まちづくり事業につきましては、地区計画で定めた幅員6メートルの地区施設道路について、下菅谷地区まちづくり協議会の中で整備順位を決定し、整備を進めてまいりました。

下菅谷地区は、事業期間も長期にわたっておりますので、令和4年度から令和8年度まで5年間において、国の交付金を活用し、スピード感を持って整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 引き続き、この流れを止めずにスピード感を持ってよろしく願いいたします。

下菅谷地区まちづくり事業は、令和8年までと伺っているんですが、今後どのように整備を進めていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和8年度までは国の交付金を活用しまして、地区計画上の未着手の幅員6メートルの道路を整備してまいります。令和9年度以降につきましては、地元の要望や地域の実情を考慮しまして、他の地区と同じ手法により、生活道路として整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 一部はそれでもいいと思いますが、一部大きな事業については、第

2期として整備を進めていただきたい。それは後ほど聞いていきたいと思います。

いよいよ都市計画道路、上菅谷下菅谷線、菅谷市毛線、下菅谷停車場線の一部が開通いたします。全ての都市計画道路に同一規格の街路灯、いわゆる連続照明を設けるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

街路灯につきましては、夜間における歩行者等の安心・安全な歩行空間を確保するために必要であると考えますが、既に供用開始されました全ての都市計画道路に設置することは、規模も大きく、財政的なものを考えますと難しいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） であれば、せめてこれから着工する都市計画道路には、地元の了解も得ていることを踏まえ、街路灯を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

今後は、立地適正化計画を踏まえまして、まずは都市機能誘導区域内の都市計画道路について、市内の活力の維持と住環境の魅力向上のために有効な財源を確保し、歩道を照らす照明として整備できるように考えてまいります。

また、議員ご指摘の、これから着工する下菅谷まちづくり地区内の都市計画道路につきましては、夜間における歩行者等の安心・安全な歩行空間を確保することに加えまして、下菅谷駅、また、来年度供用開始になりますふれあいセンターすがやへのアクセスによる人の流れを踏まえまして、歩道を照らす照明の整備に向けて、関係部署と調整を進めているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 引き続き関係部署と調整を進めていただきたい。お金がないというのはちょっと駄目だなと。財政サイドに言うと。財政は市の財政を守るだけではなく、市民の安心・安全を守るもの。暗い夜道を歩かせて都市機能誘導区域とは言えないと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

では、その下菅谷につながるであろう、夜道が暗い寄居地区の開発はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

寄居地区の工業地域における開発につきましては、令和4年7月の全員協議会において報告いたしましたイオン那珂ショッピングセンターの計画についてのとおり、イオンの開発断

念及び継承した事業者による開発計画についてご報告、ご説明いたしました。

その後の進捗状況につきましては、継承した事業者からの情報収集に努めておりますが、現在のところ、手続を少しずつ進めているというような話を伺っております。市といたしましても、引き続き事業者と情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） まだまだ課題があると伺っておりますが、開発を促すべきだと思います。

そこで、建設部長、那珂市の都市計画道路の中でも補償する建物が唯一ない、現実的な下菅谷停車場線東側を、地元住民の利便性、排水問題の解消、開発促進の観点から、寄居まで早期につなげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

国道349号バイパス東側の下菅谷停車場線の整備の必要性につきましては承知しておりますが、現時点において明確なスケジュールの策定までは至っておりません。

市内には、当該路線以外にも未整備の都市計画道路がございますが、それぞれの路線における都市計画道路としての機能や投資効果を踏まえまして、現在着手している路線の進捗を見据えながら進めていきたいと考えております。

また、地元住民の利便性や排水問題につきましては、国道349号バイパスから菅谷市毛線に通じる、現在整備中の生活道路の事業の推進や既設水路の維持管理をすることによりまして、現状よりも改善できるよう、市として対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 寄居地区は陸の孤島なんてもう言われていたりするんですけども、この開発とともに、下菅谷停車場線全線開通を契機に、可能性のある地区のさらなる発展と利便性向上、排水問題の解消にも寄与していただきたい。寄居なんかは、通学路もまだまだ未整備、そういった生活安全にもつないでいただきたいと思います。

また、下菅谷停車場線西側に目を向けると、供用開始となれば下菅谷駅東側に直結します。駅前整備を要望するわけですが、駅整備といえば、今、常陸大宮が大きくやっています。国が2分の1の補助なんですけれども、50億円というビッグプロジェクト。駅だけで18億円、駅前交流拠点施設で約9億円となっておりますが、市が、そして市長が本腰を入れ始めたら茨城県も乗っかってきた、そんなような事業になっているようですが、そこまででもいいですし、そこまでいなくても、地元の高額税負担者になっている地元住民の利便性向上にもつながる下菅谷駅前広場、下菅谷駅舎整備をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

下菅谷駅前広場につきましては、既に都市計画決定がなされておりますが、議員ご指摘のとおり、現在、下菅谷駅には東口が整備していないことから、今後、駅前広場の整備と併せまして、東側から駅へのアクセスを確保する必要があると認識しております。

駅の整備につきましては、J R東日本と駅の仕様や事業費の負担等について協議を要するものとなっておりますので、上菅谷下菅谷線、また下菅谷線停車場線の供用開始後に、それを視野に入れまして、駅と併せ駅前広場の整備に着手できるよう、J R東日本と協議並びに関係手続について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） J Rはなかなか難しいのもよく知っていますが、ぜひこういった下菅谷停車場線及び駅前広場、駅舎整備を下菅谷地区まちづくり事業の第2期として整備を進めていただきたいなと思います。

そして、こういった整備の恩恵を周辺地区にも広げていただきたい。堤地区ですとか、周辺ですよ、五台地区。市街化区域と調整区域で二分されている堀ノ内とか、先ほど上げた寄居地区なんていうのもそうですし、市街化区域周辺の調整区域にはまだまだポテンシャルがあります。

下水道整備だってそうです。今、家が建っていても、数年後高齢化して接続率が悪いといった話はもう十分です。ここに下水があれば住宅も増やせるよねというような市街化周辺に目を向けて整備をするべきだと思います。今回はもうあまり時間もないですので、特段、那珂市南東部地域、例えば五台地区について伺っていきます。

五台地区の人口の動きはどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

人口の動きとしましては、平成27年と令和2年の国勢調査の常住人口で比較しますと、83名の増となっており、少子高齢化の中においても増加傾向にあります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 少子高齢化の中においても増加傾向ということで、やはりその流れを止めてはいけません。まだまだポテンシャルがある地域です。もう水戸に直結、もしくはもう隣はひたちなか、そういった可能性のある地区です。

魅力向上のため、五台地区の交通量も多い349号バイパス沿いは、商業地区等に活用することができると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

五台地区の国道349号バイパス沿いにおきましては、法的な土地の規制もあることから、例えば民間企業が投資をするような意向があれば、開発の可能性などについて課題を整理していきたいというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ここも企業を待っていると。ではなく、やはり可能性のある地区では、岩盤規制を打破して、誰もが魅力あるまちづくりのグランドデザインをしていただきたい。

市長、初めに都市計画マスタープランの改定の話をしました。私は道の駅を反対とは言っていません。本当に魅力のある、もう赤字も出さない、素晴らしい道の駅にしていきたい。しかし、市税は、本来住んでいる住民に対しての行政サービスが第一だと思います。道の駅だけではなく、税金を納めている地域に道路を整備する。駅も便利になった。スーパーも進出してきた。買物がしやすくなった。そして、その恩恵を那珂市全体、額田にも、神崎にも、芳野、木崎にも、瓜連にも広げるとというのが行政の仕事だと思います。交流人口はその後、二の次だと思います。

利便性での移住人口増加が重要です。道の駅と同時に都市基盤整備も進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 大和田議員からは、まちづくり都市基盤整備の積極的なご提言をいただきました。

現在、市では、道の駅のほか、主な都市基盤整備として、菅谷飯田線を含む都市計画道路4路線、議員がおっしゃったとおりです。そして、春日川の冠水対策事業や下水道事業などの整備に取り組んでおります。今後も、限りある財源を効果的に生かしながら、まずは、現在着手している事業をしっかりと進めてまいります。

都市基盤整備は、人が豊かに生活していく上で必要不可欠であり、投資すべき分野には今後の那珂市の将来像を踏まえながら、ちゅうちょなく投資していかなければ、10年後、20年後の那珂市の姿は見えてきません。

将来的にも市の発展に欠かすことのできないものでありますので、立地適正化計画や都市計画マスタープランの基本方針を踏まえ、都市計画道路以外の事業も含め、地域の活性化につながるような事業について、総合的に判断して実施をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ちゅうちょなく投資していかなければならない。そこには岩盤規制の打破もしていただきたいと。

そして、私、何度も言いますが、道の駅が反対ではなく、道の駅よりもっと重要な都市基盤整備、市民の皆様にとったら生活基盤整備です。それをしっかりと進めていただきたい。

そして初めて道の駅ではなかろうかと思うわけであります。那珂インターチェンジ周辺開発の成功も願うことながら都市基盤整備の充実もお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告4番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. ふるさと納税制度について。2. 聴覚障害について。3. ひばりが丘交差点近くの廃屋処理の総括について。4. 教育向上策について。5. 下水道会計の見通しについて。6. 市内駅の自転車置き場について。7. 地籍調査の現状について。8. 東海第2原発の再稼働問題について。9. 病気・怪我の時の障害認定について。10. 池上団地近くの地盤などの状況について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速質問に入らせていただきます。

まず、最初の項目、ふるさと納税についてお話を伺い、意見を言いたいと思います。

まず、ふるさと納税制度は、もともとは自分がお世話になった自治体や応援したい施策を行っている自治体に寄附をした場合、翌年の地方税を寄附に応じて控除される制度として始まりました。ですが、最近は、寄附を受けた自治体からの返礼品を目的にしたり、そのような形の節税対策のように使われていることが多いです。ふるさと納税の現状を、那珂市と、そして県内でふるさと納税額が最も多いと言われている境町について質問し、意見を述べたいと思います。

まず、ふるさと納税の制度の概要について説明してください。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々が、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う自治体を選択して寄附できる制度でございます。寄附をする際は、寄附の使い道について、例えば自然環境の保全や福祉施設の充実など、使途を選択して寄附をすることができます。そして、2,000円を超える寄附を行ったときには、所得税や住民税から一定の控除を受けることができ、また納税に対するお礼として、寄附額に応じた地域の名産品を返礼として受け取ることができる制度というふうになっております。

名産品を返礼品として取り扱うためには、まずは地場産品基準に合致する必要があります。返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、地域経済の活性化に寄与するものであるというものに限られます。例えば、那珂市内において生産されたものであること、原材料の主要な部分が那珂市産であることなどが条件となります。また、返礼品の調達に係る経費は寄附額の3割以下とし、返礼品の調達や送料、事務手数料など、募集に係る経費を含めて5割以下とする基準も併せて守らなければならないこととなっております。

もう一つ、一方、企業版ふるさと納税というものもあります。こちらは法人企業がふるさと納税として自治体に寄附をした場合には、法人税等から最大で約9割を税額軽減する仕組みとなっております。個人版のふるさと納税とは異なりまして、寄附に対する返礼品、企業版の場合は返礼品はございません。寄附額に応じて、市の広報紙またはホームページでの周知、感謝状の授与等のインセンティブというのを与えているものでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 要点は、まず翌年に税額が控除されるということ、それから返礼品の調達に係る経費は寄附額の3割以下、なおかつ事務経費も含めた経費は5割以下にしなければいけないということですね。それと、地産品というか、自治体に関わる産物と言えるかどうかという基準があるかと。

ですけれども、境町の例見ても、とてもそんなの、どこの話ですかと。ぱっと見ると1万点以上はあって、本当にいろんなものがあるんですね。これが日立市とか水戸市とかでいったらまだ分かるんですけれども、ちょっと疑問に思うところです。

それは置きまして、実際にふるさと納税の収支の現状について、まずは那珂市、そして先ほど申しましたように境町の例を分かっていたらご説明ください。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、那珂市のふるさと納税の寄附額の状況でございますが、寄附の受領額は令和4年度で5,730万円でございます。これに対して、募集に係る経費は2,734万円、返礼品とか事務経費を入れて2,734万円でございますので、残額が2,996万円というふうになります。

そして、今度は那珂市民が他市町村にふるさと納税をした額から算出した税額控除額は7,230万円となります。最終的には、プラスマイナスすると実質的に4,234万円の赤字と

いうふうになっているのが現状でございます。

それから、参考としまして、県内で一番ふるさと納税額を集めている境町の状況としましては、受領額が59億5,348万円、募集に係る経費が28億1,386万円、町外への納税による額から算出しました税額控除額が2,362万円ということでございますので、実質的には31億1,600万円の黒字というふうになっております。

なお、実質的に赤字となっている市町村でございますが、県内44市町村中、18市町村が赤字となっているような状況となっております。

また、ふるさと納税制度におきましては、その寄附額が地域の自治体の公共サービスに使われることが本来の趣旨であることから、ふるさと納税の募集に要する費用については、寄附額の5割以下という基準がありました。今年10月からは、さらに募集に付随して生じる事務に要する費用や人件費も合わせて寄附の5割以下に抑えるようにというふうな、厳格にするような指示が来ております。

さらに、現在返礼品についても、本当にそれが地場産品の基準に合致しているのかどうかというのが、現在国の調査が行われておりますなど、制度の見直しが現在も行われているというところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ふるさと納税というのは、今聞いて金額の前後を見れば分かると思うんですが、返礼品の加熱で、本来の趣旨から大分離れていると思います。事務経費とか返礼に係る費用が総務省指導の限度近くまで行われれば、大概の自治体はそうしているんだと思うんですが、ほとんどの自治体が赤字になるのは自然な結論ですね。

那珂市の場合は、今の回答では差引きマイナス4,234万円ということですね。境町がプラス31億1,600万円。みんながハッピーなわけじゃ全然ないですよ。一体これ何なんですかと、正直思います。

私はふるさと納税の趣旨そのものには全く反対するつもりはないんですが、いくら何でも返礼品が3割前後とか、それからかかる経費を含めて5割までというところだと、結局、各自治体に納められる税額の実質的な税額が半分になるということですよ。ちょっと、やっぱりこれおかしいと思っています。

私としては、那珂市の中で何ができるかといったら分からないんですけども、やっぱりこれおかしいと思っていますので、那珂市でふるさと納税で頑張っ、ほかの市町村に負けないようにしようなどということは考えないでいただきたい。これははっきり申し上げておきます。

次の質問に移ります。

聴覚障がいについてです。

社会の高齢化に伴って老人性難聴が増えています。難聴に対しては、国の障がい認定基準

がありますが、生活に支障がある人を広く認定するには程遠い状況です。普通の介護や話合いに支障があっても、40センチくらいのところからの話が聞こえれば障がい認定されないのが今の基準です。軽度の難聴でも、実際には当人や周辺の人々の生活の質を下げるのは明らかです。また、現在は聴覚と認知症の関連も指摘しつつあるところです。那珂市としては、国の基準にのっとるだけでなく、市としての問題認識を強めていただきたいと思います。

そこで、まず質問ですが、聴覚障がい軽度であっても生活に支障が出ると言えますが、現在の、先ほど言いましたように障がい認定基準からは取り入れられていないと。それが生活の実情に合っていないという現状があると思いますが、市の健康診断などに聴力検査を取り入れ、現状を把握することを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

聴覚障がいにおける国の身体障がい認定基準につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、一定以上の音圧、いわゆるデシベルで両耳の聴力レベルが40センチメートル以内で会話をしないと聞こえない状態から障がい認定となります。

障がい認定につきましては、全国的な統一基準で認定できるよう、身体障がい者認定に係る法律等に基づき認定をしております。

なお、市における特定健診、高齢者健診につきましては、国の標準化された健康診断の内容に基づいて実施しており、生活習慣病予防の視点での内容となっているため、聴力検査は実施しておりません。今後も聴力検査のほうの実施の予定はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 聴力検査をする予定がないということで、実に残念ですが、先に質問を進めます。

次に、聴覚障がいと認知症の相関があると最近言われているようですが、実態を把握していますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在のところ、市におきましては、聴覚障がいと認知症の関連性につきましては把握してございませんが、厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、難聴は認知症の要因の一つとして挙げられており、国がまとめた認知症施策推進大綱の中では、難聴等に対する予防介入研究を行うとされております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今の回答では、予防介入するじゃなくて、研究を行うということですよ。だから、その結果として国が何らかの施策を実施されるまでは、市としては今のとこ

ろやる予定がないということかと思えます。

では、次の質問なのですが、市の職員の健康診断を行っていると思うんですが、聴力検査を行っていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市の職員、健康診断は、職員の健康管理のため、労働安全衛生法に基づき年1回定期的実施をしております。定められた検査項目に聴力検査も含まれており、オージオメータという装置を使用し、様々な音量、高さの音を出し、聞こえるかどうかを調べております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 市民の健康診断には、先ほどの話だと生活習慣病の予防の視点が中心だから聴力検査はしていないと思うんですが、市の職員に検査をしているということは、聴覚がいろいろコミュニケーションに大事だという認識があると思うんですよね。そのところ、ちょっと国の認識の問題でしようが、改めるべきだと私は思っています。

最近は老人性難聴について非常に言われているんですが、これは老人性に限らない問題だと思っていますので、今の回答では当面何もできないということですが、今後の国の動向を見ながら問題認識を持っていただきたいと思えます。

次は、補聴器を購入した場合の費用について、補助などの対策を検討していただきたいと思ひまして、今の考えをお聞きします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

社会福祉課の問合せの中には、時折、補聴器の補助に係る相談がございますが、現在市におきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購入する際は購入費用の9割を市で負担しており、所得状況により自己負担が免除となる場合もございます。また、18歳未満の児童で身体障害者手帳発行の対象にならない方につきましては、医師の診断を受けた方に対して、最大で市が定める基準額の3分の2を助成してございます。

なお、今申し上げたものに該当されない方への補聴器購入につきましては、明確な基準を設定することが困難なことから、現在のところ助成については考えてございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 助成について考えていないと言っておりますが、18歳未満の児童では、身体障害者手帳発行がなくても考えてあげているわけですよね。それは学校の学習の場などで支障があってはよろしくないということの施策かと思ひますが、それは基本的に大人でも変わりませんよね。ですから、国の基準そのものがおかしいというのはもう明らかなんですけれども、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

ただし、昔、白内障の眼内レンズに補助がなかったのが、いろんな自治体の運動なんかで補助が出るようになりました。あれのケースと似ていて全く違うのは、白内障の眼内レンズというのは効果が劇的に出るんですね。ところが、聴力の場合はなかなか難しい。調整が必要だったり、使う人の努力が必要だったりします。ですから、最近言われているのは、早めに対処して慣れることが大事だと言われているんです。そういう意味では、費用対効果も含めて早めに対処することが大事だと思っています。

現在の那珂市の状況では対応できないということですが、先ほども言いましたように国の政策を単に見るだけでなく、問題意識を持って今後考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ひばりが丘交差点近くの廃屋、これは旧歯科医院のビルのことです。その処理の総括についてです。

ひばりが丘交差点近くにあった旧歯科医院については、市が危険と判断し、寄附として入手してから解体する方針を立てましたが、当時議会からはその進め方に異議が出、2017年12月議会で調査の特別委員会が設置されました。委員会の審議では、時間が費やされましたが、2018年に委員長報告がなされました。私は委員長報告に納得せず、4人の議員の方々の賛同を得て、少数意見を残し、異論を明らかにした経緯があります。

その後、建物は解体処理され、当該の土地は現在再利用されています。この件については市議会のほうでは総括らしいものはされていませんので、これについて質問したいと思っています。

まず、当該ビルの解体処理後、土地はどのように使われましたでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

菅谷地内の旧歯科ビルの解体処理後の土地につきましては、令和3年4月に隣接する事業所と賃貸借契約を結び、現在は社員駐車場として使用がされております。

現在は貸付けをしておりますが、隣接する県道瓜連馬渡線については道路の拡幅が計画されており、土地の一部が道路用地として買収になる可能性があることから、土地の売却については工事完了後を考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 収支はどのようでしょうか。経済的な収支ですね。要するに使ったお金とか使用料の。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

支出額は総額で1,866万8,016円になります。

内訳といたしましては、平成28年度に実施したアスベスト分析業務が21万6,000円、平成

28年度から平成30年度の建物仮囲いの賃借料が590万2,416円、平成30年度から令和元年度の解体費用が、設計を含めまして1,254万9,600円になります。

収入でございますが、令和3年度からの駐車場の使用料として年額17万4,900円でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 道路の拡幅が計画されているので最終的な総括にはできないと、経済的な部分ですがね、というのは分かりました。

実際には、私の感想ですけれども、処理に入るのが遅れて、その間の安全対策に約600万円使われたというのは非常に残念に思っています。これは、市議会としても、執行部としても、心に留めておいていただきたいことだと思っています。

次の質問に移ります。

教育向上策についてです。

現在、那珂市の周辺自治体では、給食費の無償化、新入生へのランドセルの支給などで子育て支援策を進めています。私は以前ランドセル支給について意見を言いました。新入児童へのランドセル支給は求めるところではありますが、それよりも大切なのは、教育の向上、学力、人としての振る舞いの質の向上、これに市として何がなせるか考えること、そして学習の場において生徒の理解度などに応じた教育を行うために、教育委員会としては、また市財政からは何をしてほしいかなど、教育部長、教育長、市長に見解を伺います。

まず、学力、人としての質の向上、市としてなすべきことをどのように考えますか。教育部長、お願いします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市の学校教育の基盤は小中一貫教育です。9年間の系統的・連続的な教育を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、自分らしい生き方という4つの分野で、質の高い教育を目指しております。

まず、確かな学力の育成の取組です。

先ほど系統的・連続的と申しましたが、9年間を見通した指導の計画が、教育委員会が作成した「学びのデザイン」です。これにより、前期4年、中期3年、後期2年に区切り、小学6年生で学びが途切れないよう、小中が連携した授業を行っております。例といたしまして、5年生、6年生の教科担任制の導入がございます。近年の国における教科担任制の方針に先んじて、小中一貫教育の当初から専任の非常勤講師を配置しております。

また、学力向上には本人の学習意欲が大切であり、発達段階に応じて、学びに向かおうとする態度の育成を行っております。例えば、前期ならなぜという疑問を見つけて知りたいと思う、中期なら仲間と学び会う中で課題を追求する楽しさを味わう、後期なら他者の考えを

取り入れながら思考を深める、そういった場面を通して、主体的に学ぶ児童生徒を育成しております。

豊かな心の育成では、物事を自分事として捉える「考え、議論する道徳」の実践、健やかな体の育成では、県のモデル校指定を受け、本年度3年目となる「体育大好き推進事業」の活用といったことがございます。また、自分らしさは、個に応じた指導や学園での交流を通して、自他ともに尊重する態度を身につけ、自立した生き方が実現できるよう指導を行っているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） では、教育長、お願いします。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 議員ご指摘のとおり、学校教育は学力向上だけではなく、人を育成する場である、このように考えております。他者の言葉を受け止め、その上で自ら考え判断する、あるいは努力を惜しまず感謝の心を忘れない、そういった態度の先に、真摯に学びに向かう姿が生まれ、知識の獲得、そしてさらには学力の向上につながっていくもの、このように考えております。

予測困難な時代にあって、子供たちにはこれまで以上に、自ら考え、他者と協働する力、これが求められています。ご承知のとおり、教育の基本は国が定める学習指導要領です。しかしながら、そこに掲げられた内容を本市ならではの教育を通して、いかに子供たちの姿の中に実現できるか、そこが我々の教育の取組にかかっていると思っております。

ご存じのように、本市独自の教育といえば小中一貫教育です。児童生徒の交流から始まったこの取組も、来年度は10年目を迎えます。カリキュラムの中に、今「学園の時間」というのを設定し、地域の協力をいただきながら、各学園ごとに特色ある取組を打ち出し、新たなステージに向かって今到達しつつあるところです。

小中一貫教育における取組の具体につきましては、ただいま部長から説明したとおりです。市内の小中一貫教育こそ、知・徳・体の調和の取れた一体的な教育を実現するための取組であると、私自身自負しているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。

学力についてというのは、私すごく学力って大事だと思っていて、ただこれは、ただ単に記憶するという事じゃなくて、そちらで回答でありましたように、自分で考える力とか自分から学ぶ力、その結果としていろんなものに対応できる力ができてくると思います。結果として、それで試験の成績よくなると思ってるんですが、目的は試験の成績がよくなることではないというふうに思っています。

そこで、私は非常に大事だと思っているのは、那珂市全体の水準を上げる、特に学力に対して無駄に、無駄にというのは変な言い方ですけども、不必要に遅れることのない教育、つまり理解しないでも勉強するのが嫌になっちゃったというような子をなくすことが大事かと思っています。

その点で、理解度に応じた教育ということが必要だと思うんですが、それについて教育委員会として何を考えているか、また必要なら市の財政に何を求めているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菘谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

義務教育課程においては、習熟度によりクラスを分けるといった方法ではなく、通常の授業の中で担任が一人一人の理解度や到達度を見極めながら支援をしております。いわゆる、きめ細かな教育、あるいは個に応じた教育と言われる取組の一つになります。

例えば、授業の中で全員に同じ課題を与えたときに、理解の早い子供たちにはさらに次の課題に進めさせる、理解がゆっくりな子供たちは担任の周りに集めて指導をする、基礎的なところからつまづいている子供には教師がその子の机に行って個別に教える、そういったことを実践しております。学校によっては、加配という形で県費の教職員が配置され、担任と共にチームティーチングで指導を行う場合もございます。

財政的にどんな支援が必要かのご質問ですが、先ほど答弁申し上げた小中一貫非常勤講師は、市の単独事業として配置の予算を確保できております。また、特別支援教育の分野になりますが、学習指導員や生活指導員も必要数配置できており、現時点では一定の充実が図られていると考えております。

学力向上のための人的配置は、市の事業というよりも、県の教育方針に基づく裁量になると考えております。

以上です。

○議長（菘谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 基本は県だというのは、そもそも教員の雇用が県ですものね。それは分かっています。

回答いただいて結構な答えだと思うんですが、一つ考えてもらいたいのは、今少子化が問題になっていますけれども、学校の1クラスの人数も減る傾向にありますよね、特に周辺地域の。むしろ、それを生かして、きめ細かい、先生の数が少なくても、生徒の数も少ないんだから、少ないことにめげることなく丁寧な教育をしていただければいいかと思っています。

私が育った小学校、中学というのは、1クラス、ひどいときは50人以上いまして、高1のときなんかは生徒の席の後ろも通れないくらいぎゅうぎゅう詰めでした。たまたま校舎が小さかったということもあるんですけども、ところが、今はそういう状況はないと思いますので、少ない生徒だということを生かしてよい教育ができれば、広くは、そもそも那珂市内

でよい教育ができ、そしてよく言われる、外からの転入を促すのも最終的にはつながるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、言わずもがなですが、やっぱりいじめとか不良行為がないということが非常に大事なんで、その点もよく心に留めていただきたいと思います。

今のような答弁を教育長、教育部長からいただきましたが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 以前の花島議員の質問の中で、ランドセルのことが私は印象に残っているんですけども、今回それは少し離れて、人の育成ということに視点を当てていただきました。

ご承知のように、教育は百年の計と申します。まさに子供たちへの教育は、将来の那珂市を背負って立つ人材を育成するための未来への投資でございます。投資であれば、当然のことながら必要な予算を投入しなければなりません。

先ほど教育長の答弁の中に「教育とは人を育てることだ」との言葉がありました。まさしくそのとおりですが、そこに私は「人を育てるのも人だ」という言葉をつけ加えたいと思います。

よく教育はお金がかかると言います。最近はエアコンやタブレットなどハード面ばかりが注目されていますが、お金がかかるの本当の意味は、教える側の人、つまり先生たちをしっかりと手厚く配置しなければいい教育はできない、そういうことだと理解をいたしております。

今回議員からは、教育における財政措置について、市長としてどう考えるかのご質問をいただきました。当然、子供たちのために、那珂市の学校に指導力のある先生方をたくさんそろえたい。しかしながら、ここは県の考えもあるでしょうから、大縄教育長に尽力をお願いするとして、私としては、先ほど教育部長から答弁があったように、市の事業の中で教育に必要な予算を引き続き手当てをしていきたいと考えております。

教育長がよくおっしゃっています、「全ては子供たちのために」と。私は「全ては那珂市のために」と言い換えて、教育行政の推進に関わっていく考えでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 大変ありがたいお言葉ですが、1つだけ異論を言わせていただきます。

那珂市のためにこだわる必要はないということですね。社会のため、それから当人のため、これが結果として那珂市にもプラスになると私は考えています。

今の世の中、人はもうあちこちに移動して生きていけますね。私も神奈川県出身で、それで茨城県に就職して来ました。職のあるところ、あるいは自分のやりたい仕事、いろんな昔より多様化していますから、移動してやることが多いわけですね。それで、いろんな自治

地でそれぞれしっかりした教育やれば、移動してきた人間が、那珂市に来てくれた人はやっぱり那珂市のために働いてくれる。那珂市から行った人も、自分が伸び伸び生きるだけじゃなくて、よそ行ってその地域に貢献することもできると。ついでにふるさと納税もしてくれるかもしれませんが。ということで、ぜひ狭い心じゃなくて、大きな心で教育を捉えていただきたいと思います。

次に、下水道会計の見通しについてお尋ねします。

下水道事業ですが、建設、運営、いろいろお金がかかる、また下水道料金の徴収もあります。この下水道事業について、10年後、20年後の収支の見通し、あるいは将来の下水道使用料の見直しの可能性はあるかどうかを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

当市が経営しております下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業になります。これらの事業は、令和2年度に公営企業会計に移行し、持続可能な下水道事業を実施していくため、10年間の投資・財政計画となる、那珂市公共下水道経営戦略と那珂市農業集落排水事業経営戦略を令和5年3月に策定いたしました。

この経営戦略では、国庫補助金や使用料収入のほか、企業債償還金の一部公費負担分である一般会計からの繰入金8億9,000万円を財源とし、厳しい経営状況の中で、今後の人口推移や昨今の電気代の高騰などを見込んだ投資・財政計画を立て、計画的に事業を進めているところでございます。

また、使用料についてでございますが、既に一般会計繰入金を一部不足分の補填財源として使用しており、不測の事態によって補填金として対応できる金額の範囲を超えるようなことがない限り、下水道料金の見直しは考えてございません。しかし、先ほどの経営戦略におきましては、社会情勢の急激な変化に対応する上でも、5年に一度、使用料金の改定の必要性について検討を行うというふうにしておりますので、今後も調査、検討のほうは行っていきたいと考えております。

なお、今までの使用料の改定ですが、公共下水道につきましては平成9年10月に使用料金を、農業集落排水につきましては平成23年4月に使用人数による定額制から、公共下水道と同様に使用量による従量制に改定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一般会計から8億9,000万円、約9億円の繰入金を得て、当面は値上げしないで済ませていきたいという旨、理解いたしました。

もう一つ、下水道使用料収入を得るためには、既に工事を完了しているところの方々に下水道施設への接続をしてもらうことも重要と考えています。市の下水道の接続率はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

当市の下水道接続率は、令和5年3月末現在、公共下水道で89.08%、農業集落排水事業で82.4%となっておりますが、各地区によって接続率の差がある状況となっております。

議員ご指摘のとおり、整備いたしました下水道施設への接続、これは今後の下水道事業の運営にも関わることであり、非常に重要なことであるというふうに捉えております。

これらのことから、今年度は供用開始されて一定期間が過ぎているものの、いまだに下水道に接続されていない方々を対象に、具体的な理由を確認する作業を行っております。

各ご家庭、様々な理由があるかと思いますが、今後の下水道事業運営に役立てられるものとしたというふうに考えておるところでございます。

以上になります。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 公共下水道で約9割ですか、それから農業集落排水事業で8割ちょっとの接続率ということでした。

農業集落排水事業で接続率が悪いというのは何か分かるような気がしますね。ほかのことで処理ができますからね、多くの方は。各家庭の事情を調べながら、ぜひ健全な経営を目指して働いていただきたいと思います。

次の質問ですが、ここ近年、那珂市では合併浄化槽の補助強化を行っております。私はそれを高く評価しています。その施策によって、那珂市の汚水処理人口普及率というんですか、これはどのようになっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（渡邊勝巳君） お答えいたします。

当市における汚水処理人口普及率は、令和4年度末で公共下水道が58%、農業集落排水が13.8%、合併処理浄化槽が16.8%、合計88.6%となっております。これは本年8月に茨城県から公表されました茨城県の平均値87.4%に対しまして、1.2%上回っているものとなっております。

なお、令和3年度末の実績になりますが、当市87%に対しまして県平均は86.8%、令和2年度末の実績ですが、当市は84.8%に対しまして県平均は86%でございました。

このように令和3年度に初めて県平均を超えたことから、合併処理浄化槽補助強化による成果があったものというふうに捉えているところでございますが、今後もさらなる汚水処理人口普及率の向上のため努めてまいりたいと考えてございます。

以上になります。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） さらに処理率の改善のために努力をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

市内の自転車置場についてです。

水郡線後台駅ですが、これは那珂高校と水戸農業高校などの通学に使われていて、駐輪場はあふれているように見えました。このことについて聞きます。

駐輪場があふれていて、何ていうんですか、ちゃんとした場所以外に置くなみtainな掲示があるんですが、もうそうじゃないところにたくさん並んでいるんですよね。それで、どのような状況でしょうか。建設部長、お願いします。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

後台駅につきましては、平成11年に屋根付駐輪場を設置しております。その後、平成27年にトイレや一時利用駐車場に併せまして駐輪場を増設しております。

現在の駐輪場は、通勤や水戸農業高校、那珂高校の生徒が通学に利用しておりますが、現時点で自転車が止められないといったお話は何っておりません。しかしながら、夏休みの時期には、水戸農業高校、那珂高校の生徒の自転車が使用されずに、駐輪場に残されたままになっていることから、一時的に台数が増加する傾向にあると認識しております。

また、盗難自転車の乗り捨てや、学校卒業時に使用しなくなった自転車をそのままにしてしまうなど、放置自転車が駐輪スペースを圧迫する原因の一つとなっております。

そのほか、駐輪場の敷地の形状も奥行きがありまして見通しが悪いため、空いている場所を見つけにくいことが考えられます。さらに時間がない場合などは、駅のホームの入り口に近い場所に自転車が集中しまして、入り口付近に雑然と止められている状況が見受けられます。

なお、駐輪場やトイレの管理につきましては、業務を委託しまして自転車の整理や定期的な施設の清掃を実施しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 放置自転車の整理状況はどのような状況でしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

放置自転車が增加しますと、駐輪スペースの減少や自転車のいたずら、盗難などの被害を誘発する原因になるため、対応に大変苦慮しているところでございます。

放置自転車の処分は、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に基づきまして、年1回から2回実施しております。処分方法としましては、利用されている形跡のない自転車に警告書を貼りつけまして、併せて防犯登録番号を警察へ照会しております。また、各学校へは学校名のシールがある自転車を照会しまして、3週間経過後には自転車を撤去し、さらに3か月間保管した後、最終的に処分しております。

主な利用者は、先ほども申しあげました水戸農業高校や那珂高校の生徒のため、長期の休

み期間中の自転車へのいたずらや盗難の被害が多くなっております。そのため、各学校へ照会した際には、長期間利用しない場合や卒業時には自宅へ自転車を持ち帰るなど、学校を通じて対策を講じるようお願いしております。

今後も定期的に放置自転車の処分を行い、利用者のマナーの向上の啓発を図りながら、利用者にとって使いやすい駐輪場にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 質問前に打合せをしているんですが、その後、後台駅の駐輪場を見ってきました。

確かにトイレより北側の部分はいくらか使用率が低いです。一方、本来は歩道のようなはずの駐車場脇のところ、れんが敷きのところがあるんですけども、そこはもう自転車でいっぱいなんですよね。その辺をちょっとよく考え直したほうがいいかなと私は思います。

あそこ、本当に駐輪スペースに使っちゃいけないという理由がよく分からない、正直言って。駐車スペースのところを車が動く場所があるので、そこを歩けばいいという側面もあります。

それから、今すぐ改善しろということではないんですが、トイレは使用頻度は多くはないので、むしろトイレを北側の引っ込んだところに置いて、自転車の置場を前に出すというようなことを将来改修などがある場合、検討していただきたいと思います。

それと、もう一つですが、駐輪が多い時間帯というのは朝の通学時間帯の前ですよ。なぜかという、後台駅からどこかへ出勤したり通学したりする方よりも、後台駅へ通学で来る人が多い。ということは、その前の駐輪が非常に多いということで、その辺も考えた利用状況の把握を今後よろしくお願ひしたいと思います。

その他について、額田駅の駐輪場について聞くつもりだったんですが、時間が危なくなってきたので、これについては打合せでお話ししたことを受け止めていただいただけにとどめておきたいです。

地籍調査の現状について、次、伺います。

地籍の再調査、これは従来よりも時間とコストがかかるようになったということを一般質問で伺っています。このままでは再調査の費用対効果が非常に疑問になってきています。今後の予定と方針を聞こうと思います。

まず、南北の酒出地区、額田地区の地籍再調査の状況についてお伺ひします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

南北酒出地区、額田地区の地籍調査の状況についてでございますが、南北酒出を含む木崎地区については、令和4年度末において、調査予定面積8.63平方キロメートルのうち登記完了面積は7.32平方キロメートルとなっており、進捗率は84.8%となっております。

額田地区については、平成28年度に事業に着手し、平成29年度までに額田北郷地区の一部について一筆調査の前の工程であります図根点測量を実施しております。

その後、平成30年度に関連法令運用の厳格化等によりまして、現公図との差異が生じている箇所について事務作業量が大幅に増加になりました。このため、令和元年度から令和3年度まで木崎地区及び額田地区の現地調査を休止し、先に一筆調査を進めていた木崎地区の登記作業を優先して実施してまいりました。

令和4年度より木崎地区については現地調査を再開しましたが、事務作業量等が大幅に増加したことによりまして、先に進めている木崎地区の作業を優先するために、額田地区については現在も作業を休止しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 将来の見通し、それから再調査そのものの方針について考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂市内における地籍再調査の予定面積については、90.2平方キロメートルとなっております。そのうち令和4年度末までに31.03平方キロメートルの登記が完了し、全体進捗率は34.4%となっております。

残りの地区につきましては、先ほどお答えしたとおり、事務作業量の増加に伴い、事業期間が長期にわたることから、今後の木崎地区の作業の進捗状況を見ながら地籍調査事業全体の将来の見通しを立てまして、慎重に判断したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 正確な地籍データというのは非常に役に立つんですけども、そのためにコストを幾らかけてもいいというわけではないので、慎重に今後の判断をお願いしたいと思います。

次に、東海第二原発の再稼働問題について伺います。

この件は寺門議員も質問しましたので、なるべく私の聞きたいことを中心に簡潔に質問したいと思います。

まず、避難民1人当たりの避難所床面積基準が変更されました。変更されたんですが、じゃ具体的にどこへどういうふうに避難できるという算段がまるきりないように思います。県の見通しというか、計画の見直しはどうなっているんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

避難所における1人当たりの居住面積につきましては、昨年度、茨城県が地域防災計画を

修正したことにより、当市におきましても3月に地域防災計画を修正しました。これまでの面積2平米から3平米以上としたところでは、これに伴いまして、避難所の居住面積を再計算したところ、約1万9,000人分の不足が見込まれます。

避難計画を見直すに当たっては、不足分の収容先を解消し、避難先を確定させることが必要となることから、現在、茨城県が他県と協議調整を図っている状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 結局、県内でははるかに足りず、前から足らなかったんですけども、他県と協議調整をしていっているということですね。

次に、放射能の拡散シミュレーションについてです。

拡散シミュレーションの結果について日本原電が県に報告したと聞いていますが、どのような仮定のシミュレーションで、どのような結果だったのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

拡散シミュレーションの結果については、昨年12月に日本原子力発電から茨城県に対して提出されています。

内容は、原子力事業所で事故が発生した際に、国が定める新規規制基準による安全対策が十分に機能した場合、全ての安全対策が機能しない場合、これら2通りを想定しています。これに風向きや降雨などの気象条件を付与したものとされています。県の実施した第三者委員会の見解では、この結果は妥当であるとした一方、別の条件下での評価も行っておくことなどが望ましいとされています。

いずれにしましても、結果について公表する状況になく、今後はシミュレーション結果を避難計画の策定においてどのように扱うか、また公表により市民に対して過度な不安を与えないかなど、課題を県と協議し、整理された段階で公表される予定となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 計算、シミュレーションしたというだけで、結局何にも分からないという、何なんですかという感じですけども、まず私の立場から、どういう想定で計算したのか分からないので具体的なことは何にも言えないんですけども、事故の想定というのは、被害を考えると起きる可能性、いわゆる確率ですね。それと被害の大きさ、その組合せで考えるわけだと思っています。

これまで県の姿勢というのは、広域避難計画のずさんさなど、大きな事故がほとんど起きないと考えているように見えて困っています。これについては、知事が再稼働を認めない方針であればそれでもいいんですが、そうでないのであれば、それはちょっと困ったことですね。いろんな議員が、私も含めて那珂市をよい自治体にしたいと思っいろいろ発言します

が、東海第二でとんでもない事故が起きて福島みたいなことが起きたら、そんなもの全部吹っ飛んじゃう。それを忘れてはいけないと思っています。

さて、再稼働については、市長は議会だけでなく市民の声も聞くというふうな回答をいただいているんですが、どのような方法で市民の意見を把握するおつもりなのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

東海第二発電所の再稼働を判断するに当たっては、あらかじめ市民の意向の把握が必要だということは前々から申し上げております。

しかしながら、現時点では、避難所での居住面積の見直しにより避難先が確定しないなど、広域避難計画の見直しにおいての課題が解決しない状況で、市民の意見を聞く方法だけ先に決めることはできないと考えておりますので、具体的な方法や時期についてはまだ決めておりません。

市民意向の把握については様々な手法が考えられますので、慎重に時期を見て判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。

避難計画が見通しないというんで、おっしゃることは分かるんです。

ただ、この回答はそれで結構だと思うんですが、寺門議員への答弁の中で、安全を第一にという国の方針のお話をされたんですが、誰がその安全を見ているかというのが大変重要でして、思い出していただきたいんですが、福島事故が起きる前、原子力関係者とか国の多くの方は、絶対安全みたいなことを言っていたんですよね。要するに、そういう見通しのない方々が原子力をやっていて、それでそういう方が今も残っています。多少は地震の大きさとか津波の大きさについて何だかんだ考えを変えてはいるんですけども、基本的に原発で何が起こるかということに関して、ちゃんとした認識にはまだ立っていないと私は思っています。そのことも頭に入れて、今後の判断に生かしていただきたいと思います。

じゃ、次に病気・けがのときの障がい認定についてを伺います。

障がい認定制度があるんですが、ちょっと考えてみましたら、例えば病気で何か月か加療する必要があると、その間、体の不自由がある、あるいは精神の不自由があるという場合もあり得るわけですね。その場合の障がい認定というのはどのようになっているんでしょうか。

あるいは、市なり国なりの補助がどうなっているか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

障がいにつきましては、大きく分けて身体、知的、精神の3種類があり、それぞれの基準により認定され、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されておま

す。

まず、身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳でございます。障がいの種類によっては、一定期間経過後の認定となり、原則更新はありませんが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがございます。

次に、療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判断された方に交付しております。なお、知的障がいの状態に応じて再判定が必要となる場合がございます。

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、2年ごとに再認定が必要となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 治療をして改善される見込みがあったら、一定期間たたないと認定されないということですね。分かりました。

もう少しどういう補助があるか聞きたかったんですが、時間の都合もありますので、次の質問に移らせていただきます。

那珂市の南側に水戸市に接している場所で斜面がありまして、その下に水戸市の池上団地というのがあります。この境界で、那珂市側の斜面上の個人が所有されている擁壁が一部損壊してきている問題がありまして、擁壁の下側に住む那珂市の住民の方が危険を感じられているとのことです。

個人の所有地にある擁壁であり、なかなか市で対処するというのは難しいとは思いますが、市で対応することはできないでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、個人の所有地にある擁壁でございまして、基本的には所有者自身が管理する義務があると思われまます。そのため、市が改修や指導を積極的にできるものではございません。

現時点で対応できることといたしましては、所有者に対しまして、万が一擁壁が崩壊した場合のご自身への危険性、または第三者への賠償責任を負う可能性などをお知らせして、適正な管理をお願いするというふうにとどまるものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ぜひ責任があるんだということ、万一何かが生じた場合には責任を取らせるんだということを重々お伝えいただきたいと思います。

本当にまれな災害、例えば何十年に1回の災害だったら賠償責任はないんですよ。だけ

れども、現状は非常に危ない状態ですので、その条項は当たらないと考えています。

また、今までこの件で質問しまして、那珂市では関連する市道の水の処理とか擁壁の対応をしていただいたことは感謝しています。

それから、2軒危ない家があったんですが、1軒は取り壊されまして、少しはですけども、いい状態になっていますので、今後も市としてやること、場合によっては水戸市と協力して改善を考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を16時30分といたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時30分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 寺 門 勲 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、寺門 勲議員。

質問事項 1. マイナンバーカードについて。2. 教育環境の推進について。3. 安全・安心のための助成について。

寺門 勲議員、登壇願います。

〔1番 寺門 勲君 登壇〕

○1番（寺門 勲君） 議席番号1番、寺門 勲でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、個人情報の取扱い、また、教育環境並びに安全・安心のための助成について質問させていただきますので、先崎市長並びに執行部の皆様のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

今年の夏の暑さはちょっと尋常じゃないと、多くの人が感じているのではないのでしょうか。子供の頃はこんなに暑くなかったと言っている気がします。

子供の頃と言えば、私が学生だった頃は、卒業アルバムには卒業生の氏名、住所、電話番号の一覧表が記載されておりました。そこで、現在の卒業アルバムはどのようになっているのか学校教育課に確認したところ、小中学校の卒業アルバムや文集の個人情報の取扱いについては、個人情報に配慮して、児童生徒の氏名や写真のみの掲載とし、名簿等は一律に保護

者等に提供することは行っていないこと。また、本文中に個人情報を記載しないように指導するとともに、掲載されている写真、氏名、内容をSNSなどで公開することのないよう注意しているとのことでした。那珂市個人情報保護条例が制定された平成15年前後から、名簿が廃止されているようです。

近年の報道では、マイナンバーカード関連の話題が取り上げられています。コンビニ交付サービスの誤登録、健康保険証のひもづけ誤り、公金受取口座の誤登録、マイナポイントのひもづけ誤りなど、マイナンバーカード関連サービスに係る個人情報の漏洩や不正、不適切な取扱いの事案が発生しています。

先月8月8日、政府はマイナンバー総点検の中間報告の中で、マイナンバーと保険証とのひもづけミスが新たに1,069件確認され、合計で8,441件になったと発表しており、マイナンバーカード関連の社会的関心は高まっています。マイナンバーカードに関して、心配や不安を感じている方は多いのではないのでしょうか。

本市では、マイナンバーカードの個人情報の取扱いについてどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

まず、個人情報とはどんなものを言うのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律において、次のように規定されております。

「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもののほか、住民票コードや個人番号などの個人識別符号が含まれるもの」と定義されています。

氏名、住所、生年月日、性別や顔写真により、特定の個人を識別できる情報ということになります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別や顔写真などの情報で個人を識別できる情報ということですね。

では、以前、市民の皆様マイナンバーの通知を行っていると思いますが、どのように送っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市民の皆さんには、マイナンバーの番号を付番するお知らせとして、平成27年10月中旬以降に通知カードが、令和2年5月25日以降は個人番号通知書が、簡易書留で郵送されております。

発送元は、地方公共団体情報システム機構、これは通称J-LISと呼ばれていますが、これは国及び地方公共団体が共同して運営している団体となります。

市そのものからは、マイナンバーカードを申請した市民の方へ、カードの受け取りを案内する交付通知書を普通郵便で、カードを自宅で受け取る申請をされた方には、本人に限定して郵便物を受け取ることができる本人限定受取郵便または簡易書留を郵送しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

では、マイナンバーカードにはどのような情報が載っているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

カードはプラスチック製で、ICチップがついております。複雑な文字パターンを彫り込むなどの特殊加工により、偽造やなりすましを防ぐ対策が施されております。

券面には、本人の顔写真、氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバーが表示されており、身分証明書や、マイナンバーが本人のものであることを証明するために使われます。

ICチップには、券面に表示されている情報や、公的個人認証の電子証明書というものが記録されています。電子証明書は、コンビニで証明書を取ったり、自宅から確定申告などの電子申請をする際に、オンライン上で本人であることを証明する際に使います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

次に、マイナンバーをめぐっては、相次ぐトラブルが報道されて、不安になった方が多くいらっしゃいます。

そこで、マイナンバーにひもづく情報とはどのようなものか。また、情報を確認する方法があるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

先ほども説明しましたが、マイナンバーカード自体に記録されているのは、券面に記載されている情報と電子証明書だけとなります。税金や年金、医療情報などのプライバシー性の高い情報は記録されておりません。

国や自治体など、それぞれの機関において、これら税や年金、医療情報が、マイナンバーにひもづけられ、保管されています。必要な都度、このマイナンバーを基に、同一人物の情報を相互に活用し、税の分野、社会保障の分野、災害への対策で利用しております。

例えば、年金や福祉関係の申請手続の際には、これまでは必要とされた住民票や課税証明書などの添付書類が省かれ、簡素化されております。申請者の負担の軽減と、行政の事務の

効率化が図られております。

少子高齢化、人口減少が想定される社会において、マイナンバー制度は、時間や距離などの制約を受けずに各種サービスを利用し、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための基盤となります。

ご自身の所得額や税額、予防接種の情報など、マイナンバーとひもづいている情報は、マイナポータルサイトウェブ上で確認ができます。マイナンバーカード、スマートフォンなどの端末、利用者証明用電子証明書の暗証番号などを用意しまして、サイトにアクセスください。対応端末がない方は市民課のほうにもございますので、希望される方はお問合せをいただければと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

那珂市のマイナンバーカードの人口に対する保有枚数率は、本年7月末現在で69.9%と、茨城県の70.7%よりやや低い状態です。この保有枚数率を向上させるために、今後どのような取組を行っていくのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

これまで、マイナンバーカード、これを取得する促進の取組ですが、各コミュニティセンターなどの公共施設、市内の商業施設での出張申請受付を行ってまいりました。ほかにも、企業や高校などの団体や、5人程度の小規模なグループのところにも出向いての申請受付を行ってまいりました。現時点では、市民の約7割の方がカードを保有する状況となっております。

一方、いまだ保有していない、約1万5,000人おりますが、こちらの中には、身体の障がいなどやむを得ない理由で庁舎等に出向けない、また、代理人を頼めないなどの方がいるものと推測しております。

今後は、施設やご自宅へ出向くなど、出張申請受付の拡充などにより、できるだけ多くの方がカードを取得できるよう、取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

引き続き、個人情報の適切な取扱いをお願いして、次の質問事項に移ります。

今年度は災害級の猛暑が続き、先日7月27日には、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わりました。地球沸騰化の時代が到来しました」と警告しておりました。

災害級の暑さから、市民の皆様の健康と安全を守っていかねばなりません。

先月、7月28日、山形県米沢市で、女子中学生が熱中症の疑いで死亡したとの報道がござ

いました。熱中症について正確に理解するとともに、今後の対応を的確かつ円滑に推進していく必要があると考えます。

そこで、子供たちへのこれまで行ってきた熱中症対策の取組はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

教育委員会として、各学校に対して実施してきた取組について申し上げます。

まずは環境整備として、令和2年度に普通教室へエアコンの設置を行ったほか、暑さ指数計を全小中学校へ配備いたしました。

また、国や茨城県が発出する熱中症に関する各種通知の内容を周知徹底するとともに、学校における熱中症の未然防止と、危険性が高まった際の具体的な対応について指導を行っております。

県内外で熱中症による事故が発生した際には、その都度、児童生徒への適切な指導について注意喚起の文書を発出しておりますが、万が一熱中症発症の疑いが見られる場合は、学校長等の管理職や養護教諭が適切に判断し、ちゅうちょせず救急車による救急搬送を要請するよう徹底しているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後も、適切かつ迅速に対応していただきたいと思います。

熱中症予防対策について、通常や熱中症警戒アラートが発令された場合、学校や通学時にどのように対応しているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校における熱中症の未然防止対策ですが、学校長会においては共通の注意事項を定めております。これに基づき、各学校では対策を実施しているところです。

まず、熱中症警戒アラート発令の有無にかかわらず、暑さ指数計で定期的に測定し、活動については中止も含め、慎重に判断することを基本としております。その際は、指数計の数値はもちろんですが、児童生徒の健康を最優先することとしております。

また、特に屋外や体育の場面では、激しい動きを避けたり、休憩や水分補給をこまめに行うことに留意をしております。これは、休み時間の活動や中学校の部活動も同様です。

小学生の登下校におきましては、通常は交通安全対策としてヘルメットを着用しておりますが、夏は熱中症の予防を優先し、本人や保護者の判断で通気性のある帽子に替える、日傘を使用するといった暑さ対策ができるよう、指導や通知を行っております。

暑さ指数計の客観的数値を基に判断を行っておりますが、気温が高くなくても湿度の関係

で危険性が高まることもございます。数値だけに頼ることなく、児童生徒の様子を観察したり、教職員自身の感覚を大事にしながら判断を行うよう留意しております。

なお、本年度は、2学期の始業式を体育館ではなく、エアコンのある教室においてリモートで行うなど、新たな取組も実施したところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

熱中症は命に関わる病気であることを認識し、熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者と共有することに努めなければなりません。

令和4年度の熱中症の屋外での発生要因は、歩行中が最も多いと報告されており、大人以上に暑い夏を過ごすことになる子供たちへのケアが大切です。気象専門会社によると、大人と子供の身長差によって、気温にどれほどの差があるのかを検証した結果、大人よりも子供のほうが、地面の照り返しなどの影響により、7度Cほど気温が高くなったということです。また、環境省によると、日傘を差すと直射日光が遮られるため、体感温度を3度Cから7度C下げる効果があると報告しております。

そのため、直射日光や強い紫外線から児童生徒を守るために、晴天、雨天にかかわらず、小学校で夏期に全児童が傘を差して、集団で登下校していただくことを強く提案させていただきたいと思います。

最後の質問事項でございます。

日頃から、ボランティアで子供たちの登下校時を見守っていただいております団体の皆様がいらっしゃいます。私の地元、戸崎地区にも、平成18年5月に発足した戸崎地区子供を守る会の皆様方が、子供たちの安全を守っていただいております。

団体への熱中症予防対策として冷却グッズの配付や、安全対策のための命を守るヘルメットなどの資器材の補助はできないでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市においては、那珂市安心で安全なまちづくり事業補助金交付要綱第2条第2項に書かれている防犯パトロールや防犯意識啓発などの活動を行っている団体に対して、活動に使用する帽子や視認性をよくする反射ベストなどを用意するための補助金を、団体の設立時に、1団体につき1回交付しております。

現状、それぞれの団体の活動に合った安全対策を図っておりますので、改めての交付は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

今後はさらに気温が上昇し、日中は強い日差しが照りつける状況になったり、道路環境も変わってまいりますので、適切に対応していただきたいと思います。

命を守ることにつながる自転車用ヘルメットが、令和5年4月1日から道路交通法の改正により、自転車に乗るときは着用が努力義務となりました。自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると、約2.3倍も高くなっています。ヘルメットを着用することで助かる命が数多くあります。だからこそ、本市は、ヘルメットの着用率の向上に努めなければなりません。

古河市では、茨城県内で初めて、市内在住の18歳以下と65歳以上を対象に、自転車用ヘルメット購入費の一部を助成するための令和5年第3回定例会補正予算に計上するそうです。

交通安全意識の向上及び交通事故被害の軽減、また、経済的負担の軽減を目的として、本市で未来ある子供たちの命を守るために、高校生の自転車用ヘルメット購入費用の助成について、先崎市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

ヘルメットについては、私も実は思い出がありまして、那珂市議会議員時代に、小学生の通学用ヘルメットを公費補助してくれということは何回もやりまして、ちょっとそういうようなことを今思い出しました。

令和5年4月から、今、議員がおっしゃったように、自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化となっております。

議員がおっしゃるように、高校生のヘルメット着用率が低いということも言われているようであります。その主な理由としましては、ほかの人が着用していない、学校の校則に定められていない、身だしなみに影響があるなどが挙げられているようです。

高校生に自転車用ヘルメット着用を促すためには、まず意識づけが大切だと思います。先日のなかひまわりフェスティバルにおいて自転車安全教室を開催し、ヘルメット着用の重要性などの啓発を行いました。

ヘルメットの購入費助成につきましても、ヘルメット着用推進に有効性があることは理解をいたします。まずは古河市の事例も研究して、そして、ヘルメット着用の意識啓発を進めていく、そういったところから進めていきたい、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○1番（寺門 勲君） 分かりました。

私も、先日のなかひまわりフェスティバルにおいて、自転車安全教室の自転車シミュレー

ターVR体験をさせていただきました。大変貴重な体験をさせていただき、日頃から交通安全を意識することの重要性を改めて学び、体感することができました。

今後も、市民の皆様の安全・安心のために、段階的な取組を積極的に進めていきたいと思っております。

最後に、これからも先崎市長をはじめ職員の皆様には、各施策についてさらに推進をしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 傍聴者の皆さん、拍手はおやめください。

以上で、通告6番、寺門 勲議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日9月8日金曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 5時01分

令和5年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月8日）

令和5年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年9月8日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 8号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 9号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第10号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第11号 令和4年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第12号 令和4年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第13号 令和4年度那珂市下水道事業会計継続費精算報告書について
- 議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和4年度那珂市水道事業会計決算の認定について
- 議案第49号 令和4年度那珂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案の委員会付託
- 日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 荘一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
農業委員会 事務局 局長	澤 畠 克彦 君	選挙管理委員会 書記 長 (総務課長)	加藤 裕一 君

議会事務局職員

事務局 局長	会沢 義範 君	次長 補佐 (総括)	三田寺 裕臣 君
次長 補佐	岡本 奈織美 君	書記	田村 栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 消防団について。2. 保育・幼児教育行政について。3. 学習支援について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） おはようございます。

議席番号8番、市民とつくる未来の会、富山 豪でございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、消防行政の中の今回は消防団活動について伺ってまいります。

当然ながら、皆様方もご存じのとおり、消防団とは、ふだん本業を持ちながら、常備消防と連携して火災発生時においては消火活動、大規模災害時においては救助・救出活動、警戒活動、避難誘導活動、災害防御活動などを行います。消防組織法第9条に定められた地方自治体における消防機関の一つであります。

また、平常時においては操法訓練、応急手当やAED等の実技訓練、警戒巡回活動や広報活動など、地域における防災、また減災に向け重要な役割を担っております。

さらに、近年では災害の激甚化、頻発化が事あるたびに強く叫ばれており、常備消防へのサポートを含め、その多岐にわたります役割は重要度が増してきていると言われており、当然ながら、本市の消防団においても、その役割と使命は全く同じであります。

一方で、社会情勢や価値観の変化等に伴います自治会離れ同様に、消防団員の成り手不足が深刻な状況にある自治体も出てきていることも事実であります。今後も将来にわたり、消防団を継承していくには、団員の確保が大変に重要であると誰もが考えるところではあります。本市において、現在の消防団員の充足はどのような状況にあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

消防団員の条例定数464人に対し、9月1日現在の団員数は407人で、充足率につきましては約88%でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 条例に決められた上限の定数464に対し、現状407人であり、約88%の充足であるとのことですが、そこにある57人の定員不足を自分なりに考えてみますと、多分ではありますが、都市部に起こり得るであろうコミュニティに対する関心の欠如であったり、そうでないところでは、もう既に起きていると言われております人口減少の問題なり、地域間にも理由や差があることと思っております。

また、当然ながら昨日、今日に12%の減少が起きたわけではないことを考えますと同時に、国全体で毎年1万人以上が減少しているとされている消防団員、本市においても慢性的な団員不足が起きている状況にあると思えます。

そこで、さらに詳しい状況を伺います。

現状407人の団員が本市において消防団活動を行っているとのことですが、その中におい

て、市外に勤務されておられる方はどれくらいおられるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

消防団員407人中199人が市外勤務者となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 407人中199人といいますと、約半数の方々が市外へ勤務されておられる状況であります。

さらに重ねて伺います。現状おられる407人の団員の年齢層はどのようになっているのか、年齢層分布を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

現在、消防団員の平均年齢は約50歳です。年齢分布につきましては、20歳代が約2%、30歳代が約13%、40歳代が約31%、50歳代が約40%、60歳以上が約14%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとなりますが、平均年齢が50歳であり、全体に占める割合が20代が2%、30代が13%、40代が31%、50代が40%、60歳以上が14%であるということです。

皆様方もお分かりのとおり、この状況を伺い、極めて心配になるところは、20代の2%、30代の13%という、いわゆる若年層の消防団への参加の低さがあります。これには家庭やプライベートを優先する価値観や、存在意義や役割に対する認識の相違など様々な理由があり、すぐに解決に至るには、なかなか難しい問題であると考えております。

また、同時に考えなくてはいけない部分に、現状のキープで10年が過ぎますと、団員のさらなる減少と高齢化が間違いなく進んでまいります。消防団員を減らすことなく、しっかりと確保しながら継承することが、今後、一番の課題になると考えております。とはいえ、先ほども申し上げたとおり、この課題、解決するには大変難しいとも感じております。

また、1つ前に伺いましたが、約半分の方々が市外への勤務となっております現状と、あわせて今後起こり得るであろう団員減少とを総合的に見て考えますと、特に平日の日中での有事の際、団員が集まらないため現場へと出場できないケースが想定されると思われま。そこで、これらの不安を払拭するため、定年退職等により会社などからは一線を退きましたが、地域におられる消防団OBの方々に協力をいただくシステムがあれば非常に助かるのではないかと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

災害対応につきましては、災害発生地区の管轄分団が出場し対応に当たっており、現在のところ消防団活動に支障は来しておりません。

しかし、今後、人員不足やサラリーマン団員がさらに多くなり、災害対応に支障を来すようであれば、OB団員の協力を得られるシステムを考える必要があると思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現状では、まだそこまでの心配を要する状況ではないから、今後、状況を見ながら考えていくという、少しではありますが前向きな答弁であると理解いたしますとともに、感謝いたしたいと思います。

先ほどの答弁にありましたように、団員の年齢構成における20代の2%という部分、見ればお分かりのとおり、若年層における消防団の興味や関心は大変に心配になるほど少ない状況にあります。改善を目指す取組はもちろんのこと、それと同時に団員の減少にも対応ができるシステムの構築は、今後必ず必要になると考えております。ぜひとも人口減少時代における団員の減少に備えるという意味からも、早めで前向きな対応と準備をよろしく願いいたします。

次の質問です。

本来なら、冒頭申し上げなくてはいけなかったところではありますが、今年の5月28日に行われました久慈川水系連合水防訓練、たくさんの来賓の皆様にお越しいただき、大変盛大に開催されましたこと、本当にすばらしかったと思っております。準備、段取りに当たられました消防長をはじめいたします関係各位の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

私も瓜連町時代から数度、団員として久慈川水系の水防訓練に参加しておりますが、率直な感想といたしまして、今回の訓練会場は本当にきれいに整備が行き届いており、大変すばらしい会場であると感じました。

そこで、先日行われた水防訓練、また消防団イベントでは大変に重要な位置を占めます操法大会など、主催自治体として行う場合、会場はどのように選定している状況なのか、現状を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

久慈川水系連合水防訓練につきましては、日立市、常陸大宮市、東海村、那珂市、常陸太田市の4市1村で構成されており、開催事務局は5年に一度の輪番制で担当になるため、過去に開催した場所や、現在の久慈川河川敷の状況を調査して訓練会場を選定し開催している状況です。

これまでに開催した主な会場は、瓜連玉川地先、久慈川右岸栄橋上流河川敷と、今年度は門部下河原地先、久慈川右岸門部取水場下流河川敷で、こちらにつきましては久慈川緊急治水対策の河道掘削工事により、一時的な土砂置場を利用した会場であり、工事終了後は原状

に戻される計画となっております。

消防ポンプ操法競技大会県北地区大会につきましては、北茨城市、ひたちなか市、那珂市、東海村、大子町、日立市、常陸大宮市、常陸太田市、高萩市の9市町村で構成され、開催事務局は9年に一度の輪番制で担当になります。

市内では、会場の確保が難しいため、常陸大宮市の大宮消防広場を借用して開催しているのが現状です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現状、本市が輪番制の担当となる水防訓練、操法競技大会を行う場合、水防訓練についてはその都度会場を選定、確保を行い開催しており、操法競技大会については、お隣の常陸大宮市の大宮消防広場をお借りしての開催との答弁であると理解いたします。

言い換えれば、本市において、常に開催が可能となる会場はないということになります。おそらくであります、あれだけ大規模となる会場でありますので、会場選定やその準備に当たる職員の方々の苦労は大変なものがあると察するところであります。

また、それと同時に、それぞれ5市町村、9市町村が一堂に会する、このような大規模なイベントはなかなかないことであり、ぜひとも一度、多くの市民の皆様にご覧いただくことができれば、先ほども申し上げました団員不足を含めました消防行政に対する理解と協力へ大きく貢献できるのではないかと思うところであります。

そこで、常設型と呼ばれる会場の整備を考えてみてはどうかと思いますが、本市のお考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

久慈川水系連合水防訓練は5年に一度の開催、ポンプ操法競技大会につきましても9年に一度の開催となり、敷地整備や維持管理費用を考えますと、費用対効果の面で常設の訓練会場を整備することは難しいと考えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに9年に一度、5年に一度の費用対効果を分析いたしますと、当然そのとおりであると理解できるころではありますし、わざわざ一からつくり上げるには大変ハードルが高いものと理解いたします。

その一方、答弁にありました今年度の水防訓練の会場が、大変にすばらしかったと感じたものですから、一時的な土砂置場とありましたが、管理者であります国土交通省と協議していただき、何とか残すことが可能であればという思いからの質問でありました。

河川の管理上、元の状態に戻すということで、少しもったいない思いは残りますが、様々な安全管理上の問題があるとして理解いたしますので、今回の質問経緯も併せてご理解いた

だけたらと思います。

消防団について、最後の質問です。

以前、自治会について質問させていただいたとき、自治会に入るメリットをつくるために、加盟協力店で自治会員がちょっとしたサービスが受けられる、水戸市などで行っている自治会応援カードの検討をお願いいたしました。このサービスに大変よく似たものに、公益財団法人日本消防協会が主体となって行っている事業に、消防団応援の店という取組があります。自治会カードの取組同様に、カードの提示で地域の協力店から、その家族を含め割引等々の様々なサービスが受けられるという取組であり、また最近では、市町村、県の枠を越え、全国どこでもサービスが受けられるよう推し進められている事業であります。

本市の現状と当てはめてみても、新入団員の確保や、また団員の福利厚生の実面を考えてみても、すばらしい取組であると思われます。ぜひとも事業化を目指し、協力店の募集などを積極的に行ってみてはと思いますが、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

消防団応援の店などの取組につきましては、団員確保のメリットの一つとして大変有意義な活動と認識をしております。

しかし、消防団応援の店などの導入に際しては、加盟する店舗などに関する補助金制度などの特別な措置がないため、協力事業者の負担になることから、市内の飲食店などの賛同を得ることは困難であることが予想されますので、まずは関係機関などに相談を行い、可能であれば募集をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 加盟協力店の負担となる部分があるため、なかなか難しい募集が予想されるため、まずは関係機関と相談して判断していきたいという、こちらにおいても少し前向きな答弁であることに感謝いたします。

確かに、消防長のおっしゃるとおり、サービスを提供する側に補助金制度や特別な優遇制度もない現状では、なかなか難しいところにあることも理解いたします。ですが、もう一方では、SDGsの普及啓発に伴い、企業のイメージアップの一環に社会貢献活動が求められ、様々な事例もございます。この取組に参加することも企業の社会貢献活動に少なからずつながるものとも思っております。ぜひとも積極的な取組を目指していただきますようお願い申し上げます。

消防団員の減少や高齢化が進む一方、近い将来に必ず起こるとされる首都直下型地震、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に対する備えが重要であるとともに、気候変動等による風水害の被害にも、当然のこと対応ができる備えが必要になっている現状を踏まえ、様々な角度からマンパワーの確保を試みることは今後絶対必要になると考えております。

どうぞ様々なアイデアとシステムをご用意いただき、今後間違いなく訪れます人口減少時代の防災に対する備えをしっかりと行っていただきますようお願い申し上げます、この項の質問を閉じます。

昨今、国における行政改革の流れにより、民間でできることは民間に委ねるといふ、いわゆる民間活力の推進の話をよく見聞きします。皆様方もご存じのとおり、この民間活力の推進とは、民間事業者へ規制の撤廃緩和を行い、今まで公が行っていた様々な行政サービスに対し門戸を開放することで、小泉政権が行いました聖域なき構造改革、郵政民営化などが、少し前の話となりますが聞き覚えのある有名な話であります。

また、少し意味合いは異なるかもしれませんが、茨城県においても、行政が行わなくてよいとされる県有資産の売却にかじを切り始めております。

本市においても規模やスケールは異なりますが、聖苑事業、清掃運搬業務や学校給食の調理業務、システム管理事業など、様々な業務が外部へ民間委託となっている現状があり、行政の効率化を目指す上で民間にできることは民間に委ねることが、もはや主流であると感じるところであります。

そこで、本市において運営されております施設にひまわり幼稚園がございますが、本年度より3歳児の受入れを開始すると伺いましたが、その理由と経緯について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、ひまわり幼稚園において3歳児保育を実施する理由ですが、公立幼稚園としての適正な園児数の確保と、保護者ニーズへの対応のためです。

実施を決定した背景の一つに、ひまわり幼稚園の園児数の減少がございます。少子化に加え、令和元年度の保育料無償化により、女性の就業意欲が高まり、幼稚園よりも保育所へと保護者のニーズがシフトしたことが要因にあると考えております。

背景の2つ目には、保育所ではなく幼稚園に入れたいという一定の需要はあるものの、市内の子育て世帯を対象に実施したアンケートでは、年少のうちから子供を預けたいという要望が多く、ひまわり幼稚園がそういったニーズの受皿になっていないということがございます。

このようなことから、令和4年3月に策定しました那珂市幼稚園教育スマイルプランにおきまして、3歳児保育の導入を運営方針として掲げ、昨年、市内の民間施設の理解を得られたことで、来年度の実施を決定したところであります。以上が3歳児保育導入の経緯です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 少子化によるものと、また保育料の無償化による保護者ニーズの変化が原因であり、3歳児から受け入れてほしいという要望に応えたということがその理由であり、答弁であると理解いたします。求められているニーズに応えるという視点で考えれば、

公であればなおのこと当然な判断だと感じます。

一方で、開園と同時に訪れました予期せぬ無償化を考えればという思いもありますが、現実的にこれだけ日本全国で急速に進みます少子化を多少なりとも予測できたのではなかろうかと考えますと、先行きに対する若干の見立ての甘さがあったのではとも感じております。

本市においては、菅谷保育所を直接運営されております。また、市内においては民間の認可保育所や認定こども園などが活発に活動を行っている現状もございます。

そこで、菅谷保育所または保育行政における将来的な展望を含めた基本的な考え方を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

菅谷保育所は唯一の公立保育所となっており、市内保育施設の中核としての役割を担う市の基幹保育所に位置づけております。現在の場所には、平成5年に改築移転をしております。改築当初は110名の定員で運営していましたが、現在は待機児童解消のため、定員を175名に増やし運営をしております。

本市の保育行政につきましては、保護者の就労等による保育ニーズの高まりから、民間保育施設の整備等を行い、待機児童の解消を進めておりますが、多様化したニーズに対応するには、今後も市の基幹保育所の役割を担う公立保育所は必要であると考えております。

しかし、建物も築30年が経過し、毎年計画的な修繕を行っており、今後も施設の在り方につきましては考える必要があります。

政府は本年6月に、こども未来戦略方針の中で、就労要件を問わず柔軟に保育所を利用できる新たな通園制度の創設を掲げております。また来年度は、第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定年度となることから、これら国の動向を注視しつつ、市民のニーズを把握し、保育行政に反映したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 感想の前に重ねて伺います。

保育行政同様に、幼児行政において、市が直接運営されておりますひまわり幼稚園の将来的な展望を含めた基本的な考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

国におきましては、こども家庭庁が発足したとはいえ、いまだ幼保の一体化には至ってございません。しかしながら、私どもにとりましては、教育行政であれ保育行政であれ、対象は同じ那珂市の子供であり、両部局の連携は非常に重要です。

本市におきましては、教育部と保健福祉部の連携は、以前から非常に密に行われていると認識しております。教育部で推進している保幼小中連携では、こども課長や菅谷保育所所長

が協議会の構成員となっているほか、市内の民間保育園・幼稚園とは、研修を共にしながら、教育・保育のスキル向上を図っているところです。

この保幼小中連携の推進におきましては、ひまわり幼稚園の果たすべき役割は非常に大きいと考えております。連携の目的は、本市の全ての幼児が、円滑に小学校へ入学できるよう、お互いの教育保育の内容を共有することにあります。ひまわり幼稚園は、唯一の公立幼稚園として、市内の幼児教育・保育施設をリードする役割を担うべき存在です。そういったことも視野に入れて、教職員の資質向上を図っているところです。

また、先ほどご紹介した那珂市幼稚園教育スマイルプランにおきましては、将来的な展望として、認定こども園への移行の検討にも言及しております。本市にとって適切な幼児教育・保育の体制が整備されるよう、保健福祉部局と連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 保育所は保護者に代わり保育するところなので厚生労働省の管轄となるため保健福祉部、幼稚園は就学教育を行うところなので文部科学省の管轄となるので教育部、付け加えますと、保育所はゼロ歳から、幼稚園は満3歳からの受入れとなっており、おのおの生活面、学習面の指導が中心ということになっており、またその機能を併せ持つ認定こども園が増えてきている現状を考えますと、このようなところに少しややこしい部分を感じてしまいます。

話を戻しますと、保育所、幼稚園とも、市内の保育施設をリードする中心的な役割であり、将来的な展望として、スマイルプランの中でも、教育部長の答弁にありましたが、認定こども園への移行の検討にも触れているとのことでもあります。

まとめますと、国の動向や市民ニーズに対応しながら、その時代に合った形で対応していく旨の答弁であると理解いたします。

また、もう一方の考えとして、この質問の冒頭にも申し上げましたとおり、行政運営のポイントとなる部分に、民間でできるものは民間に任せるという民間活力の推進が挙げられます。行政は民間の活動を活性化させるための様々な支援、指導に重きを置き、民間で対応することができないものにこそ予算や人材を集中させることが重要であると考えますが、本市の行政運営の基本的な考えについて、市長のお考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員の質問にお答えをいたします。

今回は、保育行政あるいは幼稚園行政を例に取っての行政の効率的な運営にどう臨むかという質問と理解をいたします。

議員のご指摘のとおり、限られた財源や人材を有効に活用するためには、民間でできることは民間に任せるとを有効な手法と考えております。

本市の行政運営の基本的な考えは、行政が主体的に行う公共性と民間を活用した効率性の

両立であり、民間と行政がそれぞれの特性や強みを生かし、協働でまちづくりを進めることが必要になってまいります。民間企業には柔軟な発想やスキルがあり、これを上手に生かすことで、市民サービスの質を高めることができます。

本市においては、公共施設の管理運営を指定管理者制度を活用して民間事業者等に任せており、利用者ニーズへの柔軟な対応やコスト削減を図っているところであります。

このように民間でできることは民間に任せることにより、議員がおっしゃった行政が主体的に行うべき分野に対して、限られた財源や人材を有効活用できると考えております。

今後も市民の皆様の声に耳を傾け、よりよいまちづくりを目指し、公共性と効率性のバランスを考慮した行政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

私も答弁にありましたよう、行政と民間がお互いの強みを生かした関係がベストであると思います。また、公共性、効率性の絶妙なバランスも大変重要であると考えます。

今回は3歳児教育の受入れと民間活力の推進について伺いましたが、公立幼稚園が受入れ枠を拡大する背景には、待機児童の問題や市民ニーズなど、それなりの理由があることも理解しております。また、それと同時に、民間との差別化がなくなるわけですので、多少なりとも民間に影響が出ることも、またこれも事実であります。ですので、公であります行政が、新たに事をなす際には、果たしてそこは行政自ら主体的に行う必要があるのかと、民間活力の推進に弊害とならないのかを問いただしていただき、併せて慎重に判断されますことを心よりお願い申し上げて、この項の質問を閉じます。

次は、本市における学習支援の現状と新たな支援策について伺いたいと思います。

7月31日に、文部科学省は小学6年生と中学3年生の全員を対象で、4月に行いました2023年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を公表いたしました。

本県の状況はといいますと、小学6年生の国語が47位中17位、算数が27位。中学3年生の国語が5位、数学、英語とも15位ということです。また、その点数においては、両学年とも全国平均と同等にあるということですが、本市の児童・生徒も当然のこと、全国学力テストに参加していることと思われまます。

そこで、その状況はどうであったのか、またその現状をどのように考えているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、本調査の概要ですが、文部科学省が全国の小学6年生及び中学3年生を対象に、学力や学習状況を把握することを目的に、毎年実施しているものです。科目は、国語、算数・数学、中学校はそこに英語が加わります。

令和5年度の本市の状況ですが、国や県の正答率と比較すると、いずれも同程度の水準にあり、その中でも中学校の国語と数学は、やや高い傾向にございました。

この調査は、家庭学習に関する設問もあり、正答率という結果だけでなく、学習全般を評価する上で大変参考になるものです。小学校での課題、例えばどの教科のどの分野が弱いかといったことを中学校と共有することで、継続的な指導に生かすこともできます。

本市の教育の柱である小中一貫教育の効果を検証する上で有効な資料の一つとなっており、先ほど申し上げたように、中学校の正答率が高い傾向となっているのは、その成果の現れであると捉えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとなりますが、本市の状況は、国・県の平均値と同じ程度の水準であり、その中でも中学校3年生の国語と数学がやや高い傾向にあるとのことで、率直な感想になりますが、よかったなと感じております。

また、現状分析において、小中一貫教育の強みである継続的な指導が効果として目に見えてきていることにも大変うれしく感じております。

そこで、さらにもう一方の考えとして、できなかった、間違えてしまった子供のためには、さらに細分化した分析が必要ではないかと思われそうですが、本市のお考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、本市の児童・生徒の学習到達度や課題といったことを的確に把握するためには、正答率という結果ばかりでなく、その背景や要因の分析が不可欠です。

間違った回答こそ、今後の指導に生かせる分析ができます。例えば三角形の面積を求めるときに、三角形のどの部分を高さとして認識しているか。正しく認識していないと間違った答えになります。こういった設問が求めている問題解決能力と子供の理解のずれを分析し、なぜ間違ったかの原因を設問ごとに明らかにしております。

これらの分析結果は、指導方法の改善や、先ほど申し上げた小中一貫教育に活用しております。また、全体の傾向の把握と併せて、個人の学力向上についても、分析により得られた情報を活用し、一人一人に適した指導に役立てております。

これらの取組を通して、本市における教育目標の一つである確かな学力の育成を目指しているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） なぜ間違えてしまったのかをしっかりと分析し、それを指導に生かす。教える側の先生にも学ぶ姿勢が見えます。大変よい取組であると理解いたします。ぜひとも目指します確かな学力育成のため、引き続きの取組をよろしく願いいたします。

ここからは、児童・生徒個人間による学力の差、開きについて伺います。

まず、学習塾に通います児童・生徒の割合はどのようになっているのか。またその結果、学力の差はどのような状況なのか、併せて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査では、家庭学習に関する設問の中に、学習塾や家庭教師に関する内容がございます。本市の小学6年生では約4割が、中学3年生では約5割が、学習塾や家庭教師による学習の機会を有しているという結果になっております。

学力との関連ですが、本調査では、1日当たりの勉強時間に関する設問があり、その結果を分析すると、学校以外での学習時間が長いほど正答率が高い傾向にあるということが分かります。

これらのことから、一概に学習塾や家庭教師を推奨するものではございませんが、学習内容の定着といった学力の向上には、家庭など、学校以外の場における学習の時間が大切であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 傍聴者の皆さんに申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

富山議員。

○8番（富山 豪君） 小学校6年生では約4割、中学3年生では約5割の子供たちが、学習塾もしくは家庭教師等による学習の機会を有している結果であるとのことですが、

私が子供の頃には、学習塾に通うほうが極めてレアケースでありましたが、約半数が通います現状を見ますと、もはや普通で当たり前のことであるのかなと感じております。

その結果、学力と関連するとして見られる部分に、どこでやるのかにかかわらず、一日の学習時間が長いほど正答率が高い傾向にあるとのことですが、たくさん勉強している子ができるといふ、これは極めて当たり前、当然のことであると理解いたします。

それでは、勉強はどこでとなれば、個人で黙々とできる子の中にはいるとは思われますが、約半分の児童・生徒が塾に通います現状を考えますと、おそらくであります、大半の子は学習塾であるのかなと容易に想像がつきます。

そこで、さらに学習塾にどれぐらいの費用がかかるのかと調べてみたのですが、入学金であつたり教材費、また個別であつたり、塾間でも差はありますし、学習時間の多い少ないでは、当然ながら料金の差は生じますから一概には言えない部分がありますが、やはり多額な費用がかかることだけは間違いないと感じました。

そして、さらにその費用を考えますと、全ての子供が簡単に通えるわけでもないということも同時に感じたことでもあります。

そこで、家庭における財力の差が、そのまま学力の差になっては絶対にいけないと強く感

じるところではありますが、本市において、生活困窮家庭に対します学習支援の現状はどのようなになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市における生活困窮者に対する学習支援の現状につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援事業を実施しております。

本事業は、経済的理由により、家庭での学習が困難である、または学習習慣が十分に身につけていない生活困窮家庭の中学生に対し、居場所づくりを含む学習支援を週1回、年に36回程度実施をしております。

学び直しの機会を提供することで学習意欲を向上させ、貧困の連鎖の防止や虐待の未然防止などを図ることを目的とさせていただきます。

本事業の対象者としましては、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者や、学校教育法による就学援助を受けている世帯に属する者となり、無料の学習支援を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援事業を、学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、基本週1回、年36回程度実施しているとの答弁であると理解いたします。

社会福祉の観点からではありますが、既に事業化していただき取り組んでいただいていることには、まず感謝申し上げたいと思います。

ただ、やはり社会福祉の観点での対応ということと、また同時に週1回の実施であることということを考えますと、学力向上を目指す意味合いよりも、子供の居場所づくりという支援であるのかなと理解いたします。

そこで、生活困窮家庭を対象とする、例えばであります、学習塾に通いたいという子供に対し、塾にかかります費用を半分補助するなど、学力向上に資する学習に特化した新たな支援策を考えてほしいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、子どもの学習支援事業を実施しており、この子供の居場所づくりも兼ねたこの事業の当初の目的を達成していることから、今のところ塾の費用を半分助成するなど、学習に特化した新たな支援策は考えてございませんが、子供たちが家庭環境や経済状況によって、将来社会で活躍できるチャンスが奪われることのないよう、今後の国の施策や動向等を注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁で、当初の目的を達成していることから、現状で新たな支援策は考えていないとありましたが、改めて私が思うところの家庭の財力の差がそのまま学力の差になっては絶対にいけないという思いとは違う観点で行われている事業であると理解いたしました。

また、新たな支援策は考えていないということで、誠に残念ではありますが、ただ、子供たちが家庭環境や経済状況によって、将来、社会で活躍できるチャンスが奪われることのないよう取り組んでいくとのことで、思いは当然ながら同じでありますので、心より期待申し上げたいと思います。

昨今の学歴社会で生き抜くためには、家庭状況に応じた学習支援は必要不可欠であると考えております。以前の質問でも言わせていただきましたが、日本の子供における貧困の特徴は総体的貧困と言われるもので、国内における所得格差から現れるものです。そして貧困問題の中でも、極めて深刻であるとされるものが貧困の連鎖と呼ばれるものです。

皆様方もご存じだと思いますが、貧困の連鎖とは、低所得世帯の子供たちが将来、低所得者になる可能性が高く、貧困から抜け出せない状況を指します。当事者の意識としては、抜け出せない貧困に半ば諦めに近いものさえあるのではと強く感じております。

ようやく最近では、貧困世帯による負の連鎖が問題視されるようになり、多くのマスメディア等で取り上げられるようになりました。本市においても間違いなく同様な状況は存在すると感じております。

そしてまた、この連鎖をどこかで断ち切るためには、この学習支援も有効な手段の一つになり得ると考えております。どうぞ、この那珂市においては、子供たちが生活の困窮などで学びを諦めてしまわないよう、また手助けをしていただきますよう心よりお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（萩谷俊行君） 通告8番、武藤博光議員。

質問事項 1. 中核都市圏ビジョンについて。 2. 額田城周辺の状況について。

武藤博光議員、登壇願います。

武藤議員。

〔14番 武藤博光君 登壇〕

○14番（武藤博光君） 日本維新の会、武藤博光でございます。

本日は、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

1 番目の中核都市圏ビジョン構想というものなのでございます。

これは昨年2月、水戸市が中核都市に移行したというのに伴いまして、那珂市もその関連の市ということで入ってございます。そのときに冊子をいただきまして、いばらき県央地域連携中核都市圏ビジョンということで、本当に北は久慈川、そしてまた南は那珂川を越えて涸沼のほうまで入っている、非常に広範囲にわたるビジョンなわけでございますけれども、なぜ、今このような広域的なものが求められているのかといいますと、やはりこの効率のよい行政というのがあるのではなかろうかと思っております。

私ども日本維新の会というところでは、身を切る改革というのがございます。これは議員自らの報酬とか、そのようなものをカットして、そのようなものを光の届かないところに寄附しよう。例えばこの前の取手市が、つい最近の6月の洪水でいっぱいになったんですけども、そのときは500万円ほど、私どもが集めたお金を取手市にダイレクトに寄附をしてきた。今から遡ること4年前なんですけれども、水戸の北インター地区で那珂川が氾濫したわけでございますけれども、そのときも約500万円ほどなんですけれども、水戸市の高橋市長のほうに寄附をしてきた。このように本当に困ったときに、ダイレクトにその自治体に我々の身を切る改革で集めた財源を届けよう、このような趣旨で成り立っておるわけでございます。

無論、私どもが個人的に寄附をするとなると、これは政治資金規正法の関係で、すぐアウトとなってしまうわけですが、これを政党のほうから寄附をするというような形でもって、健全な形での支援体制を進めているわけでございます。

その維新の会が、この広域的な合併というものを事実上進めている背景には、将来的には道州制の実現、そしてまた中央集権を打破して、地域にいわゆる統治機構改革を求めようというのが根本にあるわけでございます。コロナ対応等で限界が明らかになりました中央集権体制から、ヒト、モノ、カネというものを地域に移譲し、地域特性に応じて各地域が主体的な意思決定を行い、自立活性化していくことを可能とするのが地方分権、そのような体制に移行することによって、今あるいわゆる大都市圏、大都市圏以外にも中核的な都市をつくることによって、将来的には、いわゆるその地域に見合った多極分散型国家というものを目指しておるわけでございます。

憲法改正ができれば、道州制あるいは地方自治特例法などにより広域行政の集権化というものを推進しながら、国は外交、そしてまた防衛といった、いわゆるマクロ経済的なものに特化し、内政においては、できる限り地方、そしてまた自立的な経営を任せることによって、その地域の特性を生かした形でもって道州制を目指すと、このような流れが日本維新の会の趣旨でございます。

今回、そのような流れに沿った形で、茨城県においても中央都市圏ビジョンというものができてございます。それにつきまして、今、昨年2月からどのような形で県内の状況は進んでいるのか。いわゆる茨城都市圏ビジョンで具体的な取組として30ほど取組があるというふ

うにお伺いしておりますけれども、その進捗状況については、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

連携中枢都市圏とは、令和4年度から中核市であります水戸市を中心といたしまして、那珂市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の9市町村で形成し、経済成長の牽引、高次、高い次元ですね、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に取り組み、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する制度といたしまして、連携中枢都市圏構想を定めたものでございます。

その構想に基づきまして、いばらき県中央地域連携中枢都市圏の中長期的な将来像を示すとともに、その実現に向けて相互の役割分担の下に連携して推進していく具体的な取組などを定めたものが、30の連携中枢都市圏ビジョンとなっております。

このビジョンの中から、令和4年度に実施した主な取組をご紹介します。

まず、地域経済の活性化、これは圏域全体の経済成長の牽引でございますが、地場製品の販路拡大と、ブランディング事業として県中央地域の地場製品の販路拡大のため、PRカタログ5,000部を作成し、広く周知をしたところでございます。

それから、都市機能の向上、高次の都市機能の集積・強化という点では、ICTによるまちづくり推進事業といたしまして、利便性の高い住民サービスの実現のため、公共施設の予約システム9市町村での共同利用について検討を行いました。

それから、生活環境の充実ということで、これは圏域全体の生活関連機能サービスの向上でございますが、公共交通の維持・確保事業といたしまして、水戸市の水都（すいっと）タクシー、これは1,000円タクシーということで、すいっとタクシーと言われておりますけれども、それから那珂市のひまわりタクシー、こちらが水戸市とひたちなか市の相互乗入れを継続実施しております。

このほか那珂市から提案した事業として2つございますが、合同就職説明会・相談会開催事業として、オンライン合同企業説明会を開催いたしまして、県中央地域内の58社が参加いたしまして、学生98名が参加しました。

さらに、婚活支援事業として、婚活セミナーをオンラインで1回開催し、身だしなみや服装、マナーなどの講義を行うほか、マッチングイベントをオンラインで2回、対面で1回開催し、合計で60人が参加され、14組のマッチングを得ることができるとともに、参加者同士で熱心に会話が交わされるなど、多くの参加者から好評を得ることができました。

このような現状になります。事業の効果検証を行いながら、次年度、また次の年度に生かしていく取組というふうになっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） ただいま部長のほうから答弁があったんですけども、様々な分野でもって、いろんな行動を共通して行っているということが理解できました。

やはり、今、交通網も発展している、そしてまた情報網も発展しているということで、もはやこの那珂市、ひたちなか、水戸、その周辺の自治体も含まれるんですけども、いろんな面で人的な交流、情報の交流というものが盛んになっておるわけでございます。

そしてまた病院などもそうなんですけれども、やはり病院などもある一定の産婦人科とかもありますけれども、那珂市には産婦人科とかないんですけども、これについてはデマンドタクシーが2年前から、ひたちなかの様々な産婦人科に行けるようになったりしたというのも、一つの評価かなというふうに思っております。

あと、やはり買物難民が出ておりますけれども、これも水戸の京成百貨店などにも行けるということで、非常に効果が出ているのかと思っております。

このように、もはや現代では、この人口の流動化とともに、情報も伴いまして、人の交流というのが単なる自治体ではまともらなくなっているのが現状で、ある意味、そのようなものがいわゆる各自治体とか地域の子供会とか、そのようなものの減少につながっているのも否めないのかなというふうに私自身感じているわけでございます。

昔の村社会であれば、そのようなものも機能はしていたんですけども、もはやそれは広域的な形でもって多くの人との交流ということで、もはや昔あった核というものが非常に薄れているのではなからうかというふうに私自身も感じているわけでございます。

人口の動態なんですけれども、いわゆる中央都市圏ビジョンというものなんですけれども、この中の情報を探ってみますと、人口がこの中の人口は約70万5,000人となっているわけございまして、この中央都市がそのまま大規模合併となるといって、何とここで70万都市が達成してしまうという非常に大きな構想になるのかなというふうに思っております。

その前段階として、今このような形でもって、いろんな人たちとの、また自治体との交流をやっているのかなというふうに思っているわけですけども、この目指すべき将来像というものはどのようなものが掲げられて行っているのかということについてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンの将来像でございますが、9市町村の圏域内外の人との交流により経済が活性化し、にぎわいが生まれ、多くの人に移住・定住し、さらに魅力あふれる圏域を目指しております。

圏域の目指すべき将来像「自然と歴史、芸術と科学が織りなす未来～世界につながるいばらきど真ん中～」というものを掲げまして、圏域市町村がそれぞれの地域の特性を生かしながら、地方創生の取組を推進していくことはもちろん、水戸市が中心都市として連携市町村と協力しまして、これまでの広域連携の取組を一層深化させまして、連携中枢都市圏の取組

を実施してまいります。そして、圏域全体の活力を創出し、持続可能な都市圏づくりを目指しているというものでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） ただいまの答弁をお聞きしますと、やはり人の定住・移住、そしてまたそこでの人的交流というものが目指すべき将来になって、いわゆる広域的な連携というものを一層深化させるというような話でございます。

この中核都市ビジョンなんですけれども、これが本当に実現するようなことがあれば、いわゆる港湾、ひたちなか港に大きい港があります。観光の港としては、大洗港もあるのかもしれない。

あと、何といたっても飛行場がありますよね、小美玉市の飛行場、これがいわゆる様々な面で、貨物とかプライベートジェットとかでも利用されるようになるかもしれない。そしてまた何といたってもJRの鉄道網が走っております。そして自動車専用道路も常磐道、そしてまた北関東自動車道というのも通っていて、まさに大都市圏として問題なく機能するのではなかろうかなというふうに思っているわけでございます。

例えば隣の栃木県の宇都宮市は、人口五十数万人なんですけれども、あそこはこのいわゆる県内と違いまして、まず港がない、飛行場もないということで、非常にこのいばらきの水戸エリアのほうが優れているわけでございます。

このように、やはりそのような交通的インフラというものを網羅しているということを考えますと、やはりこの関東地方において、非常に機能の有した土地になるのではなかろうかなというふうに私自身思っておるわけでございます。

合併の話になるんですけれども、いわゆる昭和の大合併というのも、昭和30年頃に行われまして、この那珂市も、いわゆる旧額田村、神崎村、菅谷町とかから一つの町になって那珂町となった。そしてまた平成になりまして、平成17年に瓜連町と合併いたしまして、那珂市が平成17年に誕生していると。このような歴史的経緯を踏まえますと、やはり各歴史の節目である平成、そしてまた令和ということになりますと、必ず令和でも合併が行われるのではなかろうかなというふうに推察しているわけでございます。

この平成の大合併におきまして、日本総研というところがある程度の評価をしているわけなんですけれども、この平成の市町村合併の検証ということで、果たしてその効率化は実現されたのかということがございます。これをかいつまんで見ますと、平成の大合併というのが、市町村を地方分権の受皿とすることから始まり、それが国全体へと広がっていったわけでございます。

結果として、2,093の市町村が合併して588の市町村が誕生した。しかしながら、1,139の市町村は単独で残ったということで、結果として、平成の大合併ということは、日本国内の市町村が大幅に減少している。そしてまたこの茨城県内においても、88あった市町村という

ものが44になっているということは、非常に行財政はスリムになったということが考えられます。当然のことながら、地方におけるいわゆる税制、この税制も非常に効率よく集められ、またそれが効果的に使われるようになっている。このようにこの合併というのは、ある意味、その地方を大事にしようとする思いは大事なんですけれども、経済的効果から言うと、非常にいわゆる市民当たりの財政力指数や経常収支比率などにおいては、非常に効果があるということになると思われます。

当然ながら市役所の職員数も少なくなる。そしてまた首長さんも数名いたのが1人となる。当然のことながら、議員数も減少している。このような形になりますと、やはりこれからの公債費などを発行するにしても、やはりある程度財政規模の大きな市町村のほうが、結果として住民のためになると、このようなことは否定できないのかなというふうに思っております。

この平成17年の合併のときも、本当は県の地方課の方が那珂市にお見えになりまして、東海村もどうかというような話があったのが現実なんです。そのときに私もいわゆる合併推進協議会の一員だったんですけれども、何名かのメンバーとともに、東海村のほうに話に行ったわけなんですけれども、残念ながら東海村は、自分たちは財政力指数が高いので、今回は遠慮しておくということで、結果として東海村が、この瓜連、那珂町の合併に含まれなかったわけです。結果として、那珂郡は東海村だけになってしまったと。このようにやはり本来であれば昔の郡制度というものの名残から行けば、人的交流や、そしてまた自治体の交流もあったんですけれども、結果として、そのときは財政力的な負担が見合わない、つまり当時、原子力発電所からの電源三法なりの交付金が非常に多かったわけでごさいます、その財源をほかに渡したくないというのが結果的な言い分でありました。

地方課の人も、そのようなのではなくて、もうちょっとやっぱり地方をまとめたらいいのではなかろうかというような話があったんですけれども、そのようなものはほごにされてしまって、非常に残念な思いをしたんですけれども、今後、そのような話があれば、どうなるのかなというふうなことなんですけれども、今回この広域的な合併というものは、いつ頃そのような話が、あるのかどうかは今のところ未定かと思っておりますけれども、それがどのようなことで話されているのか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 武藤議員の質問にお答えをいたします。

国が考える連携中枢都市圏構想は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化やネットワーク化により、経済の牽引、高次元の都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に取り組み、人口減少、少子・高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する、そういったための制度でございます。

現在の連携中枢都市圏構想の母体の会議である、もともとの会議である県央地域首長懇話

会、これにおいては、今、議員がおっしゃるように、様々な議論がされました。この地域はほかの地域にないものを持っている、ご指摘があったように港湾、空港、いろいろなものがこの地域にはある、そういったものを生かして、この地域を盛り上げていこう、これは参加した9人の首長さんの共通の思いであります。そういったことで今、30の諸施策が進んでいる、そういう現状であります。そういうことで構成する9市町村で広域連携の取組を推進しているのが現在、ご指摘のありました合併に関する話題は、現在のところ出ていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） ありがとうございます。

いずれ総務省としても、令和にはいくつかの自治体を合併させるという方向は、多分その方向性としてあるはずなので、少なくとも、この地域のうち一気に合併というのは難しいかもしれませんが、例えば段階的に東海村、ひたちなか市、那珂市、この3つ、3市町辺りは昔から那珂大地は一つというようなスローガンが掲げられてあったんですけれども、少なくとも第一義的には、その辺りの3市があるのかなと。そしてまた第2次的には、このいわゆる今回述べております水戸市の広域都市圏ビジョンというのになるのではなかろうかなということで、将来を楽しみにしていきたいと思えます。

続きまして、額田城周辺の状況についてでございますけれども、この植物、コウホネというものがございます。

お手元に配付してある資料の3ページにある黄色い花なんですけれども、この那珂市有ケ池には、昔からコウホネがあったわけでありまして、日本で最古の被子植物で、白亜紀の1億4,000年前のものだというふうに言われる貴重な植物であります。県でも絶滅危惧Ⅱ種Ⅱ類に指定して保護を図っているわけなんですけれども、有ケ池の用水路にたくさんあったわけなんですけれども、そのコンクリート工事で姿を消してしまったと。10年ほど前、NHKに取り上げられて話題にはなったわけでございます。

このコウホネを早めに天然記念物にしておけばよかったのになというような後悔の声も聞こえてきております。幸いにして、その一部を水田に株を植えておいたために保護されているのが現状になってございます。

温暖化によりまして氷河が解け、海水が湿地帯に入り、なくなるおそれがあるのではなかろうかなというふうな情報も出ており、コウホネは那珂市の天然の財産でもございます。茨城県指定の植物でもあり、ぜひともその保護を考えるべきかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回、議員からご質問いただきまして、私自身、コウホネという貴重な植物が額田城跡に群生していることを初めて知りました。歴史民俗資料館の学芸員は把握しておりましたので、

早速、現地を確認してまいりました。

コウホネは水草の一種の水生植物ということで、議員からご教示があったとおり、額田城跡の南側の湿地で花をつけておりまして、黄色の小さな花に、まさに原種という、そういった印象を受けたところです。気候変動など生息環境の悪化により、絶滅の危険に瀕しているということでご紹介があったとおり、茨城県においては絶滅危惧Ⅱ類という、危険度が中程度のレベルに指定されているとのことでした。

このような大変貴重な植物が、同じように貴重な文化財である額田城跡近辺に群生しているということ、改めて感慨を深くしたところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 額田城周辺というのは、人手があまり入ってないということで、結果として、この750年間にわたり、いわゆる城郭が残っているというのも現状であり、そしてまたその結果として、植物も残っておるわけです。そのほかに、ウバユリとかも非常に有名な植物が咲いております。あとはいわゆるミョウガとか、そのような非常にたくさんの植物がありまして、何年か前の植物一覧表というのを作ってはみたんですけども、そのような中で、このいわゆる群生とかが約2,000種類の植物があるということで、ほかの市では天然記念物に指定されている種類もございます。これから那珂市におきましても、専門家との調査なりを経まして指定を急ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、天然記念物ですが、動物、植物及び鉱物で、学術上価値が高いもののうち、さらに重要とされるものとなっております。市が指定する場合は、那珂市文化財保護審議会への諮問と答申を経まして、本市教育委員会が指定をいたします。本市には県指定で4件、市の指定で15件の天然記念物がございますが、いずれも樹木となっております。今回のコウホネのような植物を天然記念物として指定することは、実は難しいと考えております。

理由は、絶滅危惧種であることが、重要性というよりも、反対に消滅してしまう可能性が高いと評価されてしまうのではないかとということです。

しかしながら、コウホネが大変貴重な植物であることは間違いございません。まずは適切に保全するため、生息環境の管理を行うことが重要であると考えております。

額田城跡の整備を行っていただいております額田城跡保存会をはじめ、地域の方々とともに、コウホネの希少性について理解を広めながら、どのような保全対策ができるか協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 答弁ありがとうございます。

このような形で、ぜひともこのコウホネを守っていただければありがたいなというふうに思っております。

そして、その額田城周辺なんですけれども、いわゆる多目的広場から城跡入り口への誘導路の設置をとというのがございますが、これは前回、花島議員もこの件について触れたわけなんですけれども、いわゆる額田城に入るアクセス道路がないということで、結果として、それが今の現状が補完されている、完璧な形で保全されているということにはなっておるわけなんですけれども、つい今年の5月、いわゆる地元の自治体が要望書を出したわけなんですけれども、その要望書が残念ながら却下ということになってしまっております。これにつきまして、様々な理由でもってできなかったというのが分かるんですけれども、やはり、これもこれからこの額田城周辺を、いわゆる歴史的保存をするに当たって様々な検討がされているわけだとは思いますが、そのような観点から、今後どのような形で見直していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

額田城跡周辺の歴史的保全、大変重要だとは考えております。額田城跡につきましては、本市教育委員会が策定している額田城跡保存管理計画（第2期）に基づきまして、今年度から試掘確認調査に着手をしているところです。保存管理計画では、この調査結果を踏まえて、令和8年度中に策定をする次期3期計画の中で、将来的な整備・活用方針を決定するという予定になっております。そのため方針が固まっていない現時点におきましては、誘導路の設置については考えていないという状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 内容よく分かりました。今後とも額田城に関して様々な今、発掘調査、そしてまた草刈り等が入っておりますけれども、様々な支援、よろしく願いいたします、私の一般質問を閉じます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告8番、武藤博光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 福 田 耕 四 郎 君

○副議長（大和田和男君） 通告9番、福田耕四郎議員。

質問事項 1. 農業用水路、排水路の整備、維持管理について。2. 儲かる農業について。福田耕四郎議員、登壇願います。

〔18番 福田耕四郎君 登壇〕

○18番（福田耕四郎君） 自由民主党、18番、福田耕四郎でございます。

通告に従いまして、質問を順次進めてまいりたいと思います。

まず冒頭、大分雨量が、今アメダスを見たら、雨が強くなってくる予報でございます。執行部の皆さん、台風13号に対しての安心・安全な対応、これを切にお願いを申し上げたいと思います。

それでは、まず冒頭でございますけれども、四、五日前の茨城新聞の記事に出ていましたけれども、県内の農業高等学校7校ございます。その7校がいわゆる農業経営ということを学んでいる。いわゆるバーチャル会社を設立して、そして、各高等学校が模擬的な会社を設立をして、既に農産物の販売、こういうことを展開している、こういう記事がありました。どうということかという、経営感覚を学ぼうという模擬的な会社を設立して、野菜あるいは果物などの生産をするだけでなく、営業あるいは経理などのことにも取り組んで、実践的なビジネス感覚を身につけるバーチャル会社を経営を始めた。ということが報道されておりました。

本市にある水戸農業高等学校、ここでは、菓子パン、それから畜産科だろうと思うんですが、牛肉の販売、こういうことをして、しかも販売だけでなく、コストの面あるいは販売方法を考えて、いろいろな課題に取り組んだり、そして、解決力あるいは探求的なことを学んでいくということを展開していると。こういう記事が四、五日前の茨城新聞に記載されておりました。なるほどなど。そういう方が将来、こういうことを学んだ生徒が社会に出て、果たしてどれぐらいの方々がこの農業、学んだ道に進んでいくのかな、その辺が非常に疑問に感じました。これはいわゆる担い手につながる、こういうことを私は切に未来を担う後継者、こういうことにつながればいいなということをつくづく感じさせられました。

また、もう一つは、有機農業ということが全国で展開をしてきております。いわゆるオーガニックビレッジ、今年の5月現在では茨城県ではどこの自治体も展開していなかったんですが、ここ何か月前に常陸大宮市が一部有機農業に取り組んでおるということをお聞きしました。有機農業ということは、化学肥料にとられない、有機肥料だけで作物をつくっていく。有機肥料というのは昔からありますけれども、油かすあるいは牛ふんとか鶏ふん、そういった植物性あるいは動物性を原料としている肥料でございます。昨日の一般質問でも、質問あるいは答弁の中に、安心・安全という言葉が出ましたね。

私はこの安心・安全ということ、いわゆる災害の安心・安全、これは当たり前です。今日なんかそういう備えが必要だろうと。台風に備えた、そういうことも大事なことなんです、強いて私は、食の安全・安心ということ、ここで執行部の皆さんにお伝えをしたいなと。特に学校教育、いわゆる将来を担う子供、学校給食、こういう学校給食なんかに対しての有機栽培、こういうことを取り入れていく。いわゆるハード面かも分かりませんが、そういうことを取り入れて安心・安全という、こういうことに結びつくんじゃないかなと、私はそういうことを考えております。

有機農業というのは、非常にメリット、デメリットがあるんですね。メリットといえば、食べ物の信頼感の高い作物ができるということ、健康の配慮あるいは栄養価、それからやはり野菜にしても果物にしても、一つ一つ取ってもその特徴、何と申しますか、風味そして味わい、おそらく今の20代、平成生まれの方では、なかなか昔の野菜あるいは果物の本当の味わいというのが分かっていないんじゃないかなと、そういうふうに思います。それは現代の農業というのはいわゆる化学肥料に頼っている。こういうことで、本当の一つ一つの味わいというのがなかなか分かっていない子供が多いだろうと思います。

例えば、我々が今ちょうど時期かも分かりませんが、今ちょっと値段も高いかな、トマト。トマト一つ取っても、我々が昔食べたトマトというのは、まず青臭かったですね。今、青臭いトマトなんていうのはないですよ。今、消費者が求めているのは糖度なんですよ。糖度だけにこだわっている。そういうことが非常に私は、あまりにもこだわり過ぎているだろうということが今の果物にしても野菜にしても消費者が求めている。そうじゃなくて、やはり一つ一つの野菜にしる果物にしる、やっぱり風味ということ、こういうことが大事なんじゃないかなと。そういうことを今後、那珂市でも取り入れていただきたいなと、私はそういうふうに思っておるところでございます。

有機栽培ということになると、JASというマークがつきますね、いわゆる認証される。ただ、デメリットとしては、有機栽培で栽培された果物にしても野菜にしても、デメリットというのがあるんです。そのデメリットというのは、見た目が悪い。それからもう一つは、付加価値がどうしてもやはり高くなってくる。そういうデメリットもあるんですが、やはり健康ということを考えた場合には、有機栽培農業ということ、これは避けて通れないのかなと、こういうふうにも感じております。

最近、本当に悪い病気が非常に多くなっています。これもやはり、私は医学的なことは分かりませんが、報道なんかによると、どうも化学肥料というのは、体内に少しずつ蓄積をするみたいですね、そして悪い病気につながる、こういうことも報道されております。ただ、いろんなメリット、デメリット、あるいは耕作者は防虫害あるいは雑草とか、そういう面で手間暇がかかる、負担がかかる、こういうことでなかなか切替えということは難しい。これが今の現状だろうと思います。

ここ数か月前にも、害虫防除がありましたね。まず生物は生存しないですよ。昆虫にして

もそうです。動物もそうです。ドジョウとか土の中にいるそういうドジョウなんかでも、全部死んじゃいますね。それだけやはり化学肥料というのは強いんですね。今も茨城県産のマスクメロンが出ています。食べてみると、確かに糖度はあるんです。中には、食べてみると農薬がプンと臭う、そういうものの中にはありますね。ただ、風味がない。そういうことも一つ執行部の皆さん、このオーガニックビレッジということにも挑戦をして、そして安心・安全ということに結びつく転換を切に私からもお願いしたいなど。またこれはハード面で展開をしていただければと思っております。

続いて、昨日の茨城新聞、今日持ってきました。県内総合版のところに、茨城県議会で代表質問ですね。公明党の八島県会議員のほうから、代表質問の中で、農業基盤の整備ということがありました。いわゆる持続可能性のある農業、基盤整備の取組というようなことで、大井川茨城県知事が答弁をされております。私が今日、用水、排水路の整備ということで通告してありますけれども、前もって、これ、昨日の新聞に記載されておりますけれども、用水や排水路の整備を実施し、収益性のある高い品目への転換や施設、園芸なんかの形成を目指してまいりますと、こういうことが大井川知事のほうから答弁がありました。

これを見ると、やはり意欲ある担い手の農業の集約が図れる事業を実施していく、特に水田の基盤整備においては、大規模農業経営体の育成、こういうことをうたっております。いわゆる排水に関しては、例えば水田の場合、水はけがよければ、次の作物がすぐに通じるんですね。そして付加価値をつけていく、こういうことだろうと私は思っております。

そういうことで、今日の私の質問に先駆けて県議会でも取り上げられて、そして大井川知事が用排水路の整備を進めてまいりますと、こういうことです。その数日前に、担当部署といろいろ通告に従った打合せをさせていただきました。新たな考え方というのが出たんじゃないですか、そういうふうに私は思っております。私も新たな考え方も頭に入っております。でも、通告に従って今日は進めてまいりたいと、こういうふうに思います。

まず最初に、水田の用水路、そして排水路の現状というのは、担当部署ではどういうふうに把握をしているかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど議員からもご指摘がありましたとおり、用水路、排水路につきましては、大変重要な水利施設であると感じております。用水路や排水路などの農業水利施設の管理や補修等が現在十分に行き届かず、田んぼなど必要な水が入らない、排水がうまくできないなど、こういった箇所が多数あることは認識しております。

農業の水利施設におきましては、原則としまして、施設を利用する地元土地改良区の管理また補修をお願いしているところでございます。しかしながら、排水路は補修の内容や位置、形状などによりましては、地元の土地改良区との協議の上、市が対応している場合もあります。このことが管理区分の曖昧になっているというような原因になっているかもしれません。

そういったことで認識しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） この用水一つ取っても、施設が大分老朽化していますね。特に震災後、大分ひどくなっております。半世紀たっているんです。機能が果たして機能しているのかと、非常に疑問です。機能を果たさないところがたくさんある。あるいは、今も答弁の中にありましたけれども、農政課で維持管理をするのか、あるいは那珂川統合で管理するのか、その辺の区分というのが非常に私は曖昧、そういうことが災いしている、そういうことが非常に多いように感じております。

しかも、用水の場合は、起伏ができちゃっているんですね。そういう部分も大分水があふれる、そうかといって水を若干少なくすれば行き届かない。こういうことで、この水利施設に関しては、人ごとじゃなくて、産業部としては認識はしていると、分かってはいるんだよと、さあ、じゃ、分かっているんだったらどうすればいいのか。その次のことをもうちょっと進めていただきたいと、こういうふうに思っております。本当に、用水に関しては、問題が多いですね。認識をしているんですから、次のことを進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、補修などについては、原則は地元土地改良区が実施しているとのことですが、除草や水路の泥払いなど日常管理は、利益者である耕作者が実施しております。耕作者の中には、用水路あるいは排水路などの管理を行わないため、場所によっては周辺の耕作者が迷惑をしている、さらには、交通安全といった生活環境まで影響が出ているとの声も耳にしております。執行部としてどのように認識をしているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

営農環境や生活環境を保つためには、地元の土地改良区や耕作者など、多くの部分で地域の皆さんに農業水利施設の除草や泥払いといった日常の管理に携わっていただくことが必要となっております。現状では、農業に携わる人の減少や、農村の混住化などもありまして、除草や泥払いなどといった施設の日常の管理が年々難しくなっており、管理が行き届かないという場所もあると認識しております。

しかしながら、農業水利施設の日常管理は、地域の皆さんが実施するものでありまして、地域の営農環境、また生活環境を守るためにも必要なこととさせていただきます。施設の機能に支障を来さないよう適切な管理をしていただくため、地元の土地改良区とともに情報を共有しまして、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 耕作者は常にやはり管理、水利施設の管理ということは、皆さん

協力をしながらやっではいるんですよ。やっではいるんですが、いわゆる水路なんかの老朽化、こういうことで我々の手には負えない、そういうことが非常に問題にされているわけですから、そういうことを踏まえて、担当部署のほうで、これからも目配り、気配りをさらにお願いをしたいと、強く求めていきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

先に進みますけれども、続いて、農業水利施設を維持管理していく上で、市として那珂市として、土地改良区へはどのような支援をしているのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農地や農業水利施設などの維持管理に関わる通常の支援といたしまして、国の制度であります多面的機能支払交付金制度、また施設の整備、補修につきましては、那珂市土地改良事業補助金などによりまして支援を行っております。

昨年度は、電気料金の高騰に対する負担の軽減策といたしまして、農業水利施設電気料金高騰臨時対策を実施しまして、引き続き、今年度も本定例会に補正予算のほうを計上したところでございます。また、那珂川統合土地改良区からは、那珂台地へ農業用水を供給している下江戸揚水機場の電気料金の高騰が著しく、経営を圧迫しているとの相談も寄せられてございます。こちらについては、国営那珂川沿岸農業水利事業で整備しました農業水利施設の維持管理事業であります国の基幹水利施設管理事業におきまして、経常的に負担軽減が図られるよう、現在、関係機関と調整を図っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 今の答弁で、基幹水利施設管理事業、これは新たな事業、私もそれはいろいろ資料を取り寄せてまいりました。今、部長言った基幹水利施設管理事業、もう一つ、水利施設管理強化事業という事業もあるんですね。ただ、本市の場合には、この基幹水利施設管理事業、これに該当する。そしてその中で、対象施設というのは下江戸の機場、こういうふうに聞いております。

例えば、この事業というのは、令和5年、今年5月に農林水産省の農村振興局という、そこがこの事業に取り組んでいくということで、本市の場合には、那珂川から取水している下江戸機場、いろいろと聞いてみました。この事業というのは、何か事業費が5,000万円ぐらいの事業らしいです。例えばこの事業が展開されれば、耕作者、那珂中部、これからの用水の耕作者というのは、水利費が今10アール当たり約1万円負担をしておりますね。それがこの事業が展開することによって、30%ぐらい減になると、こういうことを聞いております。今1万円ぐらい水利費がかかっているのが7,000円とか6,000円ぐらいまでになると、それはあくまでも目安だろうと思っておりますけれども、そういう事業みたいでございませう。

ですから、これはぜひ市長はじめこの事業をお願いをしたいなと思っております。負担割合というと、国が30%、県が30%で、そして市町村というようなことで、金額的には五、六千万

円の事業ですから、それほど負担がかかることでもないと思いますけれども、耕作者にとっては本当にありがたい、ぜひこれを進めていただきたいと、こういうふうに思っているところでございます。基幹水利施設管理事業、これはよろしくお願い申し上げます。

先に進みたいと思います。

それでは次に、米の価格が非常に去年は安かったですね。経費がかさむこの状況において、稲作はなかなかもうからない。農業の経営に影響する賦課金に直結する事業であれば、那珂市としてこの基幹水利施設管理事業の早期実施を国を挙げて働きかけをしていただきたいと思いますが、担当部署として改めて答弁をお願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂川統合土地改良区からは、この事業を活用することで、これまで土地改良区が全額負担しておりました経費を国、県、市がそれぞれ一部を補助することで、大幅な負担軽減に結びつき、経営的にも落ち着くと聞いております。電気料金高騰分を賦課金へと転嫁させず、現状の維持ができる見込みとも聞いております。

議員ご指摘のとおり、耕作者の負担軽減に結びつく事業でありますので、那珂川沿岸農業水利事業推進協議会、また、那珂川統合土地改良区と歩調を合わせまして、事業が早期に実施できるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） これは、事業を早期に実施できるような働きかけを切にお願いをいたします。

○副議長（大和田和男君） お昼になりましたが、引き続き議事を進行させていただきます。
福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 若干12時過ぎましたけれども、続けて質問させていただきます。
ご理解を賜りたいと思います。

ひとつ市長はじめ、この事業を積極的なことを切にお願いを申し上げます。

次ですけれども、施設の老朽化、先ほども言いましたけれども、用水が行き届かない、そういうところが非常に多く見受けられます。そういったところの管理あるいは整備について、今後どのように対応していくのかお伺いをいたします。

産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

議員ご指摘の用水が不足している地域については、地元の土地改良区としては、少しでも不公平感の解消を図るため、一度排水した水を用水として再利用するために、機場を整備するなどの改善を図っておりますが、用水量の全体が決まっている中で、現状の全てを改善するのは難しいとのことでございました。

また、施設の整備に係る土地改良事業は、地元農家の方の負担が生じることから、事業規模や施設の受益地面積によりまして、国や県の補助を活用した事業を活用することで、耕作者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施しているとのことでございました。

今後は、地元の土地改良区としても、耕作者の負担軽減をしつつ農業水利施設の整備ができるかどうかといった検討や、地域の耕作者と土地改良区との間で営農や施設に関する話合いも必要との認識でございました。市としましても、様々な支援制度の活用によりまして、農業水利施設の管理、整備や現在進めております地域計画作成といった機会などを活用して、地域での話合いなど、地域の課題解消、耕作者の負担軽減が図られますよう、地元の土地改良区へ支援、働きかけをしてまいります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） ただいまの答弁、非常に私は、今後の対応について積極的だろうと。今までは、改良区と地域、いわゆる耕作者との膝を交える機会が全くなかったんです。これは改良区ばかりじゃなくて、担当部署も同じことが言えると思いますよ。そういう地域ごとの改良区あるいは産業部農政課、そういうところがやっぱり三位一体になって、そして話合いができる、こういうことによって、こういう問題が解消できるのかなと、私はそういうことを常に思っているんですが、なかなかそういう場がない。膝を交える場、これ大事だと思いますよ。そして、いろんな問題点を解消していく、こういうことが大事だろうと思います。ぜひこれを進めていただきたいと思います。

それから、加えて申し上げますけれども、排水関係については、土木建設とそれから産業部、それから改良区、この基準というのが一般耕作者には分からないんですよ。ということは、市道がありますね、その脇に側溝があるでしょう、雨水の。そこへ農業排水路がつながっているでしょう。そういうところというのは、どこが担当なんですか。

それからもう一つ、農業排水があって、そこには市道もある。そういうところはどこが管理をするのか、あるいは本当に水田だけの排水路、こういう大きく分けると3つまたがった排水があるんですね。道路の脇の側溝なんていう排水路というのは、これは建設部署だろうと思うんです。そういう複雑なところが数多くあるんです。

でも、それは窓口は1つなんです。我々排水あるいは用水といった場合には、何か問題があればどこへ電話すればいいのか、農政課ですよ、市民の皆さんは。そうでしょう。ああ、こういうふうだからこれは改良区かなと、そこまで考えている人はいないです。ですから、そういうことを一つにして、窓口になって、問題解決に取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。これは別に答弁を求めません。そのための窓口ですよ。今後ともよろしく願いをいたします。

この項については最後になりますけれども、基幹水利施設管理事業の推進について、ただいま申し上げましたようなことについて、最後に、市長にお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 福田議員の質問にお答えをいたします。

ご自分で稲作に携わっておられまして、現場の様々な声を今回の議会に提案いただいたと、そのように考えております。

お話の基幹水利施設管理事業は、国営那珂川沿岸農業水利事業の受益地の中で、施設規模が大きい6か所の農業水利施設について、公共・公益性を鑑み、国、県、市が維持管理費の一部を補助し、維持管理費の軽減を図る事業となっております。現在、国、県、土地改良区及び那珂市を含む関係8市町村などで構成される那珂川沿岸農業水利事業推進協議会において、導入時期などの検討をいたしております。事業全体の維持管理費の軽減を図ることはもちろんのこと、本市においては、那珂台地へ用水を供給する下江戸用水機場の維持管理費の負担軽減は、市内の農家の負担軽減にもつながることから、この基幹水利施設管理事業の早期導入、これを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） お願いをいたします。

まだまだ土水路のところも結構あるんですね。これ産業部長も分かっているでしょう。土水路の整備、こういうことも含めて、さらに検討をしていただくことを切にお願いを申し上げます。

続きまして、よく執行部から言葉にしているもうかる農業、これ皆さん期待しているんですよ。本当にもうかる農業はあるんですか。まずは、もうかる農業というのは何なのか。また、那珂市のもうかる農業の取組とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

もうかる農業とは、一般的な表現では、農業分野で高所得を実現することです。統計からの具体的な金額としましては、主業農家の平均所得は433万5,000円となっておりますが、規模や形態によりまして利益は様々であり、一概にどれだけの収益を上げればもうかる農業と言えるのかは、難しいところであります。

本市の取組といたしましては、令和2年度に策定しました那珂市アグリビジネス戦略において、農業の収益力向上を基本の目標の一つに掲げまして、マッチングフェアの開催、いい那珂マルシェなどの取組を市と農家が一緒に進めているところでございます。

このような取組によりまして、いい那珂マルシェ等のイベント売上げは年度ごとに順調に伸びておりまして、市内外の飲食店からも好評を得ております。販路拡大は一定の成果が上がっております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 今の答弁の中で、なかなか理解をしにくい点があるかなと思います。もうかる農業と言われても、どうもよく分かりません。アグリビジネス戦略の内容とは、具体的にどのような成果があるのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業者の減少によりまして、市内の農業を衰退させないように、担い手を確保するといった課題に対し、農業の収益力や魅力を向上させる取組を開始するため、アグリビジネス戦略を策定いたしました。この戦略では、農業の収益力向上と担い手の育成支援の2つの目標を掲げ、そのうち農業の収益力向上の取組として、6次産業化、1次加工といった付加価値の向上促進や市内外への直売による地産地消、地産外商の推進などに取り組んでいます。

成果については、いい那珂マルシェなどのイベント売上げは、令和4年度は300万円を超え、令和5年度も7月末までで約170万円を売り上げております。また、6月に開催しましたマッチングフェアでは、商談の成立に加え、現在も数件商談中となっております。アグリビジネス戦略の取組を開始してから、市内農家と飲食店などとの間で新たな取引を開始した件数は、18件となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 農業の収益力の向上ということ、これだろうと思うんですけども、やはり収益力の向上というのは、冒頭申し上げました知事が用排水路の整備ということ、そしてそれを整備することによって、いわゆる休耕する間に次の作物ができるような、年間で例えば那珂市の場合は、ソバの場合は年間2回できますよね。ちょうどこれから秋ソバかな。そういった転換をすることによって、収益力向上につながってくる、こういうことなんだろうということも私は理解はするんですが、もっともっとこれを分かりやすい、農家の皆さんに分かりやすい、理解しやすい形で広報すればいいんじゃないですか。どうもこれを見ると、理解するところがなかなか難しいな、農業の収益力向上ということ、これがもうかる農業になっていくんだらうと、どうもちょっとまだまだ、ハードの面でいいですから、こういうことを担当部署として今後さらに進めていただきたいと思います。

今回は、那珂市の農業者を代表して、現在の課題あるいは問題点を取り上げて、今回一般質問をさせていただきました。那珂市が掲げている基幹産業ということですから、さらに農業発展に結びつく、産業の一つである農業を前向きに検討を重ねながら、次の世代にバトンタッチができるような、そういう那珂市を目指して、私も頑張ってまいりたいと思います。

昼にまたがって大変恐縮でしたが、今後とも、農業問題にさらに取り組んで頑張ることを切にお願いをいたします。共に私も頑張ってまいります。

以上で私の質問を終了いたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で通告9番、福田耕四郎議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

午後、原田陽子議員と君嶋寿男議員、2人続けて一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告10番、原田陽子議員。

質問事項 1. 公共施設のトイレ整備について。2. 事務事業評価について。

原田陽子議員、登壇願います。

原田議員。

〔2番 原田陽子君 登壇〕

○2番（原田陽子君） 議席番号2番、市民とつくる未来の会、原田陽子でございます。

通告に従い一般質問を行います。

1つ目の質問事項である公共施設のトイレ整備については、主に女性トイレの観点からの質問になりますが、公共施設トイレの整備の現況と今後について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

トイレなどの住宅設備大手メーカーによりますと、新築住宅の洋風化率は1980年で25%でしたが、2016年には99%と大きく変化し、出荷比率では2015年で洋式が99.3%、和式は0.7%と1%を切っており、今では和式を残すかの議論に変わってきているのが現状でございます。

公共トイレに関しましては、1985年頃から見直されていき、トイレは排せつ機能にとどまらず、女性トイレであれば化粧直しや身だしなみを整えるパウダーコーナーが設置されていたり、おむつ交換などにも利用されるようになった近年では、トイレに心地よさも求められるようになりました。特に安全性、清潔さをより求めるトイレに改善され、今や日本のトイレが一番と言われるほど快適になりました。来日した外国人が一様に感動するのがトイレと言われるほど日本はトイレ先進国です。バリアフリー等に関しましては、国土交通省が法整備を充実させ、障がいを持った方への配慮として、多機能トイレの設置や附属機器の整備が進められてきました。さらに2010年を過ぎた頃から、外国人観光客の増加、東京オリ

ンピックの招致決定、また女性の社会進出が意識されたことも公共トイレの進化や普及を促しつつあるようです。

このように公共トイレの改善が広まり、公共施設においてもトイレの洋式化が進んだようですが、不特定多数の人が利用する公共トイレの場合、誰かが座った便座に座ることへの抵抗感があるという意見もあります。また、費用の面からも一部和式トイレが残されているようです。ただ、和式トイレは、ふだんし慣れていないしゃがむ体勢に抵抗がある、また体に負担がかかる、そして、その構造上、床が汚れやすいイメージもあります。和式トイレに抵抗を感じている女性からは、ロングスカートやロングコートの裾が床についてしまって汚いといった洋式トイレとは違った衛生面を懸念する声が多く挙げられています。特に高齢者や障がいのある方は腰や膝に負担のかからない洋式を選ぶ方が多いようです。このように女性にとってトイレはこだわる対象であり、外出先ではトイレを選んで利用している方も多くいます。

そこで、公共施設のトイレ整備についてですが、多くの市民が利用する市役所本庁舎、瓜連支所、中央公民館、図書館、総合公園、コミュニティセンター、そして総合保健福祉センターひだまりにおけるトイレの洋式化率及び多目的トイレの設置状況と、そのうちオストメイトに対応しているのはどれくらいあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ただいま議員からご質問のあった市役所本庁舎、瓜連支所など10の施設のトイレの状況でございますが、施設全体で大便器は189基あり、このうち洋式は95基で、洋式化率は50.26%となっております。

また、多目的トイレの設置状況ですが、ご質問のあった施設全てに設置しており、その数は27か所になります。そのうちオストメイトに対応しているのは8か所になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 洋式化率は50.26%、多目的トイレに関しては10の公共施設全てに設置しており、そのうちオストメイト対応は8か所ということで承知いたしました。

それでは、それらトイレの清掃はどのように行われているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

トイレの清掃につきましては、施設ごとにシルバー人材センターや民間業者に委託をしております。清掃はほぼ毎日実施しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 清掃はシルバー人材センターや民間業者に委託されているとのことで、

私も市内施設のトイレを使用する際は、きちんと清掃されていると感じております。

先ほど日本のトイレに外国人が感動すると申し上げましたが、それはトイレ自体の進化だけではなく、トイレの清潔さを保つことや、見えないところまできれいに清掃することなど、日本人にとってはごく当たり前の行為が外国人の心を感動させるものではないかと思えます。

それでは、次に、施設のトイレを利用する市民や職員などから、洋式トイレを増やしてほしい、また多目的トイレが不足しているなどの要望やご意見はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

私どもで把握しているのは、本庁舎や各施設に配置している市民ボックスと職員組合のアンケートの結果にはなりますが、大便器の洋式化や多目的トイレの増設の要望、ご意見は今のところございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） トイレに関する要望、ご意見はないとのことですが、私も会社に勤めていた頃は、自分から直接会社に意見を言うことはありませんでした。トイレ設備が古い会社に勤めていた頃は、トイレに行くのを我慢してしまったり、なるべくトイレに行かないようにと水分を控えたこともありました。市内の施設のトイレでそのようなことはないと思っておりますが、トイレを改善する際などには要望や意見を聞く機会を設けて、利用者の意見をその改修などに反映させていただきたいと思っておりますので、そこをよろしく願いいたします。

女性トイレでよく経験することですが、混雑していて順番待ちの列に並んでいるとき、和式が空いても誰も入ろうとはせず、後ろの人でお先にどうぞということで譲り合いが起こります。そのような光景を見ておりますと、各施設も洋式トイレを増やすべきではないかと思えます。

各施設におけるトイレの洋式化や多目的トイレの新設及び増設に関する計画や改修方針等はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

施設の改修につきましては、公共施設マネジメント計画により実施することとしており、トイレなどの設備についてもこの中に含まれております。

トイレを改修する際の洋式化につきましては、便器の数や和式トイレの利用者が一定程度いることを考慮してまいります。また、多目的トイレを今後改修する際には、高齢者や障がい者、子供連れの方にも配慮をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） トイレの洋式化については、和式トイレの利用者が一定程度いることを考慮するとのご答弁ですが、高速道路のサービスエリアトイレでは、和式1に対して洋式は9という割合だという報道を見たことがあります。その和式1に対し洋式9という割合は、利用者のニーズに対応した公共トイレの割合ということですから、ぜひ頭にとどめておかれていただければと思います。

そして、トイレには転倒防止のための手すりや便座のシートクリーナー、流水音などが流れる擬音装置は設置していただきたいところです。今後整備、改修する際にはぜひ誰もが利用しやすいトイレとなりますように、手すり、便座のシートクリーナー、擬音装置の設置をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市民の方に快適に施設を利用していただくためにも、誰もが利用しやすいトイレにしていきたいと考えております。

今後トイレを整備改修する際には、議員がおっしゃる手すり、便座クリーナー、擬音装置の設置も考えてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 改修する際には、手すり、便座クリーナー、擬音装置の設置も考えていただけるということですが、各施設の老朽化による補修も優先される中、大がかりなトイレの改修はなかなか進まないことだろうと考えております。

そこで、利用者の多い施設のトイレには、それらの設置だけでも先に進めていただきたいをお願いいたします。和式トイレに手すりがあれば、転倒防止はもとより、体への負担軽減にもなります。便座クリーナーはコロナ禍よりさらに必要とされていますし、擬音装置につきましては、トイレの使用実態を調査する研究での、これは2010年の調査になりますが、自宅外においてトイレ使用時の音を気にする女性は80.9%、音を消すために擬音装置を使用する女性は85.6%、擬音装置がない場合は、トイレの水を流す人の割合が多いそうです。私の周りの女性も擬音装置がないトイレは利用したくないと皆が声をそろえて言っておりますし、私個人といたしましても、擬音装置は全トイレに設置していただきたいと思っています。トイレでの音を他人に聞かれたくないという恥じらう女性の気持ちをよくご理解いただきたいと思っています。ここはよろしく願いいたします。

また、トイレに関わることなので、この機会に少し触れさせていただきたい点といたしまして、トランスジェンダーなどの性的少数者に配慮して、公衆トイレなどで設置が進むジェンダーレストイレが物議を醸しています。性別にかかわらず使えるトイレをジェンダーレストイレと言いますが、女性専用をなくしてジェンダーレストイレを導入したトイレでは、性

犯罪が怖くて利用できないなどの防犯面で不安だという女性からの声が相次いでいるという新聞記事を目にいたしました。より無防備となるトイレに男性が自由に入れることに不安と恐怖を女性は感じます。今後それらのことも踏まえた上で、トイレ整備の取組において、女性でも障がい者でも利用者の気持ち置き去りにされることなく、よりよい改善が図られることをお願いいたしまして、この項の質問を終わりとさせていただきます。

それでは、次に、事務事業評価についての質問になります。

日本における行政評価のスタートは1996年、平成8年になりますが、三重県で事務事業評価が導入されたことを皮切りに、その後様々に形を変えて全国の自治体に広がりました。総務省の調査では、令和5年4月の時点で事務事業評価は1,064団体で導入されるに至っているそうです。本市でも導入されている事務事業評価についてですが、まずどのような内容かにつきましては、事務事業評価シートの見方の資料を議長の許可をいただき、サイドブックの本日の資料のフォルダーに掲載しておりますので、ご参考にしてください。

それでは、質問ですが、まず事務事業評価とはどういうものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価でございますが、実施した事業の内容を毎年度振り返って評価し、その結果を踏まえて、今後の事業の改善などを図るための仕組みになります。

本市におきましては、行政評価の一つとして、平成17年度より導入をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 事務事業評価は、事業の評価を行って、今後の事業の改善を図るための仕組み、つまり事業を見直すシステムだということで、本市では平成17年度より導入されたわけですが、それでは、事務事業評価を導入した目的についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価を導入した目的については主に2つございます。

1つ目は、行政サービスの質の向上を図ることです。限られた財源の中で実施した事務事業が事業の目的に対してどれだけ効果的、効率的な成果を得ることができたかを評価することで、その事業の質を高める目的がございます。

2つ目は、行政運営の透明化を高めることです。評価結果を公表することで、市民に対して説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を進める目的がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 行政サービスの質の向上を図ること、そして、行政運営の透明性を高

めることを目的に導入されたということで承知いたしました。

では、事務事業評価の方法について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価の評価方法になりますが、まず初めに、業務の目的を明確にし、その目的の達成度を測る指標を設定いたします。評価は、目的の妥当性、事業の有効性、効率性、公平性の4つの項目を市民の視点で行います。評価者は、1次評価が担当課長、2次評価が担当部長になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 行政評価を一度導入したが、廃止した自治体も多々あったわけですが、行政評価廃止の理由として、評価制度の充実に向けた見直しという前向きなものがある一方、事務量に対して効果が少ない、職員の事務負担が大きい、評価の有効性、妥当性に疑問という行政評価そのものへの有効性や費用対効果に疑いを抱いて廃止されたこともあると言っています。その中で行政サービスの質の向上を図ること、そして行政運営の透明性を高めることを目的にと導入された事務事業評価ということで、本市においても事務の負担は大きいとは思いますが、市の業務の目的を明確にした上で、達成を測る指標を設定、4つの視点から評価する方法で効果的に取り組まれていることが分かりました。

本市の事務事業評価につきましては、昨年令和4年に国会の参議院予算委員会等で事務事業評価に優れた自治体として那珂市が取り上げられており、那珂市の事務事業評価シートがその予算委員会等の配付資料として配付されておりました。そこでは各指標がきちんと示されていることや、事業と人件費がひもづけられていることなどが優れている点として紹介されておりました。

それでは、その事務事業評価の成果についてはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価の成果として、主に3つ考えております。

1つ目は、実施してきた事務事業を振り返り、評価することにより、あれもこれもから、あれかこれかへ転換し、社会経済情勢に対応した事業に重点化するなど、住民サービスの向上につなげております。

2つ目は、評価シートを使用して、市民の視点に立った評価を実施することで、職員の意識改革と資質向上につなげております。

3つ目は、評価結果を公表することにより、市民に対し一定の説明責任を果たしているものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 成果としては、住民サービス向上と職員の意識改革、質の向上につながっているとのこと。また、本市では導入した翌年より評価結果を公表すること、とてもよい取組だと思っております。

各自治体は様々で、平成7年度に三重県が事務事業評価を導入して以来、全国に広まったわけですが、残念ながら行政評価の取組をやめてしまったり、公開情報の質が落ちたりした自治体も多く、そもそも事務事業評価が公開されていない自治体もあれば、公表しているとはいえ、事務事業評価の部分公開、事業費のみ公開など、ごく一部の事業しか公表しない自治体が多いと聞いております。

本市では全事務事業のうち、評価対象事業を絞り込んで公表を実施しているとのことで、評価結果を公表することで市民に対し説明責任を果たすという事務事業評価を導入した目的に沿っていると思っております。今後も公表する範囲を狭めることがないようにお願いいたします。

その評価についてですけれども、ホームページ等で評価の公表をしていると思えますけれども、事務事業評価の公表の範囲や方法についてどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価の公表範囲につきましては、評価した全ての事業を対象としております。なお、予算額が少額の事業や、法律で定められている事業については評価の対象としてはおりません。

また、公表方法になりますが、評価結果は、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、市ホームページに掲載し、図書館の行政資料コーナーにも配置をしております。概要版につきましては「広報なか」にも掲載をしているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 事務事業評価、このような公表がなければ、納税者は地方自治体が何をしているか住民が知る方法がほとんどない状況なので、しっかり住民が納税していることに対して、事務事業評価の公開により、その自治体の行政を確認できるというよい方法であり、納税者である住民に報告されることは極めて重要なことだと思います。

それでは、次に、課題と今後の展望についての質問になりますが、まず認識している課題についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業評価を行う上での課題はいくつかございます。

1つ目として、事業目的に合った評価指標の設定になります。事務事業の成果を図る指標が適切でなければ、その評価も妥当でなくなる可能性がございます。そのため、よりの確な指標があった場合には、適宜見直しをしております。

2つ目として、事務事業の評価は担当課長と担当部長が行っていることから、主観性や偏りが生じる可能性があることです。このため、今後は部署を超えた横断的な評価を行うなど、評価方法の見直しも必要であると考えております。

さらに限られた財源を有効に使うためには、事業の優先順位を明確にし、社会経済情勢に応じた柔軟な対応が必要になります。評価結果を次年度以降の事業にどう反映させていくかという点も課題の一つと認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） いくつか課題が認識されているようですが、評価指標の設定について、また2次評価まで設けて、所管内で評価を行っていることから、主観性や偏りが生じる可能性、評価結果を次年度以降の事業にどう反映させるかは重要な課題であると思われまます。それらを踏まえて、今後よりよい制度にするためにどのように取り組むのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

事務事業を行う上での課題の一つである評価方法につきましては、さらなる制度の向上を図るため、今年度から3次評価を導入いたします。この3次評価では、市長、副市長、教育長及び部長級職員で構成をいたします行政評価推進本部委員が評価者となります。評価項目には貢献度、優先度などの要素を取り入れ、部署を超えた全庁的な評価を行い、事業の廃止、見直し、または継続など、市としての方向性を決定していきたいと考えております。この取組により、これまで以上に限られた財源や資源を効果的、効率的に配分できるよう業務の適正化を図ってまいります。

今後さらなる改善を図り、経費の削減だけではなく、時代に即した事業の展開を図ることができるよう、行財政改革に継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 今年度から3次評価を導入するということですので、これまで所管内で行っていた評価結果よりも事業の廃止や見直し、また継続が適切に今後行われることを望みます。

先ほど昨年の国会で那珂市が取り上げられたと申し上げましたが、その際、事務事業評価、那珂市のシートになりますけれども、1枚目の(3)の①にある事業を始めたきっかけとして、事業を始めた経緯を記入する項目があるところも優れた点として紹介されておりました。評

備する職員が事業を始めたきっかけを知るといことは、事業がなぜ継続されているのか、また、なぜ見直されたのかが分からないままになり、惰性で翌年度も事業を継続してしまうなどのことになってしまいます。その結果、税金の無駄遣いにつながるとも考えられます。このように事務事業評価と職員の意識向上にもつながるこのきっかけというところも評価されている点であります。

また、事務事業評価を行っている中であって、やはり行政としては今まで行っていた事業を廃止するというには大きなハードルがあると私も存じております。那珂市とともに国会で紹介、挙げられた兵庫県西宮市では、事業の必要性が薄れているとの評価で事業の廃止に至っているそうです。

このように適正な評価が行われている事業に対してはきちんと見直しをされ、または必要であれば廃止、また継続という方法をしっかり取っていただき、住民のニーズ、市民サービス、何を優先したらいいか分からない行政サービスの中にあって、この評価が指針を決めることになっていると思います。そして、このように住民にとっても公表されている事務事業評価を見て、きちんと納税者として税金を使われていることを確認するのも大切なことと思いますし、それに対して行政として、しっかりと効率化を持って行っていくことが最も重要な住民サービスになると思っております。

ご答弁にありましてとおり、さらなる改善を図っていただき、経費の削減だけではなく、時代に即した事業の展開ができるよう、行政改革に今後も引き続き取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告10番、原田陽子議員の質問を終わります。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（萩谷俊行君） 通告11番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 子ども達の支援について。 2. 市内の小中学校施設の現状について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

[16番 君嶋寿男君 登壇]

○16番（君嶋寿男君） 16番、市民とつくる未来の会の君嶋寿男でございます。

8月に行われました夏の甲子園、第105回全国高等学校野球選手権記念大会に出場した茨城県代表、土浦日本大学高等学校の皆さんの最後まで諦めない一生懸命なプレーで、20年ぶりにベスト4まで勝ち進んだ姿に元氣と勇氣をもらいました。また、BMX競技で日本代表として世界大会に出場した那珂市の堀江 樹君は、無事にイギリス、グラスゴーから帰国しました。全過程で予選を通過し、24インチクラスではベスト16位、20インチクラスでは

準々決勝5位敗退という結果でしたが、将来のオリンピック選手として活躍することを願いながら、今回の一般質問をしていきたいと思ひます。

まず初めに、市内のスポーツ少年団の活動状況についてお伺いをいたします。

現在、茨城県内のスポーツ少年団数は約1,128団と言われておりますが、本市の少年団数と種目について教えていただきたいと思ひます。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

8月1日時点で申し上げます。那珂市スポーツ少年団本部には17団体が登録されております。種目は、野球、ソフトボール、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、水泳、バドミントンの9種目になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 県内の少年団数は昨年まで約1,178団あった少年団数が、今年は1,128団と、この1年間で50団が減少しておりますが、那珂市の団数は増加しているのか、減少しているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） スポーツ少年団に登録している団員数は減少傾向にございます。推移を申し上げますと、令和元年度が521人、令和2年度が477人、令和3年度が451人、令和4年度が311人、令和5年度が333人となっております、この5年間で188人減少しております。

団員数が減少した要因としましては、少子化の影響もございますが、特に大きいのは少年団からスポーツクラブに移行した団体があったこと、新規の加入がなく、解散した団体があったこととなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市内の少年団も減少傾向が見られるとなると、今後那珂市の子供たちだけの運営は可能なのでしょうか。また、人数が少ない場合には、市外からの入団に頼るほかないのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

市内の子供たちだけの運営とのことですが、スポーツ少年団は基本的には市内に限らず、市外からも加入することができます。ただ、団員を市内に限っている団体も依然としてございますので、そういった団体は傾向として運営が厳しくなることもあるかと思ひます。

団員の減少を市外からの加入で補充するののかというご質問ですが、申し上げたとおり、加入は市内に限ったことではありませんので、団体ごとにご判断いただくことになるかと思ひます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市外から入団して活動している団員もいるとのこと。逆にそれならば、那珂市から市外の団に入団して活動している子供さんはいるのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

市内のスポーツ少年団は、先ほどお答えした9種目です。そのため、例えば陸上競技といった本市にはない種目を希望する場合は、市外の団体に加入しているものと思われます。人数や種目、どこの自治体の団体かといった詳細につきましては把握はしてございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、市外で活動をしている子供たちの場合、どのような競技、スポーツがあるかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

種目について直接的には把握はしてございませんが、市教育委員会では、全国大会や国際大会に出場した選手に対して報奨金を交付しております。その交付実績から把握しているものを申し上げますと、令和4年度は小学生や中学生がスピードスケートショートトラック、バレーボール、野球、バスケットボールの4種目で全国大会に出場をしております。令和5年度につきましては、小学生がバレーボールで全国大会に、中学生が、先ほどご紹介いただいたような自転車競技の一種であるBMXで国際大会に出場をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ただいま報奨金の説明がありましたが、報奨金の金額は一律でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

個人で出場する場合は全国大会で1万円、国際大会で5万円です。団体の場合は、全国大会で上限5万円、国際大会で上限25万円となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 先ほど小中学生が4種目で全国大会に出場しているということですが、部活として出場したのか、それともスポーツクラブとして出場したのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

スポーツ少年団やスポーツクラブとして活動している選手です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 次に、生徒の減少に伴い、部活の数も減少していると思いますが、市内の中学校部活の数、種類はどのような状況なのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和5年度は中学校5校で、運動部41、文化部8の合計49の部活動がございます。種目は、運動部はバレーボール、バスケットボール、サッカー、野球、柔道、剣道、ソフトテニス、卓球の8種目、文化部は吹奏楽、美術の2種目です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、大会に単独で出場できる学校と合同チームでなければ大会に出場できない学校の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年6月に行われた那珂・太子地区中学校総合体育大会に合同チームで参加したのは野球で2チームでした。1つは第四中学校と瓜連中学校で、もう一つは第三中学校と東海村立東海中学校でそれぞれ編成したチームです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 生徒たちの中には部活ができないことにより、市外のチームに加入している生徒はどれぐらいいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在希望の部活動がないことにより、市外のスポーツクラブに所属している生徒について把握している範囲でお答えいたします。

中学校5校で合計15人、種目は、陸上、水泳、バスケットボール、野球となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、部活動として関東大会、全国大会に出場している子供たちへの市の対応はどのようにされているかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

市教育委員会では、関東大会や全国大会に出場する部活動に対して、関東大会等出場派遣費補助事業要綱に基づき、補助金を交付しております。選手や引率する教職員の交通費及び宿泊費のほか、選手登録料が基本的な対象経費となっておりますが、種目によってはユニフォーム代も対象として支援をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 市内の部活動以外のほかのスポーツ競技で活躍し、関東大会、全国大会、世界大会に出場した場合の市としての対応はどのようにされておりますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

関東大会は対象にはございませんが、部活動以外で全国大会や国際大会に出場する選手には、先ほど申し上げた報奨金の制度がございます。那珂市スポーツ大会出場報奨金交付要項に基づきまして、市教育委員会から報奨金を交付しているところです。

また、毎年2月に教育委員会主催の教育表彰式典を開催しており、部活動はもとより、スポーツ少年団やスポーツクラブ、あるいは個人で大会に出場し、優秀な成績を収めた児童生徒に対し、表彰を行っております。

表彰につきましては、市のほうでもスポーツや文化等の分野で優れた成績を収めた方をたたえ、さらなる活躍を期待して、今年度特別奨励表彰の制度が新設されたところです。11月の市の表彰式典において表彰を行う予定となっております。

そのほか市の広報紙やSNSで紹介したり、市長や教育長への表敬訪問の機会を設けたり、また、最近では中学生がBMXで国際大会に出場した際に、応援している方からお寄せいただいた応援の横断幕を掲示させていただいたり、市全体で活躍をたたえる機運づくりを行っているところです。

今後も子供たちの活躍を応援するため関わっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ただいま特別奨励表彰という話がありましたが、今までの報奨制度をいろいろ調べている中では、その事業等は見当たらなかったなと思うんですが、11月の市の特別奨励表彰は今までなかったのが、いつ新設されたのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

特別奨励表彰は全ての年代、先ほどの教育委員会の場合は、小中学校対象なんですけれども、それも含めまして、若い方から高齢の方まで全ての年代につきまして、文化、芸術、スポーツ、技能の分野で優れた成績を残した方を表彰することによりまして、本人のさらなる

活躍を期待することを伝えるとともに、市民に広く周知することで、シビックプライドの醸成をすることを目的に新設いたしました。今年度の市の表彰式典の対象とするべく、8月25日に那珂市表彰規則を改正して制定したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 大分急な表彰規則を改正したというような感じですが、それによって多くの活躍した方が表彰されるということは、これはよいことだと思いますが、ちょっと参考に、千葉県市原市のトップアスリートの支援事業について、ちょっと説明させていただきます。奨励金、那珂市で言えば報奨金、これは個人として5万円、これは同じだなと思いますね。団体が出場した場合には7万円。ただ、そこから違うのは、個人が大会で優勝した場合、世界大会、国内の大会で優勝した場合の報奨金として20万円をあげると。団体は30万円、準優勝は個人で15万円、団体が20万円、3位が個人で10万円、団体が15万円あげるといふ、そういう報奨制度を入れているということなので、今後、那珂市もこれからアスリートとして活躍する、またいろんな場で活躍する方が賞を取る。優勝とかの場合にはそういう制度を考えてみてはよろしいかと思いますが、これはぜひ検討の中に入れていただければと思います。

では、次に、今回BMX競技で世界大会に出場した堀江選手を応援する有志の会が、応援の一つとして横断幕を作成し、市内数か所に掲示しました。市としても応援する一つとして横断幕を作成し、市役所に掲示してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回ご提案をいただいたところですので、子供たちの活躍に対して市としてどこまで支援をすべきか考え方を整理しておりません。恐縮ですが、現時点では作成につきましては考えてはございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、先ほども全国大会、国際大会に出場する選手には報奨金制度、交付している制度があるということを市民はほとんど知らないと思います。これから市民に対して周知をしっかりといただき、その大会に出場する場合にはこういう制度がありますよと、そういう話を選手たちにも声をかけていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

報奨金の交付について制度があっても市民に知られていないというご指摘、重く受け止めたところです。広報やホームページ、SNSで発信するほか、市のスポーツ協会やスポーツ少年団に対しても機会を捉えて周知をまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） スポーツ競技だけではなく、そのほかの面でも市内の子供たちが活躍している場合の市としての応援、支援はどのようにされますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

子供たちの活躍の場はスポーツに限ったことではございません。先ほど申し上げた報奨金は残念ながらスポーツ大会が対象ですが、関東大会等出場派遣費補助金のほうは文化部も対象です。

また、教育表彰式典では絵画や創作といった芸術のほか、作文や発明工夫、理科や科学といった学習の成果といった様々な分野も対象としております。

今回議員のご紹介で横断幕の設置に協力させていただきましたが、同様にポスターの掲示のご要望があれば応援したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 掲示だけではなく、横断幕などの作成をするための支援は考えているか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） 先ほどご答弁申し上げた繰り返しになって申し訳ないんですが、作成費の支援につきましては現在のところは考えてはございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 県内の状況を見ても、ほかの市役所などでもいろんな活躍しているアスリートたちへの横断幕が下がっていたり、この近隣では水戸市の笠原中、赤塚中などでは校門の前に横断幕が大分掲示されていますけれども、そういうものをちょっと調べていただいて、いくらぐらいの経費がかかるかなどもちょっと調査をしていただければ幸いですので、よろしくお伺いをいたします。

では、次に、市内の小中学校の施設の状況についてお伺いをいたします。

近年は大型台風や線状降水帯など一時的な強風、突風や豪雨などが起きることが多く見られます。今日みたいな台風でも雨が強くなっている場合があるかと思いますが、その中で校舎や屋内運動場の雨漏りや水はけの悪いグラウンドの状況についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

校舎や屋内運動場につきましては、台風ほどの規模でなくても、雨風の強さや向きによって雨漏りが発生することがあります。令和元年度から3年度までは毎年小学校、中学校の半数で修繕が必要な雨漏りが発生しておりましたが、昨年度は小学校3校で6件の修繕にとど

まりました。

今年度の雨漏りの状況について、校舎と体育館ごとに小学校、中学校の合計で申し上げてみます。8月末日現在で校舎は7校で11件、屋内運動場は3校で3件、合計14件の報告がございました。そのうち2件は既に修繕工事が完了、3件は修繕に向けて業者と協議中、残り9件は学校教育課の職員による補修や経過観察という対応になっております。

グラウンドの水はけについてですが、本年7月に第二中学校からグラウンドの一部に水たまりができるとの報告がございました。排水溝の清掃や芝刈り等、水はけをよくする対応を行い、現在経過を観察しているところです。

今回、議員からのご指摘を受けた瓜連小学校の第二グラウンドにつきましては、雨水が浸透しにくく、降雨量によっては使用を中止する可能性があるとのことなので、現在、排水溝を確認するなどの対応をしております。その他対応が必要な学校はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 私の地元、瓜連小学校第二グラウンドの排水溝を今確認しているということですが、できればその後、何らかの対応、整備などをぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、瓜連小学校の体育館の雨漏りはどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

こちら議員のほうにご心配をかけているところですが、先ほど8月時点で校舎と屋内運動場の雨漏り14件のうち、2件は修繕工事が完了と答弁申し上げました。そのうちの1件が瓜連小学校の修繕です。既に完了をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 修繕してあるということですので、今後はバケツを置くこともなく安心して使用できると思います。ありがとうございました。

次に、体育館周辺の防犯灯について、市内の小中学校体育館の入り口は防犯灯の設置はあるかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校の体育館は休日や夜間に市民にも利用を開放しております。利用者の利便性のため、また事故やけがの防止のため、体育館の入り口周辺や駐車場といったところに外灯を設置しているところです。設置箇所や設置数は学校によって異なりますが、利用者や学校から外灯の増設といった要望は現在のところは出ておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 利用者や学校から外灯の増設といった要望は現在のところは出ていないということですが、外灯の球切れなどについて確認はしておりますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校が管理している外灯につきましては、日常的に確認をしております。また、敷地に隣接にして設置されている防犯灯や街路灯、こちらが切れているといった連絡が学校に入ることがございます。そのようなときには学校教育課で担当部署に連絡して対応しているところ です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今回、瓜連小学校の体育館前にも防犯灯と外灯があるんですが、そこが切れているということで調べていただいて、これは地区の管理ということで、先日、自治会長のほうから、市役所からの連絡があり、今、球の交換をお願いしているということですが、よく私、孫をミニバスケットの練習のたびに小学校の体育館へ送っていきませんが、その体育館周辺が真っ暗で、どうしても危険という感じがします。体育館の入り口には外灯がないような気がします、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘の瓜連小学校ですが、小学校の体育館につきましては玄関に照明があるだけで、外灯がない状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、同じく那珂第三中学校の体育館周辺はやはり外灯はありますか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

第三中学校の体育館周辺の照明として、玄関のほか体育館の建屋周りに3か所外灯があります。ただ、照明の光が届かない場所は暗い状態にはなっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 私もちよっと三中の体育館の周りを見てきましたが、やはりどうしても体育館は奥にあるため、周辺が暗いことによって事故やけがが起きやすくなる場合があります。ぜひその場合に、それを防ぐとか、危険防止のために外灯の設置はぜひお願

いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

夜間開放で利用する上で不便や心配がある場合には、申請窓口であるスポーツ推進室あるいは学校教育課にその旨をお伝えいただければと思います。学校教育課の職員がまずは現場を確認させていただきます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ぜひ現場を確認していただいて、また、使用する方々からの要望があった場合には、ぜひ外灯等も検討していただきたいと思います。

体育館ってどうしても避難所にも使用する場合がありますし、やはりまず使用する方の安全、ちょっと例を言うと、子供たちはもう暗いと懐中電灯を持って車のところまで歩くような状態のところもありますので、やはり使用する方からの要望があれば、その辺を検討して、今後明るい、防犯を含めた安全な対応をしていただければと思います。

以上で、私のほうは質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告11番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時11分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（萩谷俊行君） 通告12番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 買い物弱者支援について。2. 少子化対策のさらなる充実について。3. 行政評価制度について。4. 道の駅について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 議席番号17番の遠藤 実でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、その前に、今、この開会前に市か

らもご案内がございました。今回、台風が接近しておりますが、自主避難所はらぼーるとふれセンよこぼりに開設していただいているということでございます。ぜひ昨今の台風、またいろんな異常気象に関しては、早めの避難ということが本当に大切でございますので、市におきまして早急に開設していただいたこと、改めて心より感謝申し上げたいというふうに思います。ぜひ今回の台風も何とか大きな被害がないようにご祈念したいというふうに思っております。

そういった中での今回、一般質問ということになるわけですが、こういった情勢も兼ね備えて、ネットで見ているよというふうに言っていただく方も多うございますので、ネットで見えていただいている方も多分いらっしゃると、そういう中も踏まえて一生懸命に市民の声を今回もお伝えをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、買物弱者支援についてお伺いをいたします。

今、地域を歩きますと、高齢化による免許返納などによって移動の足がなくなっているという話をよく聞きます。そして、それは当然、どうやって病院に行くのか、集まりにどう参加しようという問題に突き当たります。その中で最も切実なのは、どう買物に行こうかという、日常生活を送る上で必要不可欠な課題であります。最近では、買物難民というよりは買物弱者という言い方もされるようでございますので、この買物弱者、どう支援するか、行政として非常に重要な課題になってきておりますので、ぜひ真剣に考えていただきたい。

そこでまず、那珂市は現在、買物弱者に対してどのようなことを行っているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市では、日常生活の移動手段に不便を来している方に対しては、病院や商業施設、公共施設などへ送迎を行うひまわりタクシーを運行しており、買物支援の一助となっております。また、要介護、要支援の認定を受けている方には、介護保険のサービスとして、買物支援を受けられる生活援助などのサービスがございます。

ただいま申し上げた取組以外につきましては、各地区まちづくり委員会や民生委員・児童委員、介護事業所などの代表で構成される那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会において、市民の移動販売のニーズが高まっているとのことから、現在、買物支援の取組について情報収集や意見収集を行っているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ただいまの答弁によりますと、ひまわりタクシーは全般的な交通弱者支援という側面が多いと思えますし、また、介護保険においては、これまた国の制度ということもありますので、いわゆる買物弱者に特化した取組というものは、今のところ那珂市

ではないのかなというふうにも感じるところでございます。昨今では非常に多くの自治体が買物弱者に特化した取組を行っておりますので、ぜひ取組を考えていただきたいというふうに思っているところであります。

最近では、那珂市内のスーパーでも移動販売を始めていただいております、おおむね好評のようであります。やはり以前のように自分の車ですぐいつでも買物に出かけられるという状態ではなくなった方にとっては、自宅の近くに歩いてでも行ける距離に来てくれるということは、大変にありがたい環境なんだろうというふうに思います。そして、そういう環境をこれから市内各地でつくる必要があるというふうに考えております。

このスーパーの本部の方にお話を伺いました。この移動販売、本店のあるエリア、またこの那珂市においても進めているということでありまして、この移動販売以外にも宅配事業も進めているということでありまして。これは電話で注文を受けて翌日お届けするというやり方と、お客様が店舗で買った品物を届けるというやり方があるそうでありまして。これは、高齢により店舗に買物には行ったんだけど、それを自分で重くてなかなか持ち帰れないと、そういう方のためというサービスだそうございまして、非常にいいサービスなんだろうというふうに考えます。

また別途、県内外において複数の店舗で事業を展開している大手スーパーの本部の方にもお話を伺いました。こちらは、買物弱者支援として、県内44市町村あるうち22市町村において、30台の車両で移動スーパー事業を行っているということでありまして、多くの地元市町村と包括連携協定を締結しているということでありまして。連携内容は、官民一体となった買物支援と見守り活動であります。

買物支援としては、行政は支援の必要な場所を選定し、その場所が公共施設であれば、そこを販売場所として使用する許可を出しているということです。また、事前に販売する日時、場所などを記載したリーフレットを作成して、地元地域の区長さん方の協力もいただいて、回覧板で回すなどして周知にも手を貸しているということでありまして。

また、販売したものをお家まで運んであげたりということもあるそうでありまして、高齢者宅の見守りの役割も果たしている、そういうふうな話をお伺いしました。

また、この大手スーパーでは、移動販売に回る車両も運転手も、会社で自前で用意をして収益を上げていかなければならないということでありまして、14の地元の市町村が人件費、車両費などを委託料として補助しているということでありまして。地域で増えていく移動販売へのニーズに応えるため、既に多くの行政が動きを進めております。

那珂市も交通弱者が増えておりまして、当然、買物弱者も増えております。この住みやすい那珂市にずっと住み続けられる仕組みをつくっていただき、さらに住みやすい那珂市にしていくために買物弱者の支援をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市といたしましても、買物に支援を必要とする方がいることは把握してございますが、具体的にどの地区に何人ぐらいの方が必要としているのか把握できてございません。このため本年度、地域包括支援センターの協力を得ながら、移動手段がない方、地域参加が少ない方などを対象に移動販売に関するニーズ調査を行っております。

この調査結果を基に、どこの地区に何人ぐらいの方が必要としているのかなど、状況を把握した上で、取組の必要性や実施方法などについて判断していきたいと考えてございます。

なお、移動販売の支援が必要であると判断した際には、支援が必要な方へより適切に実施できるよう前向きに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今、移動販売に関するニーズ調査をしているということは、大いに結構なことだと思います。始めるに当たりまして、どの地域にどういうニーズがあるかということ把握しておくということは、やっぱり重要なことだろうと思いますし、その調査結果次第で、どういうふうに効果的に事業を始めるか、そういったことにもつながってまいりますので、その調査結果をもって、前向きにということでございますので、ぜひ来年度から実施していただきたいというふうに期待をいたしまして、この項は終了をいたします。

続きまして、少子化対策のさらなる充実についてお伺いいたします。

前回の6月定例会において、少子化対策のさらなる充実、そして子育て世代に対してもっと率直に経済的支援ができないか、そしてそのために那珂市における公教育の完全無償化をぜひ実現していただきたいとお訴えをいたしました。教育長からは、まちづくりの観点から議論したいという答弁も頂戴しましたので、ぜひ全庁を挙げて議論をしていただきたい。

そして、前回の中でも、少子化対策は教育と福祉の両輪で考えなければならないとお話ししたとおりでありますので、前回に引き続きまして、今回は那珂市における福祉分野での無償化を訴えたいと思います。

そこで、この対象となる事業は、子育て世代に対して福祉分野で多額の費用がかかっていると思われる就学前の保育料と小学生の学童保育料と想定をし、これを各世帯が負担している費用をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

各世帯が負担する費用は、民間を含む市内の保育施設を利用する場合、ゼロ歳から2歳児は給食を含む保育料を負担していただいております、3歳児から5歳児は保育料無償化の対象となりますが、無償化の対象外となっている給食費のおかず代、副食費を負担していただいております。

保育料につきましては、児童の年代や世帯の課税状況により料金が異なりますが、平均して算出しますと、入園から卒園までの6年間で、ご家庭に負担していただく経費は概算で

103万円となります。

次に、公立の学童保育所を利用した場合、保育料と、年1回、スポーツ保険の掛金を負担していただいております。1年生から6年生まで6年利用した場合、ご家庭に負担していただく経費は概算で44万円となります。

今年度の本市の保育所入所児童数及び公立学童保育所の利用児童数を基に、無償化に必要な予算額を算出しますと、1年度当たり約2億3,100万円となります。内訳としましては、保育料が約1億8,970万円、学童保育料が約4,130万円となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、ただいまの答弁によりますと、各家庭において入園から卒園までの6年間の保育料は約103万円、小学校1年から6年までの学童保育料は約44万円ですから、言ってみれば、生まれてから小学校卒業までの12年間で約150万円ということです。それと、それを現在利用している子供の数を掛け合わせると、保育料は約1億9,000万円、学童保育が約4,000万円で、トータルで約2億3,000万円ですということです。

確かに多額の予算であるということ間違いありませんが、やはり前回は申し上げたとおり、このインパクトが大きいのではないかなというふうに思います。那珂市では、保育料も学童保育料も全てただですよというようなことでありまして、子育て世帯を応援しますよということにしていくわけですから、とにかく福祉分野、もっともっと細かいことを言えばいろいろとあるとは思いますが、とにかくそういう、まず大きなところに目を向けていただいて、若い世帯を支援するという行政の思いを発信していただきたい。

今後、那珂市における少子化対策として、福祉分野の保育料と学童保育料を無償化してはと提案をいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

今回、議員から市における少子化施策として、保育所保育料及び学童保育料の無償化の実現という大きな政策提言をいただきました。保育料の無償化が実現されれば、保護者の負担軽減もさることながら、本市で産み育てたいと移住する若い世代も増え、市全体の活性化につながる可能性を秘めております。

今回いただきましたご提案は、少子化施策として、少子化・人口減少を反転させる可能性を秘めた非常にインパクトの強い提言と捉えておりますので、少子化施策としてだけでなく、総合的なまちづくりとして考えるべきものと捉えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 非常にインパクトあると思います。やっぱりこれが大事なんだろうというふうに思います。総合的なまちづくりの施策として、ぜひ検討していただきたい。

那珂市は、この水戸、ひたちなか、日立といった商業、工業都市に隣接して、土地も平たんであり、大きな災害も少ない、非常に住みやすい土地であります。ですから、住みやすさランキングにおいても過去上位に位置づけられていたこともありました。そこにこういう住みやすい政策というものを打ち出して、大いに売り出していきたいわけであります。

そこで、前回と今回合わせて6億円で、生まれてから義務教育が終わるまで教育、福祉を完全無償化すると。これは、6億円は今年度の一般会計226億円の僅か2.6%であります。それでこれが実現をいたします。ぜひ那珂市の今後の大きな方向性を示す政策として十分に考えていただくことを訴えまして、この項を終了いたします。

続きまして、行政評価制度についてお伺いをいたします。

これは、行政の前例踏襲を見直し、予算を本当に市民の生活向上、市民の福祉充実のために使うように、そして行政がさらに効率的で効果の高い運営をできるようにするため、何としても導入していただきたいと、過去何回も一般質問で訴えて、実施していただいたものであります。

その後、この制度が目的どおりにしっかりと機能しているのか確認したいと思います。

行政評価とは、市の事業を体系化して、どのくらいの効果を上げたかを評価し、その結果を市民に公表することで、透明性の高い行政運営を進めていく取組であります。評価自体は、計画、実施、検証、評価、見直しといういわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、この事業が適切に実施され、どう市民の生活に効果があったかを見ていくこととなります。

行政評価制度は、必ずしも予算削減のために実施されるものではありませんが、正当な評価を繰り返すことによって、その事業の効率性や必要性そのものを見直すこととなります。場合によっては、この事業はもうやらないということも当然出てくるわけであります。行政にかかわらず、事業を行う組織にとって重要なのは、有限な人、物、金を状況に応じて適切に運用していくことと考えますので、いかにスクラップ・アンド・ビルドが機能しているかが大切だと感じております。

那珂市の行政評価の結果は、先ほど原田議員からも質問がありましたが、今日、皆さんにお配りいただいている資料を見ていただきますとお分かりですが、行政評価の結果は、現状維持、見直し、統廃合、休止、廃止、終了、この6項目があるわけでありますけれども、評価した結果、スクラップしたとみなされるのは統廃合、休止、廃止なのではないかなというふうに考えますので、この数年の傾向を見るため、この5年間において統廃合、休止、廃止になった事業の割合とその予算額はどの程度なのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

行政評価制度におきましては、先ほど議員のほうからもご説明いただいたように、予算を削減することが必ずしも目的ではございませんが、過去5年間で休止、統廃合、廃止とした事務事業は、休止が6事業、統廃合が40事業、廃止が3事業で、合計49事業になります。

また、割合は評価対象事業全体の4.4%で、予算額といたしましては1億7,929万6,000円になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） この5年間でこれらの事業は合計49事業、割合は全体の予算の4%、約1億8,000万円がスクラップされているということでもあります。

当然、見直しの項目に上がった事業においては、より市民にとって効率的で効果の高い内容になるよう改善されていくと考えられますけれども、一方で、その必要性和効果を見て、こういうふうスクラップをしていくということも大事だろうというふうに考えます。

先ほど少子化対策で、これまで取り組んだことのないという事業を提案させていただきました。非常にインパクトのある政策ではありますけれども、教育と福祉で毎年6億円を生み出していくために、この行政評価制度の精度そのものをさらに上げて、時代の要請に応じて必要な事業はビルド、いわゆる新しく設置をする、取り組むということはしていかなければなりません、それと併せて、これまでずっとやってきたからという、この前例踏襲はちょっとやめて、しっかりPDCAサイクルを回してきちんとスクラップをしていただきたいというふうに思います。

行政評価制度のこの精度そのものをどう上げるかということは、効率の高い運営を進めるために重要な課題でありますけれども、今後どのように取り組むのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

行政評価の精度を高めるためには、評価が客観的で公正であり、評価結果を施策や事務事業に生かすことが重要になります。そのため今年度から、事務事業評価に新たに3次評価を導入いたします。これは、全庁的な判断が必要な事務事業について、部署横断的な評価を行い、事業の廃止、見直し、または継続など、市として方向性を決定するものになります。

また、施策評価におきましても、事務事業評価の3次評価を反映させ、施策に対する事務事業の貢献度や優先度を相対的に評価いたします。さらに、施策評価の内容は、総合計画の進行管理のツールといたしまして、引き続き活用してまいります。

加えまして、外部評価につきましては、平成21年度の導入以降、評価者や評価対象などの実施方法を見直し、これまで実施をしてまいりました。今後も市民をはじめ外部からの意見を取り入れながら、評価の客観性や透明性の確保に努めてまいります。

これらの取組により、行政評価の精度を向上させ、市民にとってよりよい行政サービスを提供できるよう、行財政改革に継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思うわけでもあります。

ただ、この3次評価を実施するという話でもありますけれども、話をよくよく伺えば、1次評価、2次評価というのはもう実際に事業を行っている、その課内の内容。3次評価は市長を含めて市の執行部の皆さん、トップの皆さんの評価だということでもありますけれども、言ってみれば、この3次評価も、やはり役所の中から見れば、自己評価の範疇を超えないんだろうというふうに思います。なので、やはり客観的な評価というものをいかに担保できるか、これが行政評価の大事なところでもありますから、いかに客観評価を加えていくか、ぜひご検討いただきたいと思います。

そしてまた、この事業を、このPDCAを回してスクラップをしていく場合は、これは新しく何かの事業を始めるというのは、予算化は難しいけれども、新しいことを始めるということで、どちらかというやりやすい部分があるんじゃないかなと。ただ、今までやってきたものをやめるという、このスクラップという難しさ、これがなかなか行政はできないんですよ。なかなかできない、なかなか難しいなと思います。しかし、それをやっぱり勇気を持って、あれもこれもではないとおっしゃっていた、あれかこれかの選択をしなければならぬときには痛みも伴うと。でも、全体の中を見て、これもやらなきゃいけない、でも、これはいろんな評価を見て、これはちょっと時代に合わないんじゃないか、うまくないんじゃないか、そういったところは責任を持って、説明責任を果たして、市民ときちっと向き合って行政評価制度を進化させる、これがやっぱり大事なんだろうというふうに思っております。

今回の一般質問も、私が最後から2番目ではありますが、昨日、今日と同僚議員の一般質問をじっくりお聞きしておりますと、やはりどれも皆さん勉強してこられ、それぞれ本当に魂の一般質問であったろうと思うわけです。やっぱりそうすると、あれもこれもそれも、やらなきゃいけないこと、山積みなんですよね、山積みです。ただ、そうなってくると、どれもできませんから、やっぱりしっかりとPDCAを回して、しっかり精度の高い行政評価を運営していく。これがやっぱり限られた財源の中での効率のいい運営だというふうに思いますので、ぜひこの行政評価制度の精度そのものを上げて、スクラップ・アンド・ビルドの精度を上げて取り組んでいただきたい、こういうふうにご期待を申し上げまして、この項を終了いたします。

最後に、道の駅についてお伺いをいたします。

今、那珂市における市民の最大の関心事は、この道の駅なのではないかなというふうに思います。私も各地で様々なご意見をお伺いしておりますし、議員の皆さんも全く同じだというふうに思います。

道の駅に関しては、今年3月の定例会で基本計画が議会に示されました。それまでは、私も何となく話には聞いていた程度で、詳細にはよく分からなかったのですが、ようやく概要が見えてきた、こういうところにあります。しかし、それだけでも、まだまだ不明な点がありますので、今回質問させていただくということになります。

まず、道の駅の場所でもありますけれども、これは那珂インターから下りてきてすぐの飯田

押敷の交差点の北西の角であります。ここも決まるまでには紆余曲折あったようでありますが、計画としてはここに決まりました。

次に、この施設の総工費はいくらになり、その財源はどうなるでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅の整備につきましては、昨年度に基本構想及び基本計画を取りまとめ、令和5年第1回定例会全員協議会において、その内容についてご報告をさせていただきました。

基本計画におきましては、県内道の駅の実績や市施設等の事業費、国交省設計基準などを参考に事業費の試算を行っており、屋内施設費として約14億6,600万円、屋外施設費として約6億7,300万円、造成及び設計費として約4億6,000万円、概算総工費としましては約26億円を想定しているところであります。

また、財源につきましては、道の駅整備においては、交付金や補助金など、各省庁における支援制度の活用が可能であり、想定されます補助事業としましては、飲食施設や直売施設等の整備に活用可能なデジタル田園都市国家構想交付金や農山漁村振興交付金、駐車場やトイレなどの整備に活用可能な社会資本整備総合交付金をはじめ、このほかにも導入機能や施設内容ごとに様々な補助事業の活用が想定されるところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 総工費はトータルで約26億円です。財源は各省庁における支援制度を活用できるということでありますけれども、これは果たして本当にいくら使えるでしょうかというところが、やっぱり知りたいところではありますけれども、まだ現時点では何とも言えないところだとお聞きしておりますけれども、確実にいくら使えるかということ把握しておく必要がありますね。といたしますのも、活用できないそれ以外の部分が市で抱える借金になりますから、市民の生活に大いに影響する、こういうところになってくると思います。

さて、最初にかかるイニシャルコストは約26億円ですが、これで道の駅ができるとして、では、一体どのくらいの利用者が来てくれるでしょうか。市で今のところ想定している単年度の利用者数と平均客単価、そして売上高はどれぐらいなのか。さらに、毎年かかる固定経費であるランニングコストと、それを差し引いた利益、これはどの程度出る計算なのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

基本計画におきましては、道の駅の開設後の運営などを見据えたシミュレーションにより、事業収支の試算を行っております。シミュレーションに当たりましては、計画交通量を基に算出した想定利用者人数77万5,000人に対しまして、県内道の駅の単位人数当たり平均客単

価950円を乗じ、道の駅の想定売上高を算出するとともに、飲食施設については、直営またはテナント運営の2つの運営方式を想定し、他道の駅の状況や統計データなどを参考に施設の維持管理運営に係る固定経費を設定した上で、単年度における営業利益を試算しております。

結果としまして、道の駅の売上高としては年間約7億3,600万円の売上げが見込まれ、飲食施設を直営方式とした場合、固定経費としまして年間約1億1,000万円、営業利益としましては年間約7,800万円の利益が見込まれます。また、テナント方式とした場合、固定経費として年間約8,500万円、営業利益としては年間約1,600万円の利益が見込まれるといった試算となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 年間で利用者は77万5,000人、その方々が全て平均950円の買物をしてくれたとして、売上げが約7億3,600万円と、そういうことですね。この基本計画を見ますと、これは計画交通量、いわゆるあそこの前の道路を通る車の量と立ち寄り率と言って、そのトータルの車がどれぐらい立ち寄ってくれるかという率を掛けて、また、乗車率、いわゆるマイカーであれば何人、あとバスで何人とか、そういったものを想定して掛け合わせ、年間の営業日数を掛け合わせて、この想定利用者数というのをはじき出しているというふうな内容になっておりますけれども、それでこの77万5,000人ですが、ということは、これはあくまでもこれからできる道の駅の敷地に入ってくる人の数ですよ。そういうふうにしてこの道の駅に入ってくる数が年間77万5,000人だという理解をしておりますけれども。

いろんな声があって、例えば市民の声としても、確かに東京のほうから来て、インターから下りて、まずこのトイレには立ち寄るだろうと。立ち寄って、ただ、やっぱり目的地である県北の太子奥久慈のほうにすぐ行っちゃうんじゃないか、帰りも向こうでいろいろと買物をしてきて、高速に乗る前にはトイレには立ち寄るだろうけれども、どれぐらい売上げ、いわゆる物を買ってくれるだろうかという、こういう心配する声もあるんです。

そうなってくると、今の計算によると、今の77万5,000人というのは、道の駅のこの敷地に入ってくる人のあくまで数なので、例えば今の心配みたいな、トイレ休憩だけに寄っていく人も入っているんですよ、この77万5,000人の中には。あとは例えばトイレ休憩をして売店に来てくれるけれども、あまり何も買わないで行っちゃう人の数も入っているし、レジを通過する人がいくら買ってくれるかにもよるんですけれども、そういうことを全部ひくため77万5,000人という計算なんだと僕は理解をしています。多分そういうことなんだと思いますが、そういう方々が全員買ってくれるかどうかということも考え合わせると、計画としてこれで大丈夫なのかなという感じもいたします。

また、この客単価の根拠もそうなんですけれども、これは県内の道の駅における平均客単価という話であります。道の駅というのは、各地で、この地域の観光情報発信と商工業P

R、これが重要な役割ですよね。そのために地元の有力な観光資源と地場産品を大いに売り出すことが重要でありますけれども、ほかの道の駅にもそれぞれ有力な地場産品があって、それを主力にしてPRしていらっしゃるということですよ。那珂市の主力商品は何で、その客単価は、このほかの道の駅の平均の客単価を見込んでよいのでしょうか。ここらのところもいろいろと考える必要があるかもしれません。

また、飲食施設を直営方式にした場合と、テナント方式にした場合において、固定経費はいずれも約1億円ということで、それほど変わりませんが、利益は直営方式だと約7,800万円、テナント方式で約1,600万円ということで大きな差が出てきます。これであれば直営のほうがいだろうというふうにもう単純に考えられますけれども、それを決めるに当たりまして、やっぱりそれぞれのメリットとデメリットというのをしっかりと考えて比較をして検討していただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、この26億円をかけて造って、毎年1億円程度かかる固定経費をペイできる売上げを上げて、採算を取れる施設にしていかなければならないということが行政の使命ですよ。やはり相当の覚悟を持って取り組んでいただかなければならないというふうに思っております。

そのためには、先ほどお話ししたような単なるトイレだけに使う施設に終わらせないように、この売店にいかにか皆さんに足を運んでいただくような魅力的な商品をそろえられるか、これが非常に重要ですよ。まさしく那珂市のここが商工業の底力の見せどころなんだろうというふうに思っています。

ただ、那珂市の主力産業は何といっても農業ですから、那珂市の農業の現状を把握しておく必要があります。ここ数年、那珂市の農業生産量はどれぐらいあるのか。また、その品種ごとの数字もお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農林水産省が公表しております市町村別農業産出額の推計でございますけれども、こちらによりますと、那珂市の農業生産額は平成29年度以降の5年間の平均では32億1,000万円となっております。傾向としましては緩やかに減少しております。

産出額が多い項目の内訳を5年間の平均で見ますと、米17億3,000万円で54%、野菜6億2,000万円で19%、芋類2億7,000万円で8%、また、畜産全体では3億7,000万円の12%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうなんですよ。平均して大体、農業産出額は32億円程度ということになります。これもセンサスなどで調べますと、これ大体、県内でいくとどれぐらいになるかという、那珂市が32億円ですが、一番多いのは、これもやっぱり有名ですけども、

鉾田市ですよ。単独の市町村ではたしか全国1位だったでしょうか、640億円です。本当に桁が違うんです。640億円が鉾田、2位が行方で250億円、そんなところでずっと来まして、実は那珂市は単純に数字で言えばですよ、単純に数字で言えば、県内の農業産出額でいうと、44市町村中30番目です。やっぱり一生懸命頑張っていたいていいるわけですが、もっともっと多分頑張れるんだらうと思いますし、伸び代は十分あるんだらうと思っています。

これが、ただ、今のセンサスで見た数値でありまして、そういったところで見ると、ほかの道の駅、やっぱり行きますと、確かにその土地だけじゃない、県内いろんなところからの商品もあるにはありますけれども、メインは地場産品です、地場産品。その土地ならではの商品が主力として品ぞろえしてあるわけです。それがその道の駅のPR、ここだったら何という、このPRになっているわけですけども、やっぱりこれがなければ道の駅じゃないですよ。道の駅というのはそういうものですから。

だから、そこで、那珂市で想定されている道の駅は、これから何を主力商品として売り出すのでしょうか、お伺いをします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅は、地域の農畜産物や特産品などを市内外に広くPRするとともに、6次産業化の推進や販路拡大など、農畜産業の振興や地域の活性化を図る上でも重要な拠点施設であると認識しております。

こうした中、今後の開設を見据えた道の駅における主力商品につきましては、先日の全員協議会でもご説明をいたしましたとおり、10月に設置を予定しております第三セクター設立準備委員会及び出荷者組合設立準備委員会において検討を重ね、那珂市産の農畜産物やそれらを活用した加工品、特産品などについてブラッシュアップ等を行いながら、主力となり得る商品を見極めていくとともに、商品の供給体制や販売戦略などについても併せて協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） やっぱり那珂市の道の駅だったらこれだよというものがないと駄目ですよ。それを何とかね、何とかと思うんですが、今の段階ではまだちょっときちっとご答弁いただけないようですけども、そのこれからの協議の内容も、ぜひこれから我々にしっかりとご説明いただきたいなというふうに思っております。

また、那珂市の農業は、このセンサスの30位が示しているように、少量、ただ多品種という特徴がありまして、実に多くの農産物が取れますので、今でも市内に複数の直売所が存在しています。そのような状況において、新たに道の駅ができるというわけでありましてけれども、まず、今存在している直売所というのはどの程度の規模なのでしょうか、それぞれの売

上高について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅の導入機能におけます類似施設としましては、農畜産物直売所が考えられますが、市内には民間施設を含めまして4か所の直売所が立地しており、名称としましては、とんがりはっと、芳野直売所、JA常陸那珂直売所、サンファームなるみとなっております。

過去5年間の売上高の状況につきましては、市関係直売所における平成30年度以降の数値とさせていただきますが、とんがりはっとについては1億200万円から1億1,000万円程度で推移しており、芳野直売所につきましては5,200万円から5,500万円程度で推移しているという状況となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今の答弁だと、とんがりはっとは1億円強、芳野直売所は5,000万円強と。そういう中で、道の駅はというと、約7億3,000万円の売上げを予定しているんですよ。かなりのこれは農産物が供給されなければなりません。

先ほど那珂市の農業生産量が示されましたけれども、傾向としては年々緩やかに減少しているという答弁でありました。道の駅となれば、1年中地場産物を絶えず供給する必要がありますけれども、ここらあたりをどうしていくのか、しっかり考えていただかなければならないというふうに思っております。

また、供給側の話だけではなくて、今度は利用者数です。利用者数も一定の限度があるというふうに思いますので、市内直売所への影響も想定されますが、それについてはどのような見解でしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅が整備されることによりまして、少なからず市内直売所への影響については懸念されるものではございますが、先ほどご説明いたしました出荷者組合設立準備委員会におきましては、市内直売所の役員の方々にも委員として関わっていただき、各直売所における長所や特色、すみ分け等について検証を行っていくとともに、それぞれの直売所が市内の農畜産物などを一体的に盛り上げ、相乗効果を生む共存共栄が可能な体制の構築に向けまして、互いに連携を図りながら今後の協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしくその共存共栄ができれば素晴らしいというふうに思います。

また、この道の駅がさらなる集客を期待できる施設として生まれれば、この地にさらに首都圏からも近隣からも利用者をお呼び込むことができると思います。しかし、それもいかに魅力

をつくり出し、PRできるかにかかっていると思います。

これまで数字を中心に道の駅の採算性についてお伺いをしてきました。それなりにしっかりと考えられた計画だと思えますけれども、今のご答弁をお聞きしながら、やはりまだまだ検討する余地も多いなというふうに感じたところであります。

ただ、いずれにしても、数十億円かかる施設が那珂市にできるかどうかという大変大切な問題です。これが起爆剤となって那珂市が活性化すれば、大いにすばらしいことですが、一方で多額の経費を投じながら赤字を続ける経営になれば、その借金は市民が負担することになります。今後の市民生活にも大いに影響のあることですから、私たち議会、そして市民の皆さんと丁寧に意見交換をしていただきたい。

まずは今年、基本計画が示されたということでもありますから、まさしく今日のようなことね、今日のようなことを市民の皆さんに説明していただき、また質疑応答によって市民の疑問にもしっかりと答えていただきたいというふうに考えますけれども、早期に市民に対する説明会、ぜひ開催していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅の整備における進捗状況につきましては、市ホームページなどにおいて随時周知をしているところではございますが、議員もご承知のとおり、昨年度に基本計画を策定した段階でございまして、まだ具体的な敷地や建物配置、導入機能や運営コンセプトなどについては決定していない状況でございます。

今後、基本設計や実施設計などによりまして具体的な内容が定まっておりますので、その段階になりましたらば、必要に応じて説明会の開催なども含めた市民向けの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤実君） いやいや、今の段階でも十分だと思いますよ、もう基本計画ができたんですから。それをもう発表している、議会にも報告してもらっていますので、今の段階でも十分に市民への説明会はできるというふうに考えていますね。

今の答弁では、まだ具体的なことが決まっていないからということではありますけれども、いろんな数字がもう出てきていますから、こういうふうな根拠でこうなんですよというふうな説明をしていただくことには大いに意味があると思います。

今、地域を歩くと、本当に道の駅に関して質問されることが多いんですよ。なので、今でもやっぱりいろんな関心は高い、ただ、疑問はいろんなところである。そういったところでもありますので、今の段階で、基本計画はできているんですから、それを持ってご説明するということは当然意味があると思いますし、言ってみれば、全て決まってから報告、事後報告というんじゃなくて、その時点時点で決まったことをきちんと報告しながら市民の声も聞く、

ご提案も聞く、それが市民協働だろうというふうにも思いますので、ぜひ今の段階でも結構で、十分な資料があるとは思いますが、説明会をぜひ開いていただきたいなと重ねて伺いますが、いかがですか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） 重ねてにはなりますけれども、議員のご指摘がありましたとおり、そういったことも大切かと思えます。今後、先ほども申しあげましたとおり、必要に応じて丁寧な説明会をしてまいりたいと考えていますので、ご了承願います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） その時期を見てということではありましようがね、ただ、道の駅って話を伺っていると、もうやること決まったんでしようというふうに聞かれる場合もあるんですよ。私はいつも、やることは決まったかというのは、この3月に基本計画が今まだ示された段階で、今いろんなことを検討しているところなんです、検討の段階なんですという話をしています。そういうことでいいんですよね。

ぜひ市民と共に検討する。その都度ごとにいろんな話をしながら、こういう将来の那珂市の活性化に向けて、ただ、市民の本当に起爆剤、那珂市発展の大いなる起爆剤にもなり得る非常に大事な道の駅の話でありますから、ぜひ市民の皆さんと膝を交えていろんな話をしながら、いろんな話を聞きながら、あるいはいろんな理解もいただきながらやっていくというのが協働の在り方であろうというふうに考えますので、当然、我々議会に対しては当然でありますけれども、市民の皆さんとも直接いろんな声を聞き、また、いろんな話合いができるような機会を、もうぜひ折に触れて早急に開いていただきますように、重ねてご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告12番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時15分といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（萩谷俊行君） 通告13番、木野広宣議員。

質問事項 1. 公務員の働き方改革について。2. 防災について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、一番最後の質問となりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、公務員の働き方改革について質問いたします。

昨日も大和田議員も市職員についての質問をしておりましたが、私もそれを含めて、改めて質問させていただきます。

公務員の働き方改革の背景にあるのは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く人のニーズの多様化など、これらの課題を解決し、生産性と働くことへの満足度を上げていこうという狙いがあります。

この働き方改革を実現するために制定された働き方改革関連法が2019年4月から施行されており、働く時間を短く、休む時間を長くするための労働時間法制の見直しと、非正規雇用であっても労働に見合った収入を保障するための雇用形態に関わらない公正な待遇の確保という2本柱に沿って、法律の改正や制度の新設が行われています。

課題としては、以下のようなことが考えられます。

1、地方自治体は、職員に時間外勤務をさせる場合、労使協定や条例、規則で勤務時間の上限を決めています。上限については、原則月45時間、年360時間だと思いますが、忙しい部署については月100時間未満、年720時間などと定める場合が多いと聞いております。月100時間になると、労災認定の基準となる過労死ラインと同じになります。時間外勤務の上限規制については、2019年4月の働き方改革関連法施行に伴い、民間企業に時間外勤務の上限規制が導入され、公務員もそれに準じて取り入れております。

民間では、上限時間を各労使で原則月45時間などと定め、超えると違法となり、罰則が科されます。都道府県についてはほぼ横ばいですが、市区町村及び指定都市では時間外勤務の減少が見られます。

時間外勤務は、都道府県、指定都市、市区町村の順に多く、時間外勤務の時間数が月45時間超の職員の割合は全体で4.8%、都道府県では6.4%となっており、市区町村を除き、前年度に比べて増加しております。うち月100時間超の職員の割合も全体で0.4%、都道府県で0.6%、指定都市でも0.4%の状況となっております。

フレックスタイム制度についても、近年増加傾向ではありますが、全体で5.1%と低水準となっております。

定年の引上げに際し、活用が期待される高齢者部分休業制度については、制度を導入している地方公共団体について、260団体、約14.5%と、一部にとどまっております。

年次有給休暇の取得状況ですが、平均取得日数は年間12.3日であり、前年度から0.6日増加しております。国家公務員は15.5日より少ない水準であり、取得がない5日未満の職員の場合ですが13.6%となっております。団体区別に見ると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっております。市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にあります。取得日数が5日に満たない職員の割合も指定都市が最も低く、次いで都道府県、市区町村の順になり、市区町村では規模が小さいほど同じく割合が高い傾向にあります。

育児休業等の取得状況については、女性職員の取得率は100.6%、取得期間も1年超が7割超、うち2年超が約3割となっております。一方、男性職員の取得については19.5%と、近年増加傾向にありますが、対前年比でも増加しているものの、国家公務員の取得率と比べ、低水準になっています。また、取得期間も一月以下が5割以上となっております。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が41.3%増加しているものの、国家公務員の取得率と比べると低水準であります。

以上のことから、時間外勤務が部署によって増えてしまうなど、休暇が取得できない理由として考えられます。

2つ目は、常に新たな行政課題が発生し、対応のために新しい法律、制度が施行され、地方自治体が担わなきゃならない施策、事務事業が増え続けております。最近の新たな政策だけでも、例えばコロナ対策に伴った総合経済対策、子育て支援政策、地方創生総合戦略、福祉政策を中心とする定期的な制度改正に伴う業務負荷の増大の大きな要因となっております。

3つ目として、公務員としての特殊性については、地方公務員においても、公務のための臨時の必要がある場合の労働時間延長、休日労働の規定や、地方公務員法第58条第5項による一部の適用除外などにより、一般的な公務員は労働基準監督署の監督権限外となっております。

人事院規則の改正による国家公務員の時間外勤務の上限時間の設定などの動向により、地方公務員の長時間労働是正の影響も期待はできますが、近年頻発する災害対応時など、公務としての特殊性に起因する長時間労働発生の変因には大きな変化はないと思います。

以上、3つの要因に加え、近年、住民お客様主義による市町村行政の現場で、長時間労働の大きな要因にもなっております。それだけではなく、一部住民の過剰なクレームの対応によってメンタルヘルスに不調を来し、長期休業者となる職員が後を絶たない自治体も多いと聞いております。これらの状況からも、自治体における長時間労働は、民間企業以上に解消が困難です。

さらに、ノー残業デーの推奨により、新たに時間外を助長するようにもなります。民間企業とは異なる様々な制約がある自治体の長時間労働を是正するために必要なこととして、長時間労働発生の原因・要因を明らかにすることが必要であると思います。

根本的な原因・要因、重要な原因・要因を突き止めることができれば、おのずと有効な対策は導き出せるはずであります。長時間労働が発生する原因・要因が特定できれば、正職員が従事しなければならない業務量を削減する視点で有効な対策を検討することがポイントとなり、従来からの業務効率化、生産性向上のための改善、改革の取組と思います。

また、事務事業を推進するための庁内外での各種調整事務や日々の住民や事業者からの様々な問合せの対応など、担当職員による計画的な業務推進を阻害するプロセスが相当な業務量となっている場合は、その解消を図る必要があります。

将来に向けて新たな行政課題に対するために、新しい政策を推進しなければならない行政機関では、放置すると事務量は右肩上がりに増大し続けます。一方、正職員数の抑制が続く、今後も職員定数の大幅な増加が期待できない中、長時間労働を是正するためには、職員数など行政サービスを実行する担い手に関するニーズに応じた業務量を削減する必要があります。

施策の増加、正職員の削減が同時並行で進んできていることから、従来、正職員が直接担当していた事務や事業について、民間企業などのアウトソーシングや会計年度職員の活用拡大により、正職員が担うべき業務を見直す必要があります。事務や事業を丸ごとアウトソーシングするという視点ではなく、分析をしながら、複数をまとめてアウトソーシングすることを検討することも有効であると思います。

なお、2020年度から導入された会計年度任用職員の担当する職務、正職員との役割分担などの検討に当たっても、この視点を盛り込むことが重要と思います。また、RPAの活用により、従来職員が担っていた業務の代替手段として、条件によっては優れた費用対効果が期待できます。

地方公務員の非正規化も進んでおり、非正規公務員は15年で1.5倍に増加、4人に3人が女性という割合です。総務省によると、非正規の地方公務員は2020年時点で約69万4,000人、うち74.5%を女性が占める。また、20年までの15年間で、非正規は1.5倍に増加しましたが、正規は1割減り、約276万人となっているのが現状であります。

そこで、職員の時間外勤務状況について、過去5年の実績をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

時間外勤務手当が支給される職員を対象に、過去5年間の時間外勤務時間の平均をお答えいたします。

平成30年度が約141時間、令和元年度が158時間、令和2年度が113時間、令和3年度が166時間、令和4年度が160時間となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、職員の時間外勤務を減らす取組として実施していることは、どのようなことがあるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

公務員の働き方改革においては、意識改革、業務の効率化、業務の見直しが3本の柱となっております。これらを実現するためには、仕事の質は損なわずに、働く時間と作業量を削減するなど、仕事の進め方の工夫が必要になります。

本市の実施している取組になりますが、意識改革といたしましては、毎週水曜日にノー残業デーの取組をしております。これは、時間を意識することで業務の効率化が図られ、結果として市民サービスの向上につながるものと考えております。

業務の効率化では、パソコン上で処理をする一連の定型的な作業や大量の処理作業を自動化するRPA等の新たなICTの技術の活用を積極的に進めており、職員の事務作業の負担軽減を図っているところです。

業務の見直しでは、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題について、限られた人員により最少の経費で最大の効果を挙げるため、事務事業評価などの行政評価を毎年実施し、各種業務の改善と見直しを図っているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市職員の育児休業の取得状況についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

過去5年間の育児休業の取得率でございますが、女性の取得率は100%となっております。

男性につきましては、平成30年度と令和元年度がゼロ%、令和2年度が12.5%、令和3年度が11.1%、令和4年度が9.0%となっております。

今年度令和5年度につきましては、8月1日現在で取得対象者4名のうち3名が育児休業を取得しており、取得率といたしましては75%となっております。

また、先般、政府が策定したこども未来戦略方針では、男性公務員の育児休業取得率について、令和7年度までに1週間以上の取得率を85%にすると示されました。

本市におきましても、引き続き、男性の育児休業取得の促進と子育てに参画しやすい職場環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市の全職員に占める会計年度任用職員の割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市の職員数につきましては、令和5年8月1日現在で、正職員が487名、会計年度任用

職員が389名、合計876名になります。

全職員に占める会計年度任用職員の割合は44.4%になっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、物価高騰などもあり、職員、会計年度任用職員の給与の見直しについて伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

8月の人事院勧告においては、物価高騰も考慮し、毎月支払われる給与について0.96%の民間較差を解消する勧告内容となっており、本市におきましても、人事院勧告に準じて給与改定をしていきたいと考えております。

また、会計年度任用職員につきましては、今年5月に総務省から出されました通知を踏まえ、常勤職員に準じて改定することを基本に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、全国の地方自治体では、心の健康を崩して休職する職員が増えております。総務省は、調査結果を分析した上で、今年3月に地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の取組の推進等について通知を行いました。

メンタルヘルス不調による休務者は、10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっております。また、近年、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にある地方公共団体が78.2%となっているなど、地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向となっております。

もう一つとしては、ハラスメントの増加についても近年問題となっております。

マスコミ報道などで問題化し、対策も進んではきておりますが、以前のような、一見してパワハラ、セクハラと分かるような形態は少なくなっていると思います。それだけに、潜在化し、長期化している傾向にあると言われますが、この潜在化しているパワハラ、セクハラ、マタハラなどは、内部、外部を問わず、きちんと見つけ出し、通報しやすい環境を高めていくことも重要であります。

よって、ハラスメントの啓発活動などを進める必要があると思います。ハラスメントはしはいけませんと、行為者自身に訴えることも必要ですが、仕組みとしてハラスメントを発生しづらい体制を取ること、併せて重要だと思います。上司の問題なのか、同僚の問題なのか、職種の問題なのか、個人の性格の問題なのか、外部からの言動によるパワハラもありますし、多様なデータを収集することにより、より効果的な対策が取れると思います。

住民ニーズの多様化など、地方公務員を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、職員一人一人に求める役割・責任がより一層高まってきております。職員の方の健康には配慮する

必要があり、そのような対策に積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、市職員のメンタルヘルス不調による病欠、休職の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

療養休暇取得者や休職者のうち、メンタルヘルスの不調によるものは令和3年度が8名、令和4年度が10名となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市のハラスメント防止のための仕組みづくりについてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

令和元年と令和2年の法律改正により、職場におけるパワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は、事業主の義務となりました。

本市においては、セクシュアルハラスメントの処分規程はありましたが、要綱等は制定しておりませんでしたので、この法律の改正を受けまして、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切な対応と措置を講じることがを目的に、那珂市ハラスメントの防止等に関する要綱を令和3年4月に制定いたしました。

また、要綱の制定に合わせまして、職員向けのマニュアルを作成し、ハラスメントに対する市の基本姿勢と方針を周知するとともに、職員のハラスメントへの理解促進を図っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） では、次に、市において、メンタルヘルス対策やハラスメント防止に向け、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

メンタルヘルスの不調を予防するには、職員自らが心の健康について理解することが重要であると考えております。

そのため、職員に対してストレスの予防や軽減をするセルフケアの研修や、管理監督者が職場環境の改善や相談対応を行うラインケアの研修を実施しております。

また、ストレスチェックを毎年実施し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、個別面談などを行い、早期の対応が必要な職員には医療機関の受診を勧めるなどの対応をし

ております。

ハラスメント防止につきましては、ハラスメントに特化した研修を令和3年度より行っております。また、内部相談窓口を総務課に設け、早めの相談を促すとともに、外部相談窓口を本市と委託契約を結んでいる医療機関に設け、必要に応じてカウンセリングを受けられる体制を取っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） メンタルヘルスの不調やハラスメントによる休職者の発生原因の要因として、職場環境への不適合、家庭での悩み、そして、自分自身の健康上の問題など、複数の要因が複雑に絡み合い、メンタルヘルスの不調を起こしていることもあるので、職員の心身の負担を軽減し、より働きやすく、風通しのよい職場に向けて、環境整備を進められることを切に要望いたします。

最後に、以上のことを踏まえながら、職場環境などの総合的な見直しについて、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 木野議員さんの質問にお答えをいたします。

まず最初に、御礼を申し上げます。

皆様方のいろんな提言、提案、そして、執行部の政策等を実現するのは、まさにその実行部隊、職員でございます。職員の環境にいろんな思いをいたして、今回の質問をいただきまして、ありがとうございました。

私たち地方自治体を取り巻く環境は、今、大きな変化の中にあります。限られた職員数で多様化・複雑化する市民ニーズに対応する行政への転換など、将来を見据えた業務の最適化・効率化に進んでいく必要があります。

一方で、ワークライフバランスの重視など、働く職員個人の仕事に対する意識や価値観にも変化が見られます。

このような現状の中で、これからの働き方、職場環境の在り方を考えたとき、職員の健康維持、増進に努めるとともに、休業制度や時差出勤制度などの利活用によってワークライフバランスの推進を図ることも、職員の健康とモチベーションを向上させるだけでなく、市民サービスの質的向上にもつながる大変重要な要素になると考えております。

本市においては、働き方改革を進める上で、制度の見直しに加え、働く職員の意識改革を重要な柱として位置づけ、働く職員がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる職場を実現するため、これまでの取組を推進し、職員が誇りを持ち、やりがいを感じる職場、魅力ある働きやすい職場を実現してまいります。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、市長からも答弁がありましたが、働く職員がそれぞれの事情に

応じた多様な働き方を選択する職場を実現するため、これまでの取組を推進し、職員が誇りを持ち、やりがいを感じる職場、魅力ある働きやすい職場を実現できるよう、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で、この項の質問を終わります。

次に、防災について質問させていただきます。

10万人を超える犠牲者を出した関東大震災は、9月1日で発生から100年を迎えました。首都を襲った巨大地震で、市街地は焦土化したが、近代日本の地震防災の出発点ともなりました。首都直下地震や南海トラフ地震が現実味を帯びる中、再び惨禍を招かないための備えが喫緊の課題となっております。

内閣府の報告書によると、1923年、大正12年9月1日午前11時58分、相模湾北西部を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生し、死者行方不明者は東京府、当時です。神奈川県など7府県で10万5,385人、旧東京市や横浜市では、大規模火災が相次ぎ、火災による死者が全体の9割を占めました。全焼・全壊住宅は約20万棟、経済被害は国家予算の4倍に達しました。

その後の帝都復興事業では、隅田公園などのように防災拠点としての都市公園が設けられるなど、防災機能も備えたインフラ整備や土地区画整備が大きく進み、備えのきっかけにしようと、60年には9月1日が防災の日と定められました。

建物の耐震・耐火性能は向上しましたが、木造住宅密集地域での火災や高層建物での長周期地震動への備えなど、課題は多くなっております。東京では、政治・経済の中核機能や人口集中し、リスクは100年前に比べ、より高まったと言えます。

都は、2022年、30年以内に70%の確立で起こるとされる首都直下地震などによる最新の被害想定を発表しました。都内の死者数は最大約6,100人、建物被害は19万戸以上に上ると推測されております。

9月5日にも横浜やつくば市での離れた地域で地震が発生しており、いつ大きな地震が起きかねない状況であります。

そうしたことを踏まえて、地震だけではなく、防災について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、今年に関東大震災から100年、市の取組についてお伺いいたします。

○議長（菘谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

今年、発生から100年となる関東大震災、発生した9月1日を防災の日として定めています。この時期は台風の襲来が多い時期であり、災害への備えを怠らないようにとの戒めも込められております。

市においても、例年、防災の日に合わせて、避難の方法や避難所の場所、事前準備、情報の取得方法など、いつ発生するか分からない災害への備えを啓発するため、「広報なか」で

「日頃から防災への備えを」と題した記事を掲載し、市民への周知を図っています。

平成元年東日本台風での被害も記憶に新しいところですが、近年、台風、大雨による災害が多くなってきていることから、令和5年度の「広報なか」では、水害への備えとして、我が家のマイタイムラインの作成について啓発を図っています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市職員の防災士資格取得者数、以前より増えているとは思いますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の職員の資格取得者数については、令和4年度末現在で23人になります。

近年3か年の取得者数ですが、令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響により必要な講習が中止になったためおりません。令和3年度は3人、令和4年度は1人が取得しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） では、那珂市在住の市民の防災士資格者数は、分かる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

市民の資格取得者数について、現在、市で把握できるものは、那珂市防災士資格取得補助金交付要綱に基づいて、資格取得に要した費用に対して補助金を交付した方の人数と、那珂市防災士の会の加入者数になります。

これで言いますと、近年3か年の補助金交付者数は、令和2年度はゼロ人、令和3年度は2人、令和4年度は3人が交付を受けています。

また、那珂市防災士の会の会員数は、令和4年度末現在で28名となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、那珂市防災士の会に入られている方、もう少しやっばり多いのではないかと思います。

次に、防災訓練の参加状況について質問いたします。

今年7月23日に実施した防災訓練における防災士の参加状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

防災士の防災訓練への参加状況については、7月23日に実施しました那珂川の氾濫を想定した防災訓練において、市職員の有資格者が4人、那珂市防災士の会から5人の方が参加しております。

なお、今回の訓練に限らず、那珂市防災士の会の会員の方々には、各地区の自主防災訓練の防災組織の防災訓練にも参加いただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、今後の市の総合防災訓練についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

総合防災訓練の実施については、現在のところ予定しておりませんが、今年度中に久慈川沿いのハザード地域を対象とした防災訓練及び原子力災害を想定した訓練を予定しております。その際には、那珂市防災士の会の会員の方へ訓練参加の協力を依頼したいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことから、コロナ禍の中ではなかなかできなかった自主防災訓練組織の防災訓練にも、引き続き積極的に参加していただけるよう、那珂市防災士の会に働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） しかし、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことによって、市民の方の考え方も少し変わってきているとは思いますが。災害はいつやってくるかわからないと思いますので、東日本大震災の教訓を踏まえ、いざというときを改めて考えて、総合防災訓練を行うよう要望いたします。

次に、気象防災アドバイザーとはどのような人材なのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

気象防災アドバイザーというのは、法律に基づく国家資格ではございません。育成研修を受けた上で、国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストとなりまして、限られた時間の中で、予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材ということになります。令和5年8月現在、190名が委嘱されており、内訳としましては、気象庁の退職者が84名、気象予報士が106名となっております。このうち、茨城県に在住している方は2名となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 初めて気象防災アドバイザーという言葉聞く方もいらっしゃると思います。気象防災アドバイザーとは、自然災害への対応に不可欠な防災と気象の両方の知識に精通した専門人材になります。国が育成・確保した上で、自治体と契約し、地域の防災対策を支援します。

2022年度は、全国でも36市区町村で活動されております。災害対応での助言をはじめ、行政の防災訓練の支援や小学校の防災教育の講師など多岐にわたる活動で、地域防災力の向上に大きく貢献されている方です。

では、気象防災アドバイザーの任用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

気象防災アドバイザーの任用状況については、令和5年8月現在、32の団体で37名のアドバイザーが任用されております。茨城県では、龍ケ崎市において1名が任用されております。任用期間については、出水期の期間限定となっております。

また、気象防災アドバイザーではありませんが、日立では、1952年、昭和27年から市のほうで市営の天気相談所を設置しており、市独自の天気予報を行っております。そのため、日立市では、気象予報士を一般職の職員として雇用しており、台風や大雨などが予想される際には、市内の状況を分析するなど、市の災害対策にも関わって役立っていると伺っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） では、気象防災アドバイザーの防災講座を行ってはどうか、市の考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

防災講座につきましては、昨年度と今年度に、中央公民館主催の講座ではありますが、気象予報士の方を講師として防災に関する講座を開催した実績がございます。

現在、防災講座等の学習会の開催は予定はしておりませんが、開催をする際には、気象防災アドバイザーの情報を管理している水戸地方気象台に相談をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ぜひ相談していただき、前向きなご判断をお願いいたします。

次に、気象防災アドバイザーの導入について考えているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

台風や大雨による災害により住民避難が予想される際には、その判断の助言を市長が水戸地方気象台から直接受けることができるホットラインが用意されており、同様の情報提供の仕組みが県防災・危機管理課や常陸国道河川事務所にも用意されております。

また、別に民間のウェザーニューズ社と契約しており、台風や大雨などの影響を那珂市に特化した情報として提供してもらっています。

これらのことから、また、委嘱者数も県内ではまだ少数であることから、現在のところ気象防災アドバイザーの導入については考えておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

でも、国の動向をぜひ注視していただきたいと思います。

日立では気象予報士を持つ市職員の方は、同相談所について、1952年の開設以来、気温や降水量など気象の観測を休みなく続けており、蓄積されたデータや防災対応や天気予報に活用されているとのことでした。

防災対応では、同相談所では、働く気象予報士が防災担当課と日常的に情報を共有されているそうであります。市内では、危険性が高まっている場所の情報なども提供するため、市としての確な災害対応に万全を期すことができるとのことでした。

防災の強化に関しては、地域の実態に合ったきめ細かい情報提供の重要性、専門家の活用性が大事であると思います。本市においても気象防災アドバイザーの導入を改めて検討されるよう要望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告13番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第8号から第13号及び議案第40号から第49号までの以上16件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第8号から第13号までの以上6件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第40号から議案第49号までの以上10件につきましては、文書管理システムに搭載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、文書管理システムに搭載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時56分

令和5年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月22日）

令和5年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年9月22日(金曜日)

- 日程第 1 議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第48号 令和4年度那珂市水道事業会計決算の認定について
議案第49号 令和4年度那珂市下水道事業会計決算の認定について
請願第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 2 議員派遣について
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	寺 門 勲 君	2番	原 田 陽 子 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	萩 谷 俊 行 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	勝 村 晃 夫 君	14番	武 藤 博 光 君
15番	笹 島 猛 君	16番	君 嶋 寿 男 君
17番	遠 藤 実 君	18番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	監査委員	城宝信保君
企画部長	渡邊莊一君	総務部長	玉川一雄君
市民生活部長	平野敦史君	保健福祉部長	生田目奈若子君
産業部長	浅野和好君	建設部長	今瀬博之君
上下水道部長	渡邊勝巳君	教育部長	小橋聡子君
消防長	小田部茂生君	会計課課長補佐 (総括)	高畠啓子君
農業委員会 事務局長	澤島克彦君	選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤裕一君

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

◎議案第40号～議案第49号及び請願第2号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第40号から第49号までの以上10件及び請願1件を一
括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。

富山委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（富山 豪君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例外5件です。

次に、結果でございます。

議案第40号、第41号、第43号、第44号及び第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものとなりました。

議案第47号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

次に、理由でございます。

議案第40号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第41号は、国において、令和5年5月8日限り新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類相当に引き下げられたことに伴い、防疫作業手当の特例が廃止されたことから、本条例の一部を改正するものです。

議案第43号は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第44号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第46号は、那珂聖苑の管理について、現在の指定管理者の代表団体が令和5年10月1日付で会社法第749条の規定に基づく会社合併及び商号変更することから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第47号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。
小池委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第44号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第47号、第48号及び第49号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとする。

理由でございます。

議案第44号の委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第47号の当委員会所管の部分、第48号、第49号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第42号、第44号及び第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第47号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第42号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により項が繰り上がったため、本条例においても必要な改正を行うものであります。

議案第44号及び第47号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第45号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するため、計画的な教職員定数改善により少人数学級推進と教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため、意見書の提出を求めるものです。全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたします。

なお、意見書案は別添のとおりです。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第40号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第41号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第43号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第44号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第45号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について、以上7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第46号の以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第47号 令和4年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 令和4年度那珂市水道事業会計決算の認定について、議案第49号 令和4年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第49号までの以上3件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに

登載したとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第3回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、10件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、効果的・効率的な市政運営を進めてまいります。

さて、県内におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数は増加傾

向にあります。ここに来て、例年は冬に流行するインフルエンザの感染者数も増えてまいりました。人の動きの活発化や免疫力の低下など、要因は様々かと存じますが、今月30日には月見の会、11月には文化祭が開催されるほか、12月には新たにカミスガと合わせた産業祭など、本市を盛り上げる各種イベントが数多く予定されております。

引き続き、地域活力の向上とまちのにぎわい創出を進めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） これにて、令和5年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大和田 和 男

那珂市議会議員 寺 門 厚

那珂市議会議員 木 野 広 宣